

(仮称) 新浜田ウィンドファーム発電事業に係る 環 境 影 響 評 価 方 法 書

補 足 説 明 資 料

平成 3 1 年 4 月

株式会社グリーンパワーインベストメント

風力部会 補足説明資料 目次

1.	設備認定、系統連携について【河野部会長】【非公開】	4
2.	管理用道路等について【河野部会長】【非公開】	4
3.	送電線ルート等について【河野部会長】【非公開】	8
4.	工事計画について【河野部会長】	10
5.	生態系について【河野部会長】	10
6.	植生図について【河野部会長】	12
7.	コウモリ調査について【河野部会長】	16
8.	鳥類及びコウモリ調査について【河野部会長】	16
9.	動植物調査方法について【河野部会長】	16
10.	哺乳類捕獲調査の文章について【河野部会長】	17
11.	生態系の注目種について【河野部会長】	17
12.	クマタカ調査について【河野部会長】	17
13.	人と自然との触れ合いの活動の場について【河野部会長】	18
14.	調査地点図について【河野部会長】【非公開】	18
15.	猛禽類調査の視野図について【河野部会長】	42
16.	専門家について【河野部会長】	42
17.	重要な植物群落等について【阿部顧問】	42
18.	哺乳類の自動撮影調査について【阿部顧問】	43
19.	ヤイロチョウの調査について【阿部顧問】	43
20.	昆虫類のトラップ位置について【阿部顧問】	43
21.	植生調査地点について【阿部顧問】	44
22.	湿地や湧水について【阿部顧問】	44
23.	生態系の注目種について【阿部顧問】	44
24.	小規模な湿地における生態系について【阿部顧問】	45
25.	植生及び生態系に対する影響について【阿部顧問】	45
26.	工事用車両の走行ルートについて【近藤顧問】	45
27.	弥畝山の位置について【近藤顧問】	47
28.	大気質・騒音等の調査地点の設定根拠について【近藤顧問】	47
29.	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査について【近藤顧問】	48
30.	ヒワミズラモグラ、コモグラについて【川路顧問】	48
31.	鳥類リストの記載方法について【川路顧問】	50
32.	ミヤマホオジロやシロハラの調査について【川路顧問】	50
33.	哺乳類の捕獲法の記載について【川路顧問】	50
34.	コウモリの音声モニタリング調査地点について【川路顧問】	51
35.	鳥類のテリトリーマッピングの設定根拠について【川路顧問】	52
36.	「臨む」の使い方について【川路顧問】	54

37. コウモリの音声モニタリング調査地点と捕獲地点について【川路顧問】	55
38. 猛禽類と渡り鳥の調査定点の表記方法について【川路顧問】	55
39. 大気環境の調査位置について【チェックリスト（方法書）No. 23、32】【非公開】	57
40. 対象事業実施区域と最寄り住宅との関係【チェックリスト（方法書）No. 30】【非公開】 80	
41. 水質の調査地点の状況について【チェックリスト（方法書）No. 46】	81
42. 鳥類調査地点からの可視範囲【チェックリスト（方法書）No. 56】	88
43. 専門家へのヒアリング状況【チェックリスト（方法書）No. 76】【非公開】	120

1. 設備認定、系統連携について【河野部会長】 **【非公開】**
設備認定及び系統連系についての状況を説明願います。（第2章）

（事業者の見解）

※事業性を左右する機密情報のため回答を非公開とします。

2. 管理用道路等について【河野部会長】 **【非公開】**
拡大図に示されている県境・市町界上に既設道路あるいは林道、管理用道路等があるのかどうか
わかりませんので道路状況がわかる地図をお願いします。（第2章）

（事業者の見解）

管理用道路等は、図1のとおりです。

※管理用道路等は検討中のため非公開とします。

(図は非公開)

図 1(1) 管理用道路（中央）

(図は非公開)

図 1 (2) 管理用道路 (西側)

(図は非公開)

図 1 (3) 管理用道路 (東側)

3. 送電線ルート等について【河野部会長】 **【非公開】**

系統連系点、変電所、送電線ルート（案）を説明願います。（第2章）

（事業者の見解）

送電線ルート等は図 2 のとおりです。

※送電線ルート等は検討中のため非公開とします。

(図は非公開)

図 2 送電線ルート等

4. 工事計画について【河野部会長】

工事計画が未確定のため調査点の妥当性について議論しかねる状況と考えます。（第2章）

（事業者の見解）

詳細測量や設計を実施していないため具体的な工事計画についてはお示しすることができない状況です。机上検討にはなりますが、地形図等を基に計画した管理用道路等の情報を元に、調査地点を検討しております。

管理用道路等は、図 1（質問 No. 2 にて提示済）のとおりです。

5. 生態系について【河野部会長】

生態系の上位者としてクマタカが記載されていませんが、第3章ではクマタカの生息域となっています。食物連鎖図を見直すとともに本文の記載も見直しが必要と考えます。（第3章）

（事業者の見解）

ご指摘をありがとうございます。以下のとおり本文及び食物連鎖図を修正いたします。

(2) 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するために、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周囲の環境及び生物種より、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な生物種等を選定し、図 3 の食物連鎖の概要として整理した。

対象事業実施区域及びその周囲は、照葉樹林帯（暖温帯）から落葉広葉樹林帯（冷温帯）に位置する。中国山地の脊梁部や臥龍山等の山地斜面では、一部に自然植生であるスギ・ブナ群落やクロモジ・ブナ群落が残されているが、大部分はブナ・ミズナラ群落やコナラ群落等の落葉広葉樹二次林や、スギ・ヒノキ・サワラ植林等の植林地に置き換わっている。その他にも、代償植生である低木群落やススキ群団、ササ群落等がパッチ状に分布している。ススキ草原（ススキ群団）は主にスキー場に成立している。

特異な立地に成立する植生としては、島根県側では溪畔林のケヤキ群落が点在し、広島県側では山麓の湿生地に中間湿原（ヌマガヤオーダー）やハンノキ群落等の湿生林が点在する。

陸生の生態系では、ブナ・ミズナラ群落、落葉広葉低木群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林等や、草原・耕作地等及び湿地に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはチョウ類やセミ類等の草食性の昆虫類やノウサギ等の草食性の哺乳類、第二次消費者としては小さな虫を食べる小鳥類等の肉食性の鳥類や、トンボ類、ハチ類、オサムシ類の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはヒヨドリやキビタキといった鳥類、キクガシラコウモリといった哺乳類、カエル類などの両生類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類やイタチ等の哺乳類が存在すると考えられる。上位性種としてはツキノワグマ、キツ

ネ、クマタカ、オオタカ、サシバ、フクロウが存在すると考えられる。

水域の生態系では、ヨシクラスやツルヨシ群集等の水辺に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカゲロウ類やトビケラ類等の草食性もしくは草食に近い雑食性の昆虫類やカワニナ等の貝類が、第二次消費者としてタカハヤやサクラマス（ヤマメ）等の魚類、上位性種としてはミサゴ、カワウ等の鳥類が存在すると考えられる。

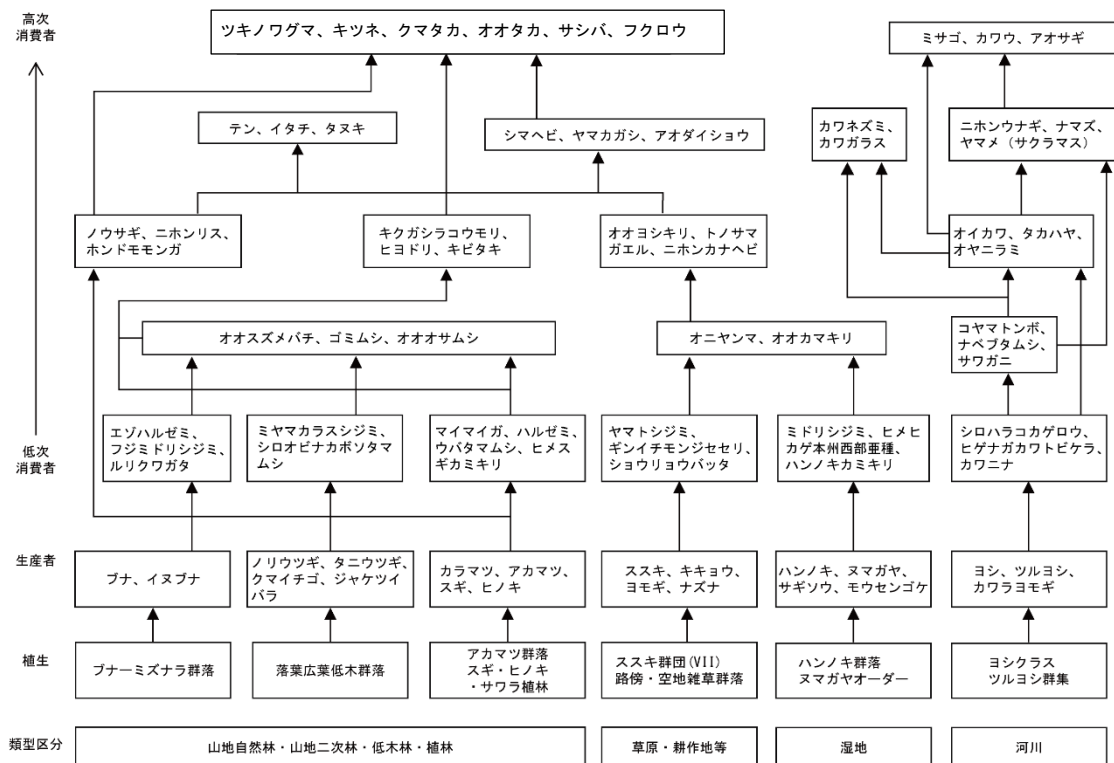


図 3 食物連鎖模式図

6. 植生図について【河野部会長】

調査点を示す植生図は現況確認したものか、文献上のものであるのか 各図面に注釈をつけていただきたい。（第6章 動物）

（事業者の見解）

図4のとおり「植生図は、地点選定のため航空写真等により植生の判読を行ない作成した植生判読素図を用いた」旨、各図面に注釈を追記いたします。

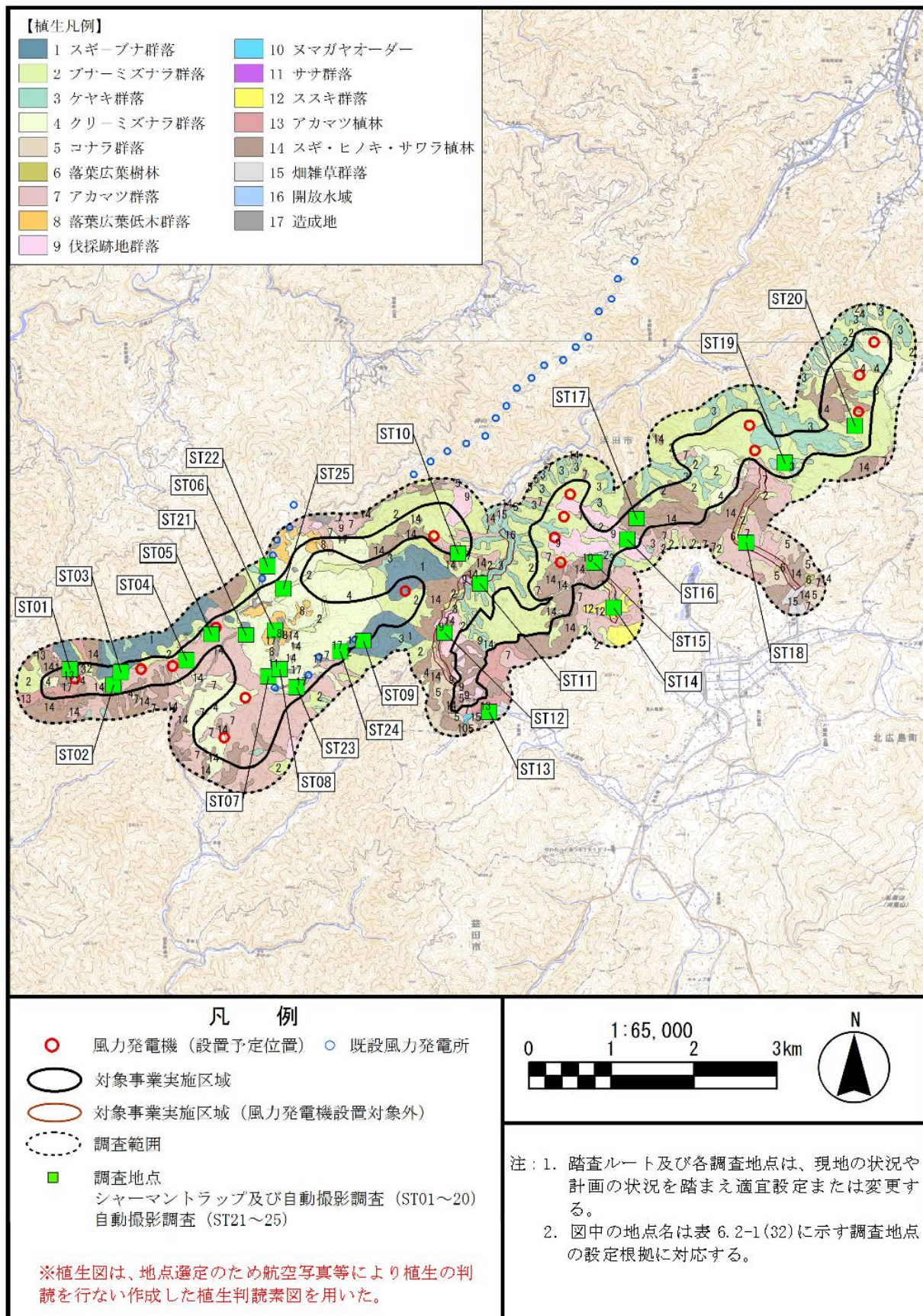


図 4(1) 動物の調査位置（哺乳類：拡大図（全体））

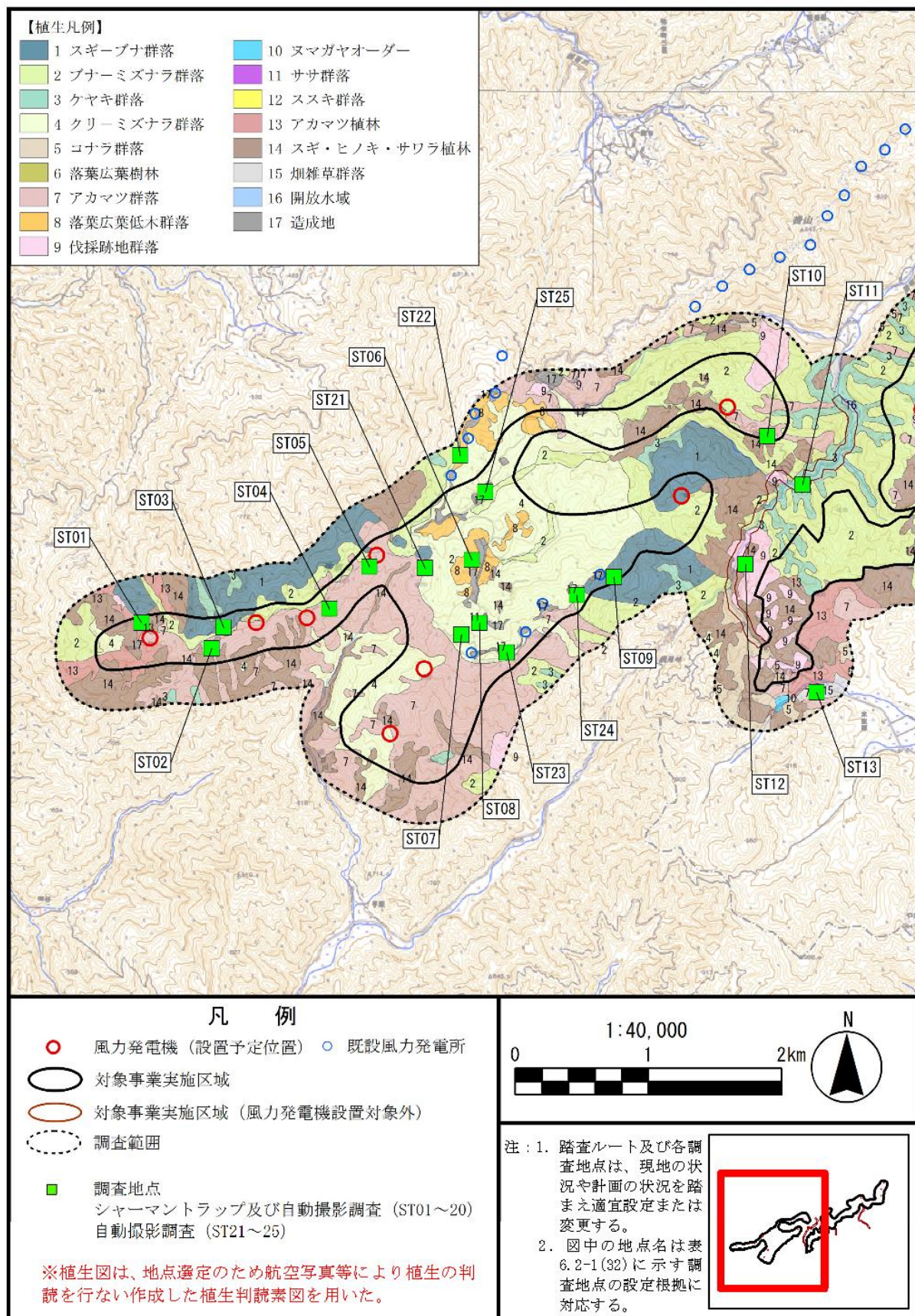


図4(2) 動物の調査位置（哺乳類：拡大図（西側））

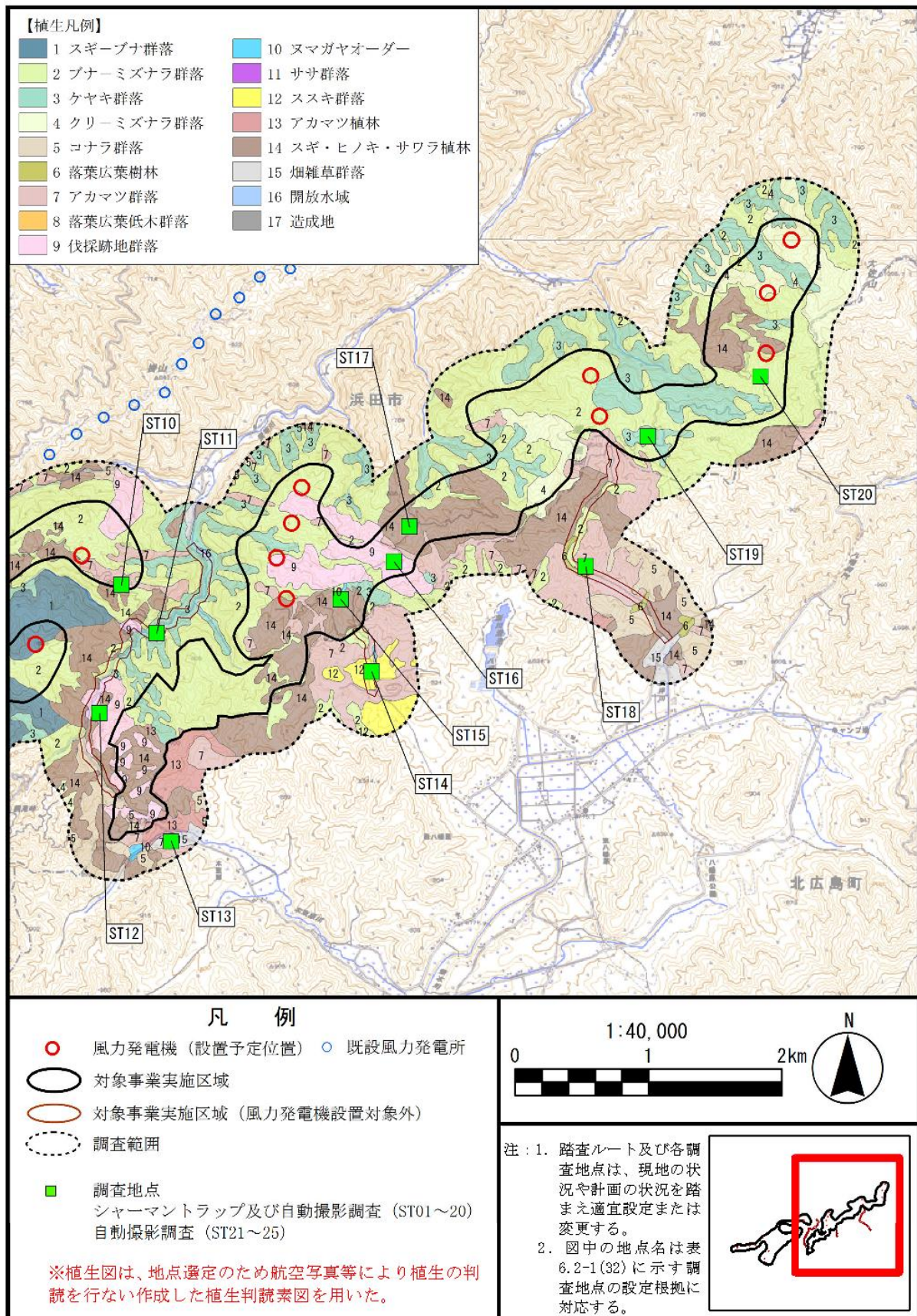


図 4(3) 動物の調査位置（哺乳類：拡大図（東側））

7. コウモリ調査について【河野部会長】

コウモリ類の生息状況調査を捕獲と音声モニタリング調査で行うこととしているが、既設風力のナセル上部での調査についても実施することを検討願います。また、バットストライク調査を既設発電所で行う予定としているが、併せてスカベンジャーの出現状況についても自動撮影装置等を用いて調査することを検討願います。（第6章 動物）

（事業者の見解）

既設風車のナセル上部での調査及び既設発電所でのスカベンジャーの出現状況について、調査実施を検討します。

8. 鳥類及びコウモリ調査について【河野部会長】

鳥類およびコウモリ類のブレード周辺での挙動については自動監視カメラ等の活用も検討してはどうでしょうか？（第6章 動物）

（事業者の見解）

既設風車への自動監視可能なビデオカメラ等の活用についても実施検討します。

9. 動植物調査方法について【河野部会長】

新設の事業区域内での動物の出現状況についての現状把握は必要ですが、予測評価のために既設周辺での稼働後の実態を的確に把握することも重要と考えます。既設の事前アセスデータと稼働後の調査結果との比較は新設の予測評価に適用できるのではないかと考えます。

特に、風車設置に伴う改変部位の動物相は変化していると思いますが、風車からの離隔距離からみた場合の組成の変化等、取得できると影響の範囲や程度を予測する際に貴重なデータとなると考えます。また、鳥類については既設の事前と事後の飛翔実態を的確に把握できるように調査計画を検討していただきたいと考えます。（第6章 動物）

（事業者の見解）

ご指摘のとおり、既設風車周辺での状況を把握するよう調査を実施していきたいと考えております。とくに、鳥類相については、既設風車からの離隔距離に応じて変化する可能性も指摘されていることから、これらを把握できるような調査を検討します。猛禽類に関しては、既設風車付近での生息状況についても調査し、その結果を、可能な範囲で予測に反映したいと考えております。

10. 哺乳類捕獲調査の文章について【河野部会長】

哺乳類の捕獲調査の文章については、いつも指摘されている文章のままです。適切に修正願います。
(第6章 動物)

(事業者の見解)

ご指摘ありがとうございます。以下の通り修正いたします。

「各調査地点にシャーマントラップを20個、約10mおきに設置し、フィールドサイン調査では確認し難いネズミ類等の小型哺乳類を捕獲する。捕獲した種については、種名、性別、体長、個体数等を記録する。また、種の判定根拠となる部位の計測も行う。」

11. 生態系の注目種について【河野部会長】

典型性の注目種としてタヌキを選定している。一方、風力発電において特異的な条件は地上部の改変に加えて植生の上部空間に可動体が位置することである。この点、地上徘徊性動物であるタヌキが果たして典型性を指標する注目種として適切であるかどうか再検討されたい。(第6章 生態系)

(事業者の見解)

既設風車付近でもタヌキは確認されていたことやこれまでの風力部会の指摘を踏まえてタヌキを候補として取り上げました。典型性注目種については現地調査の結果を踏まえ、より適切な種を抽出できるよう検討いたします。

12. クマタカ調査について【河野部会長】

クマタカについては既設の自主アセスの際の飛翔状況に対して工事中、稼働後の飛翔状況を比較検討し、新設地点の飛翔が稼働後にどのように変化する可能性があるのか予測評価する必要があると考えます。また、既設でのクマタカの飛翔状況が事前アセスの結果より変化している場合には、餌種となるノウサギ類などの出現状況の変化も想定されます。稼働風車周辺での事前・事後の動物相の変化が把握できるような調査が必要と考えます。(第6章 生態系)

(事業者の見解)

既設の事前と事後の飛翔状況を比較できるよう検討いたします。

また、餌種については、まずは当該地で何を餌種としているかの把握が重要と考えます。餌種を特定できるよう調査してまいります。

13. 人と自然との触れ合いの活動の場について【河野部会長】

トレッキングルート遊歩道に近接して風車が設置されることになります。視覚的な評価について丁寧な調査と予測評価が必要と考えます。（第6章 景観、主要な人と自然とのふれあいの活動の場）

（事業者の見解）

トレッキングルート遊歩道の眺望利用の状況を確認すると共に、視覚的な評価についての丁寧な調査並びに予測評価に努めます。

14. 調査地点図について【河野部会長】 **【非公開】**

拡大図が大きすぎて場所がわかりません。補足説明資料（説明済み資料）のp. 64の図9では近接住宅の位置が確認できません。図9を拡大して全体的にどこに個別住宅が分布しているのか、風車との距離も追記して示してください。（第6章 大気環境）

（事業者の見解）

大気環境（大気質）の調査位置は、図5のとおりです。

大気環境（騒音及び低周波音、振動）の調査位置は、図6を想定しております。

※個人情報保護の観点から非公開とします。

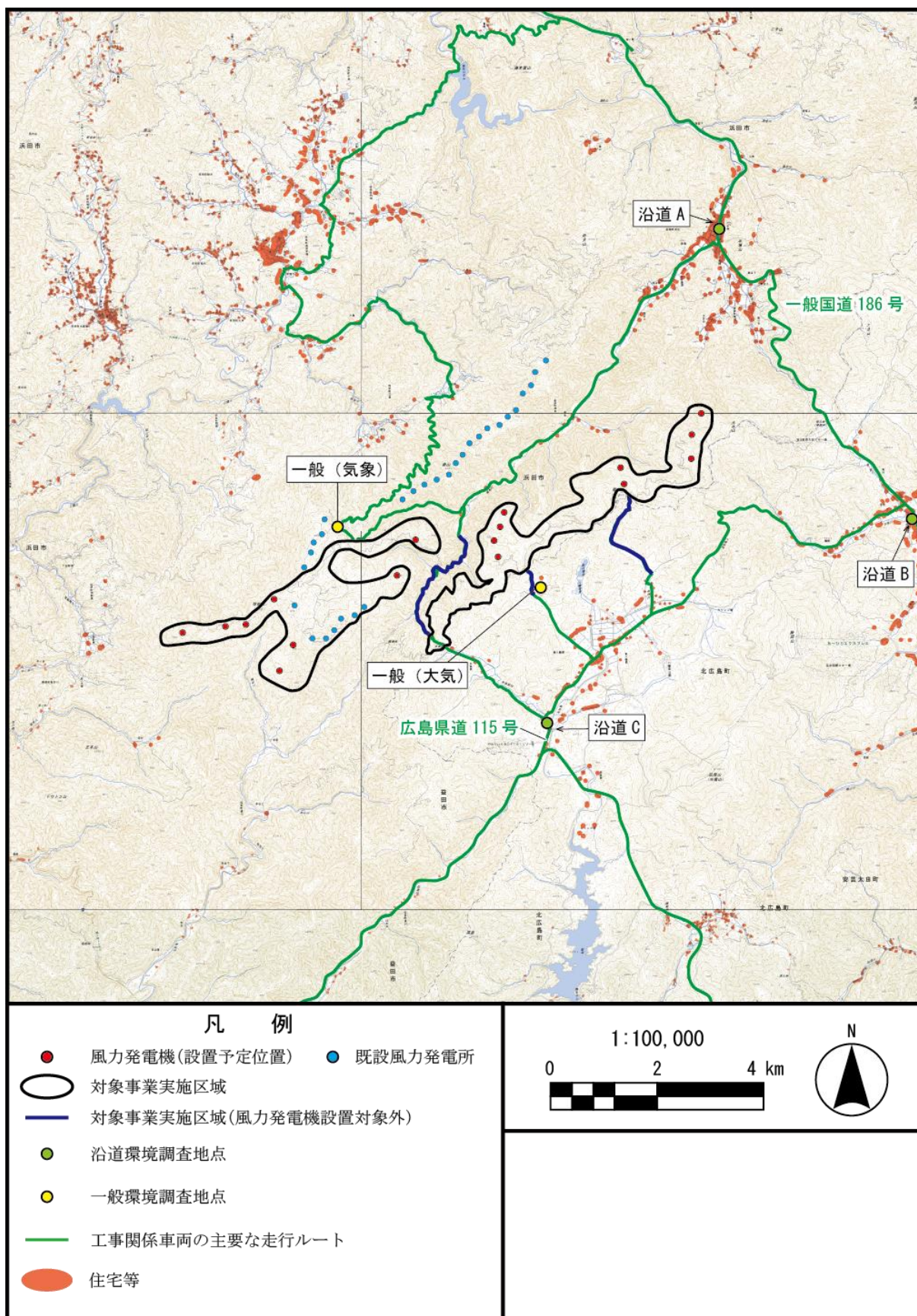


図 5(1) 大気環境(大気質)の調査位置(全体)

(図は非公開)

図 5(2) 大気環境（大気質）の調査位置（沿道 A）

(図は非公開)

図 5(3) 大気環境（大気質）の調査位置（沿道 B）

(図は非公開)

図 5(4) 大気環境（大気質）の調査位置（沿道 C）

(図は非公開)

図 5 (5) 大気環境（大気質）の調査位置（一般（気象））

(図は非公開)

図 5(6) 大気環境（大気質）の調査位置（一般（大気））

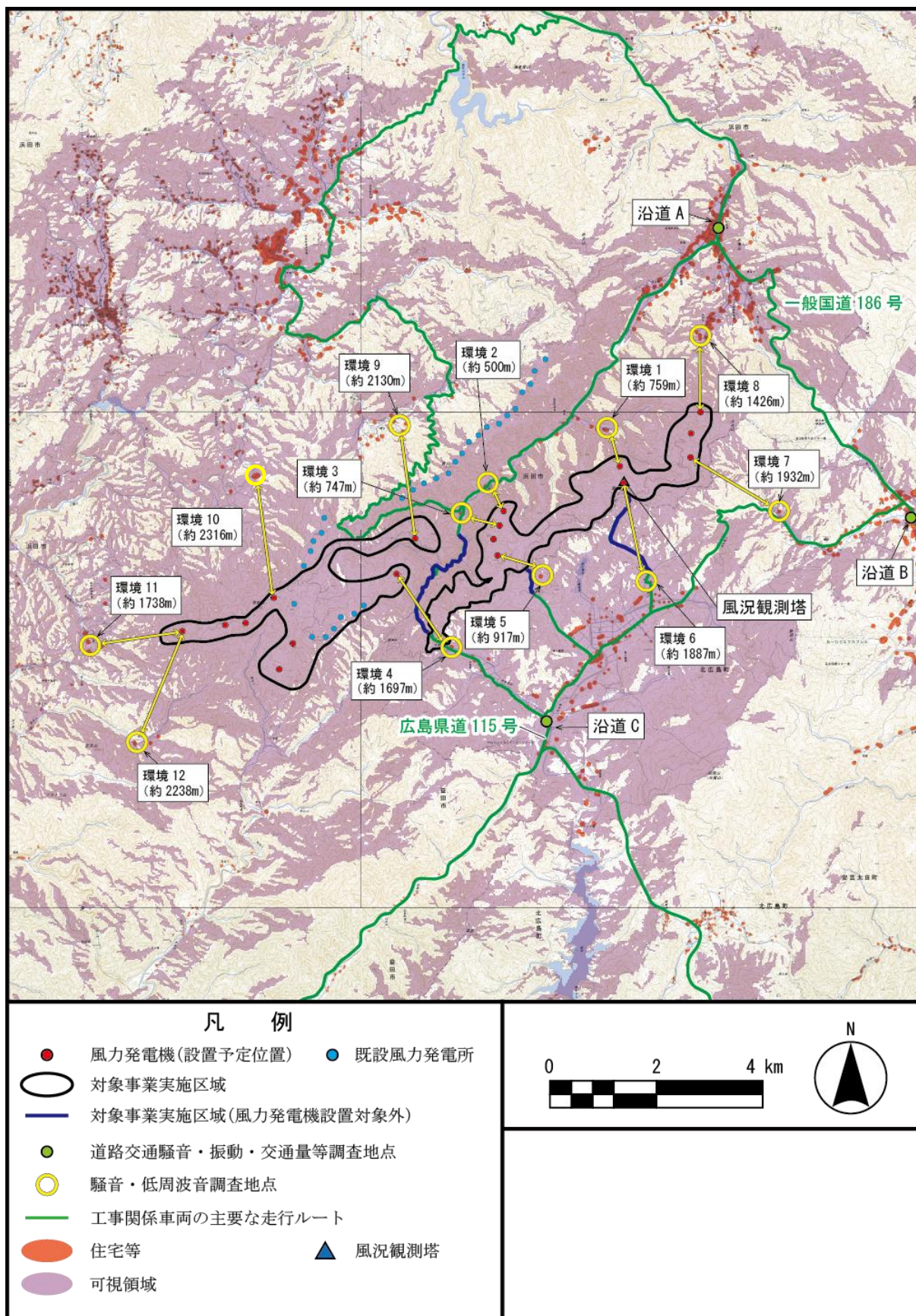


図 6(1-1) 大気環境(騒音等)の調査位置(全体)

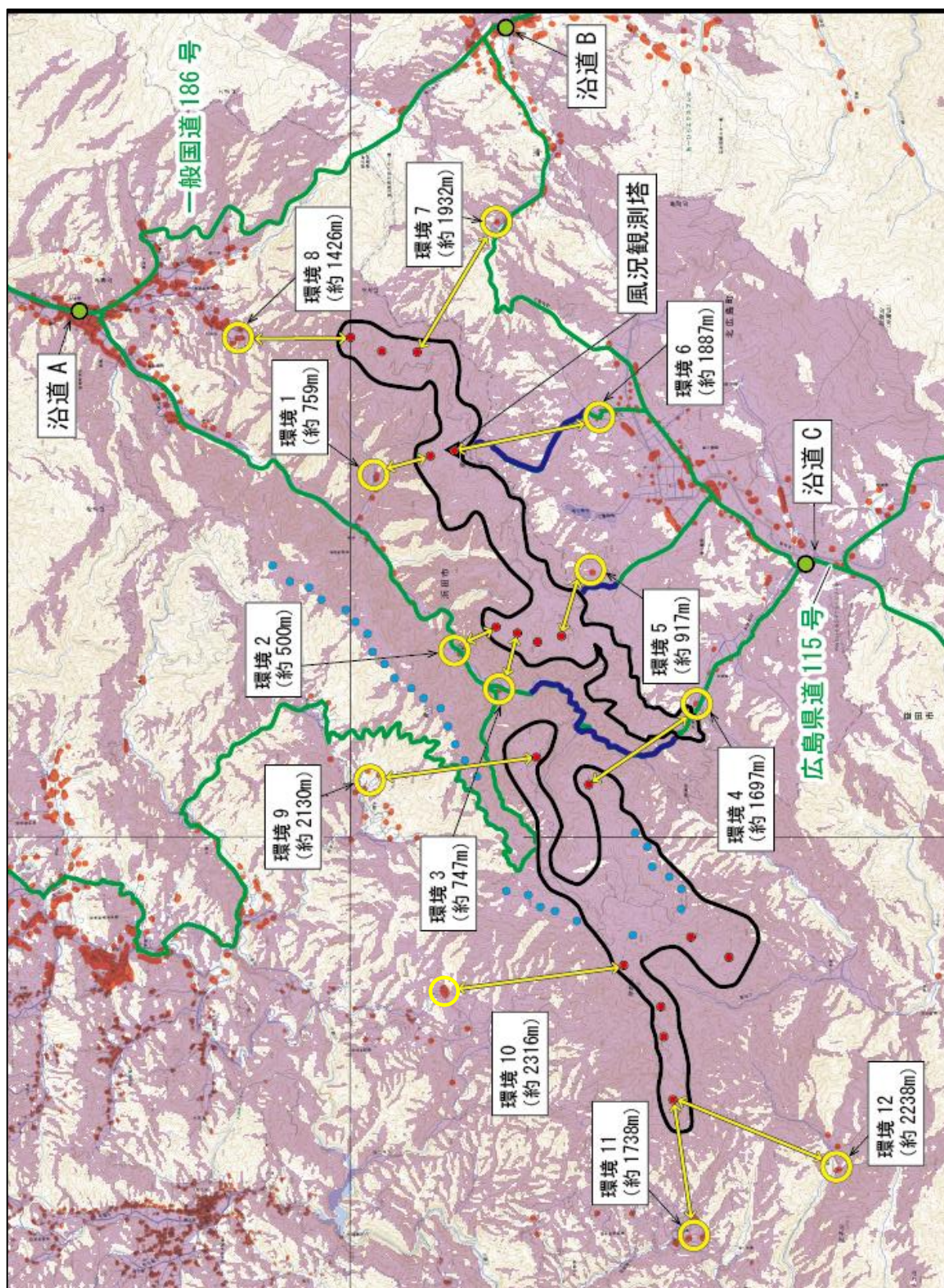


図 6(1-2) 大気環境（騒音等）の調査位置（全体の拡大）

(図は非公開)

図 6(2) 大気環境（騒音等）の調査位置（沿道 A）

(図は非公開)

図 6(3) 大気環境（騒音等）の調査位置（沿道 B）

(図は非公開)

図 6(4) 大気環境（騒音等）の調査位置（沿道 C）

(図は非公開)

図 6(5) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 1）

(図は非公開)

図 6(6) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 2）

(図は非公開)

図 6(7) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 3）

(図は非公開)

図 6(8) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 4）

(図は非公開)

図 6(9) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 5）

(図は非公開)

図 6(10) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 6）

(図は非公開)

図 6(11) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 7）

(図は非公開)

図 6(12) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 8）

(図は非公開)

図 6(13) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 9）

(図は非公開)

図 6(14) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 10）

(図は非公開)

図 6(15) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 1 1）

(図は非公開)

図 6(16) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 1 2）

15. 猛禽類調査の視野図について【河野部会長】

実際の調査でどの地点とどの地点の組み合わせでどの程度視野範囲がカバーできているのか説明願います。特に風車設置予定位置の飛翔を的確に把握できるように調査地点をどのように組み合わせるのか説明が必要と考えます。（第6章 動物）

（事業者の見解）

調査は8人体制で実施する計画としております。風力発電機設置予定位置の飛翔を的確に把握するための定点配置を計画しました。また、調査をすすめる中で、現地における出現状況などに照らして適宜調査地点の追加を検討してまいります。

16. 専門家について【河野部会長】

専門家 中立的機関や第三者組織ではなく民間会社員を専門家として取り上げているケースはこれまでに例はない。理由を説明願います。（第6章）

（事業者の見解）

民間会社に所属しておりますが、県の審議会の委員もなされており、また、広島県にかかる生物の論文等も多数かかれており、県内及び事業地周辺の状況をよく知る有識者であることから選定しております。

17. 重要な植物群落等について【阿部顧問】

重要な植物群落（107ページ）、重要な自然環境のまとまりの場（127ページ）に自然林に近い自然度8を持つブナーミズナラ群落が含まれていないが、含めるべきではないか。

（事業者の見解）

既存資料の植生図のみでは、ブナーミズナラ群落が自然林に近いかどうかまでは判断できないと考えます。そのため、既存資料の整理段階では、自然度8は除外し、自然林とされる自然度9の箇所を抽出して記載しました。

一方で、ご指摘のとおり良好な林分が分布している可能性も示唆されることから、現地調査においては自然度8の部分について踏査や植生調査を実施し、適切に現状を把握した上で、事業計画に反映し、影響低減できるよう検討してまいります。

18. 哺乳類の自動撮影調査について【阿部顧問】

哺乳類の自動撮影調査（359ページ）はST01～25の全地点で実施するのか？東側の風車設置地点（広葉樹林）に地点がないのは何故か。

（事業者の見解）

自動撮影については全地点で実施する予定です。東側の風車設置地点（広葉樹林）についてはST20を代表地点として選定していますが、現地のアクセス等の状況を踏まえ、風車位置でも設置できるよう、検討いたします。

19. ヤイロチョウの調査について【阿部顧問】

当該地域でヤイロチョウの生息の可能性がある。鳴き声により確認できる時期が限られるため、5月下旬に網羅的な鳴き声の把握調査を実施する必要がある。

（事業者の見解）

ご指摘を踏まえ、ヤイロチョウの生息状況調査のため、5月下旬頃に全域で鳴き声の把握調査を実施いたします。

20. 昆虫類のトラップ位置について【阿部顧問】

昆虫類のトラップの位置（372ページ）がアカマツ群落や、スギ・ヒノキ・サワラ植林に偏っているのは何故か。風車設置位置や自然度の相対的に高い広葉樹林に多く設置すべきではないか。

（事業者の見解）

設置数については、環境ごとの分布面積を鑑みて検討しました。落葉広葉樹林は5地点、スギ・ヒノキ植林は4地点、常緑針葉二次林とアカマツ植林は4地点としています。このほか、区域内にある湿原植生や草原等にも設置するなど、多様な種を把握できるよう留意し設定しました。

2 1. 植生調査地点について【阿部顧問】

植生の調査地点（383ページ）に風車の設置地点が含まれていないが、全地点網羅すべきである。特に、ブナーミズナラ群落は、クロモジブナ群集との違いがわからないので、それをきちんと明らかにすべきである。

（事業者の見解）

風車の設置地点は尾根部であり、植生の境界となっている場合もあるため、群落区分を行うための調査資料という位置づけではなく、現状確認のための調査の位置づけとして実施を検討いたします。

また、ブナーミズナラ群落のような二次的な植生と、スギーブナ群落とされる自然植生に近い植生との違いを把握できるよう調査したいと考えております。

2 2. 湿地や湧水について【阿部顧問】

南側には道路を設置もしくは拡幅する計画があるため、Nakagoshi & Abe（1995）が報告している以外の流域に存在する全ての小規模な湿地の存在や湧水の起源を明らかにして、保全措置の必要性を検討すべきである。

（事業者の見解）

現時点では南側の工事拡幅計画の熟度が低いので、計画の熟度が上がった段階で濁水到達が懸念される範囲において、小規模湿地や湧水の調査を実施した上で、十分な離隔が取れない場合は排水位置の変更、拡幅位置の変更を検討いたします。

2 3. 生態系の注目種について【阿部顧問】

当該地域での生態系への重要な影響は自然度の高い植生（自然度8～10）の改変と、道路工事による小規模湿地への影響である。落葉広葉樹二次林（自然度7）と農耕地（自然度2）のモザイク環境である里地里山を指標するタヌキを典型性注目種に選定するのは不適切である。

（事業者の見解）

既設風車付近でもタヌキは確認されていたことやこれまでの風力部会の指摘を踏まえてタヌキを候補として取り上げました。典型性注目種については現地調査の結果を踏まえ、より適切な種を抽出できるよう検討いたします。

24. 小規模な湿地における生態系について【阿部顧問】

小規模な湿地は、対象事業実施区域に含まれていなくても、流域の影響圏の範囲にあれば、生態系の特殊性として選定すべきではないか。

（事業者の見解）

小規模な湿地については区域内でも分布を確認しています。特殊性には取り上げませんが、当然ながら重要な群落であることから、生育・生息する種を把握し、また、当該環境を改変しないよう適切な計画を検討してまいります。

25. 植生及び生態系に対する影響について【阿部顧問】

本件は植生及び生態系に対する影響に対して、配慮書段階で勧告がなされるなど、重大な影響の可能性が考えられる地域である。他地域とは異なり、植生、生態系に対しての重点的な調査を実施し、ミチゲーションヒエラルキーに沿った回避、低減などの十分な保全措置が検討されるべきである。

（事業者の見解）

承知いたしました。適切な調査、予測をおこない、回避、低減をはかれるよう事業計画を検討してまいります。

26. 工事用車両の走行ルートについて【近藤顧問】

15ページ 工事用車両の走行ルートについて、13ページのようなもう少し広域の図も示してください。

（事業者の見解）

工事用車両の走行ルートは図7のとおりです。

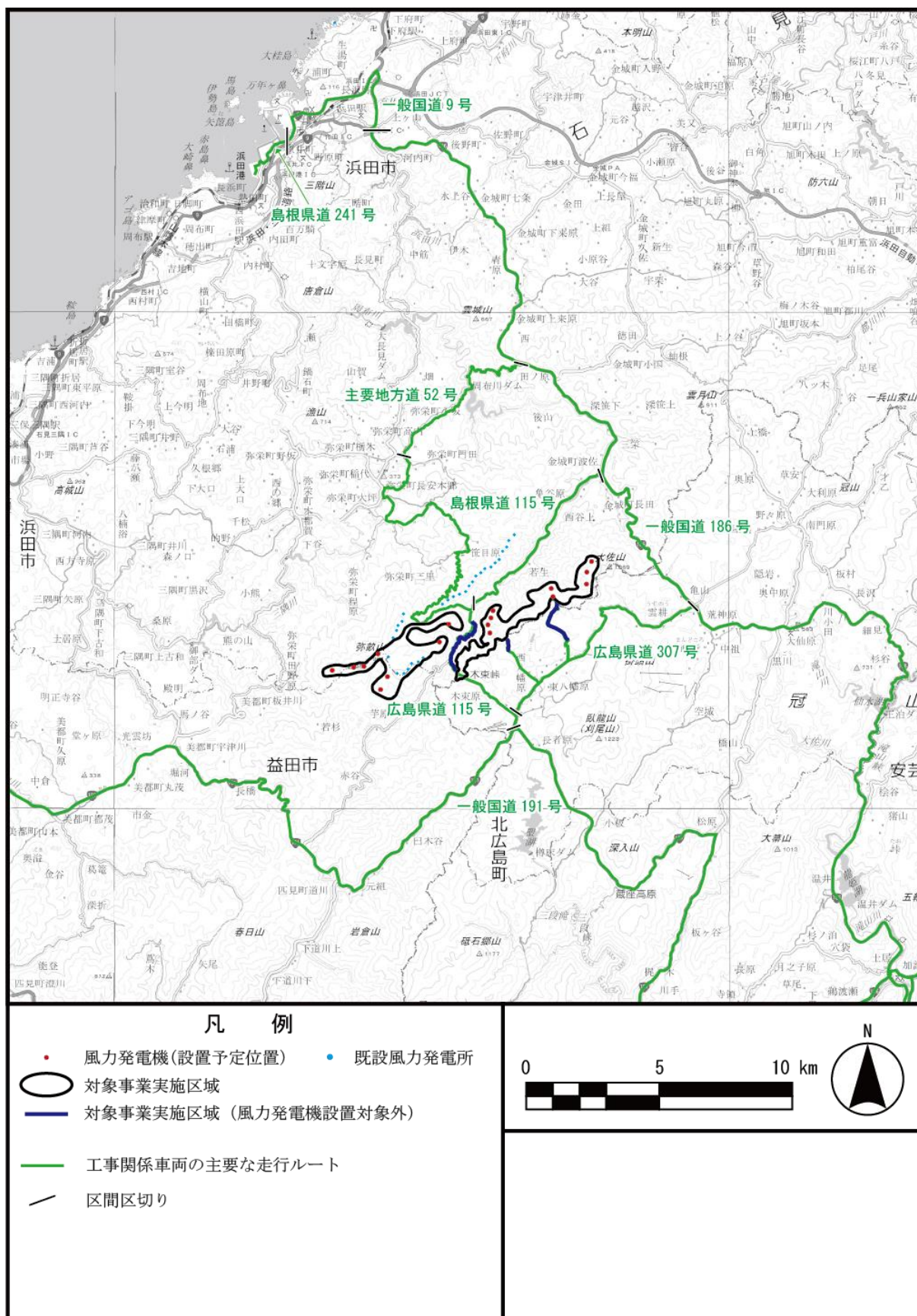


図7 工事用車両の走行ルート

27. 弥畝山の位置について【近藤顧問】

282、285、288ページの弥畝山の位置と294、404ページの位置が異なりますが、どちらが正しいでしょうか。

（事業者の見解）

282、285、288ページにつきましては、景観における主要な眺望点として、弥畝山のうち眺望利用が見込まれる地点を図示しております。

294、404ページにつきましては、人と自然との触れ合いの活動の場として機能している可能性のある地点として、山頂並びに遊歩道、展望小屋を図示しております。

今後の図書におきましては、より分かりやすい表示に努めます。

28. 大気質・騒音等の調査地点の設定根拠について【近藤顧問】

323ページ 調査地点の設定根拠についてもう少し詳しい説明をお願いします。たとえば沿道Aと沿道Bは全く同じ説明ですが、どうして2点設けることになったのでしょうか。

（事業者の見解）

- ・沿道A：工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する一般国道186号沿いの地点から設定したもので、島根県側から入ってくる車両の影響を把握できる地点として設定しました。
- ・沿道B：工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する一般国道186号沿いの地点から設定したもので、広島県側から入ってくる車両の影響を把握できる地点として設定しました。
- ・沿道C：工事関係車両の主要な走行ルート沿いの住宅等のうち、工事関係車両の走行が集中する広島県道115号沿いの地点から設定したもので、広島県側から入ってくる車両の影響を把握できる地点として設定しました。

上記の3地点で調査を行うことで、対象事業実施区域に入ってくる工事関係車両のすべてを把握できると考えます。

- ・一般(気象)：対象事業実施区域及びその周辺の環境を代表する地点として設定したもので、可能な限り開けた場所、通年の観測が可能な敷地が確保できること、電源が確保できることなどを勘案して設定しました。
- ・一般(大気)：対象事業実施区域及びその周辺の環境を代表する地点として設定したもので、可能な限り開けた場所、四季の観測が可能な敷地が確保できること、電源が確保できること、住宅が存在する場所などを勘案して設定しました。

29. 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の調査について【近藤顧問】

400ページ 既設の風車に近い調査ポイントでは、可能であれば既設の風車に関する意見についても景観を含めて聞いてみてはどうでしょうか。特に弥畝山近辺はウィンドファーム浜田の工事に関連して相当改変を受けていると思いますが、自然との触れ合いの観点からアクセスがよくなった等の肯定的意見と保全すべき自然が損なわれ価値が失われたという否定的な意見があると思います。

（事業者の見解）

既設風車に近い調査地点において聞き取り調査を実施する際は、既設風車による利用状況の変化と共にご意見・ご感想も確認するよう努めます。

30. ヒワミズラモグラ、コモグラについて【川路顧問】

p. 67 ヒワミズラモグラ、コモグラは亜種ですか。もしそうであれば、それぞれ種ミズラモグラ、アズマモグラに含めるべきではないでしょうか。このままでは北広島町では、ミズラモグラとヒワミズラモグラ（別亜種）が同所的に生息することになります。

（事業者の見解）

ご指摘のとおり、ヒワミズラモグラ、コモグラは亜種となりますので、種数としては計上せず、ミズラモグラ及びアズマモグラに含めていることを注釈にて示すようにいたします。修正した哺乳類の確認種一覧を次にお示しいたします。

表 1 哺乳類の確認種一覧

No	目名	科名	種名	安芸太田町	北広島町	浜田市	益田市	第2回自然環境保全基礎調査	第3回自然環境保全基礎調査	第4回自然環境保全基礎調査	第5回自然環境保全基礎調査	第6回自然環境保全基礎調査	ガンカモ類の生息調査	島根県レッドデータ	広島県レッドデータ	北広島町レッドデータ	北広島町の自然	フィールドガイド芸北の自然	高原の自然史	金城町誌	弥栄村誌	匹見町誌 現代編	芸北町誌	戸河内町史 自然編	新島根の生物	島根県産水生昆虫
1	モグラ目 (食虫目)	トガリネズミ科	ジネズミ	○	○	○				○							○		○	○						
2			カワネズミ		○	○								○			○		○	○			○			
3		モグラ科	ヒメヒメズ			○											○			○						
4			ヒメズ	○	○	○				○							○		○							
5			ミズラモグラ		○	○											○		○				○			
6			ヒロミズラモグラ		○	○											○		○				○			
7			アズマモグラ		○	○											○		○				○			
8			コモグラ		○	○											○		○				○			
9	コウモリ目 (翼手目)	キクガシラコウモリ科	コウベモグラ	○	○	○				○							○		○							
10			コキクガシラコウモリ		○	○								○			○		○							
11		ヒナコウモリ科	シナノホオビダゴコウモリ		○	○											○		○							
12			フジホオビダゴコウモリ		○	○											○		○							
13			モモンゴロコウモリ		○	○											○		○							
14			モリアブラコウモリ		○	○											○		○							
15			アブラコウモリ		○	○											○		○							
16			ヒナコウモリ		○	○											○		○							
17			ユビナゴコウモリ		○	○											○		○							
18			コテンゴコウモリ		○	○											○		○							
19	サル目 (霊長目)	オナガザル科	ニホンザル	○	○	○		○				○					○		○		○		○			
20	ウサギ目 (齧歯目)	ウサギ科	ノウサギ	○	○	○		○		○		○					○		○		○		○			
21	ネズミ目 (齧歯目)	リス科	ニホンリス		○	○				○				○			○		○							
22			ホンドモモンガ		○	○								○			○		○							
23			ムササビ		○	○				○							○		○		○		○			
24		ヤマネ科	ヤマネ		○	○											○		○		○		○			
25		ネズミ科	スミスネズミ		○	○											○		○		○		○			
26			ハタネズミ	○	○	○											○		○		○		○			
27			アカネズミ	○	○	○											○		○		○		○			
28			ヒメネズミ	○	○	○											○		○		○		○			
29			カヤネズミ		○	○											○		○		○		○			
30			ハツカネズミ		○	○											○		○		○		○			
31		スートリア科	スートリア		○	○											○		○		○		○			
32	ネコ目 (食肉目)	クマ科	ツキノワグマ	○	○	○		○		○		○					○		○		○		○			
33		イヌ科	ホンドタスキ	○	○	○				○		○					○		○		○		○			
34			ホンドクツネ	○	○	○				○		○					○		○		○		○			
35			ホンドテン	○	○	○				○		○					○		○		○		○			
36		イタチ科	チョウセンイタチ	○	○	○				○		○					○		○		○		○			
37			ホンドイタチ	○	○	○				○		○					○		○		○		○			
38			ニホンアナグマ	○	○	○		○		○		○					○		○		○		○			
39		ジャコウネコ科	ハクビシン		○	○											○		○		○		○			
40		ネコ科	ノネコ		○	○											○		○		○		○			
41	ウシ目 (偶蹄目)	イノシシ科	ニホンイノシシ	○	○	○		○		○		○					○		○		○		○			
42		シカ科	ホンシユウジカ		○	○		○		○		○					○		○		○		○			

※ 1. 種名は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト」(河川環境データベース 平成29年度生物リスト)に準拠。

2. 亜種ヒロミズラモグラは種アズマモグラに含めて計上した。

3 1. 鳥類リストの記載方法について【川路顧問】

p. 67～70 鳥類の種名、分類、配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会 2012）に従うべきでしょう。

（事業者の見解）

鳥類の種名、分類、配列は、日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会 2012）に従い修正いたします。

3 2. ミヤマホオジロやシロハラの調査について【川路顧問】

p. 81 事業実施対象区域近くの臥龍山は、ミヤマホオジロ、シロハラ等の日本での希少な繁殖地として知られているので、調査もとくにそこに考慮して進めてください。

（事業者の見解）

当該事業地周辺の現地調査におきましても、ミヤマホオジロ、シロハラ等、臥龍山を繁殖地としているとされている種について留意してまいります。

3 3. 哺乳類の捕獲法の記載について【川路顧問】

p. 350 哺乳類の捕獲法について、やはり「捕獲した種については、種の判定根拠となるよう、種名、性別、体長、個体数等を記録する。」というおかしい表現が残っています。ちなみにコウモリの捕獲では、「種の判定根拠云々」の記述はありません。

（事業者の見解）

ご指摘いただきました箇所について以下のとおり文章を修正いたします。

「捕獲した種については、種名、性別、体長、個体数等を記録する。また、種の判定根拠となる部位の計測も行う。」

3 4. コウモリの音声モニタリング調査地点について【川路顧問】

p. 353 コウモリの音声モニタリング調査地点の設定根拠に、樹高棒か風況観測塔のどちらに取り付けるかを書いた方がいいでしょう。

（事業者の見解）

設定根拠に、取り付ける場所は、樹高棒もしくは風況観測塔であるかを追記いたします。

表 2 哺乳類調査地点設定根拠（コウモリ類生息状況調査）

調査方法	調査地点	環境（植生）	設定根拠
音声モニタリング調査	T01	樹林 （落葉広葉二次林）	樹林に生息するコウモリ類を確認するため、樹高棒に機器を設置する地点を設定した。
	T02	樹林 （落葉広葉二次林）	既設風力発電機付近の樹林に生息するコウモリ類を確認するため、樹高棒に機器を設置する地点を設定した。旧道跡地。
	T03	樹林 （スギ・ヒノキ植林）	既設風力発電機付近の樹林に生息するコウモリ類を確認するため、樹高棒に機器を設置する地点を設定した。
	T04	樹林 （スギ・ヒノキ植林）	樹林に生息するコウモリ類を確認するため、樹高棒に機器を設置する地点を設定した。
	T05	樹林 （落葉広葉二次林）	樹林に生息するコウモリ類を確認するため、樹高棒に機器を設置する地点を設定した。
	MT	樹林（アカマツ植林）	樹林に生息するコウモリ類の高度別状況利用を確認するため、風況観測塔に機器を設置する地点を設定した。
捕獲調査	HT01	アカマツ林	丘陵地の植林地（アカマツ林）や林道沿いを飛翔するコウモリ類の生息状況を把握するために設定した。
	HT02	落葉広葉自然林	丘陵地の樹林（落葉広葉自然林）や林道沿いを飛翔するコウモリ類の生息状況を把握するために設定した。
	HT03	常緑針葉二次林	谷地形の樹林（常緑針葉二次林）や林道沿いを飛翔するコウモリ類の生息状況を把握するために設定した。
	HT04	スギ・ヒノキ林	丘陵地の植林地（スギ・ヒノキ林）や林道沿いを飛翔するコウモリ類の生息状況を把握するために設定した。
	HT05	落葉広葉二次林	丘陵地の樹林（落葉広葉二次林）や林道沿いを飛翔するコウモリ類の生息状況を把握するために設定した。
	HT06	落葉広葉二次林	谷地形の樹林（落葉広葉二次林）や林道沿いを飛翔するコウモリ類の生息状況を把握するために設定した。

35. 鳥類のテリトリーマッピングの設定根拠について【川路顧問】

p. 354 鳥類のテリトリーマッピングの設定根拠には、すべて「鳥類相を把握するために設定」とありますが、「相」だけでなく、生息状況、生息密度を把握するために行うのではないですか？ 相だけなら、任意観察調査でじゅうぶんです。

（事業者の見解）

ご指摘のとおり、「生息状況、つかいの利用状況を確認」するための調査であることを説明修正いたします。

表 3 鳥類調査設定根拠（テリトリーマッピング法による調査）

調査項目	調査地点	植生	設定根拠
テリトリーマッピング法	TM01	スギ・ブナ群落、ブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落、アカマツ群落、アカマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林	風力発電機（設置予定位置）を中心としたスギ・ブナ群落、ブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落、アカマツ群落、アカマツ植林、スギ・ヒノキ・サワラ植林における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM02	ケヤキ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林	風力発電機（設置予定位置）周辺のケヤキ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM03	クレーミズナラ群落、アカマツ群落	風力発電機（設置予定位置）を中心としたクレーミズナラ群落、アカマツ群落における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM04	スギ・ブナ群落、ブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落、アカマツ群落、落葉広葉低木群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林	既設風力発電機を中心とした周囲のスギ・ブナ群落、ブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落、アカマツ群落、落葉広葉低木群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM05	ブナ・ミズナラ群落、ケヤキ群落、クレーミズナラ群落、落葉広葉低木群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林	既設風力発電機を中心とした周囲のブナ・ミズナラ群落、ケヤキ群落、クレーミズナラ群落、落葉広葉低木群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM06	ブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落、落葉広葉低木群落	既設風力発電機周辺のブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落、落葉広葉低木群落における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM07	スギ・ブナ群落、ブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落、アカマツ群落	既設風力発電機を中心とした周囲のスギ・ブナ群落、ブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落、アカマツ群落における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM08	スギ・ブナ群落、ケヤキ群落、クレーミズナラ群落	既設風力発電機周辺のスギ・ブナ群落、ケヤキ群落、クレーミズナラ群落における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM09	スギ・ブナ群落、ブナ・ミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林	風力発電機（設置予定位置）を中心としたスギ・ブナ群落、ブナ・ミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM10	ブナ・ミズナラ群落、アカマツ群落、伐採跡地群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林	風力発電機（設置予定位置）を中心としたブナ・ミズナラ群落、アカマツ群落、伐採跡地群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM11	ブナ・ミズナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林	風力発電機（設置予定位置）周辺のブナ・ミズナラ群落、アカマツ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM12	スギ・ブナ群落、ケヤキ群落、アカマツ群落	風力発電機（設置予定位置）を中心としたスギ・ブナ群落、ケヤキ群落、アカマツ群落における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM13	ブナ・ミズナラ群落、ケヤキ群落、アカマツ群落	風力発電機（設置予定位置）周辺のブナ・ミズナラ群落、ケヤキ群落、アカマツ群落における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM14	ブナ・ミズナラ群落、ケヤキ群落、クレーミズナラ群落	風力発電機（設置予定位置）周辺のブナ・ミズナラ群落、ケヤキ群落、クレーミズナラ群落における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。
	TM15	ブナ・ミズナラ群落、ケヤキ群落、クレーミズナラ群落	風力発電機（設置予定位置）を中心としたブナ・ミズナラ群落、ケヤキ群落、クレーミズナラ群落における鳥類の生息状況、つかいの利用状況を把握するために設定した。

36. 「臨む」の使い方について【川路顧問】

p. 355 St. 4の設定根拠に「広く臨む範囲」という表現があります。「臨む」は向かい対する、面する、という意味であり、「望む」は遠くから一望できる、という意味ですから、ここでは「望む」でしょう。

(事業者の見解)

ご指摘をありがとうございます。表4のとおり修正いたします。

表4 鳥類調査地点設定根拠（希少猛禽類の生息状況調査）

調査方法	調査地点	設定根拠
定点観察法	St. 1	調査範囲東部の北東側広域における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 2	調査範囲東部の北東側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 3	調査範囲東部の東側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 4	調査範囲東部から風力発電機（設置予定位置）を広く望む範囲における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 5	調査範囲東部の東側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 6	調査範囲東部の北側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 7	調査範囲西部の北側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 8	調査範囲西部の北西側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 9	調査範囲東部の北側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 10	調査範囲東部の希少猛禽類の生息状況を広く把握するために設定した。
	St. 11	調査範囲中央部における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 12	調査範囲東部の中央における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 13	調査範囲東部の北側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 14	調査範囲東部の東側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 15	調査範囲東部の南東側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 16	調査範囲中央部及び既設風力発電機を含む範囲における希少猛禽類の生息状況を広く把握するために設定した。
	St. 17	調査範囲西部の既設風力発電機に囲まれる範囲における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 18	調査範囲西部の既設風力発電機に囲まれる範囲における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 19	調査範囲西部の既設風力発電機に囲まれる範囲及び南側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 20	調査範囲東部の南側広域における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 21	調査範囲東部の尾根につながる南側斜面を含む範囲における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 22	調査範囲東部及び西部に囲まれる谷を含む範囲における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 23	調査範囲西部の北側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 24	調査範囲南側の広い範囲における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 25	調査範囲西部の南西側広域における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 26	調査範囲西部の南西側広域における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 27	調査範囲西部の北側広域における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 28	調査範囲西部の西側広域における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 29	調査範囲西部の西側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。
	St. 30	調査範囲西部の南側における希少猛禽類の生息状況を把握するために設定した。

37. コウモリの音声モニタリング調査地点と捕獲地点について【川路顧問】

p. 362 コウモリ音声モニタリング調査地点と捕獲地点が近くにあると、結果を照合しやすいと思いますが、地点によってはかなり離れています。

（事業者の見解）

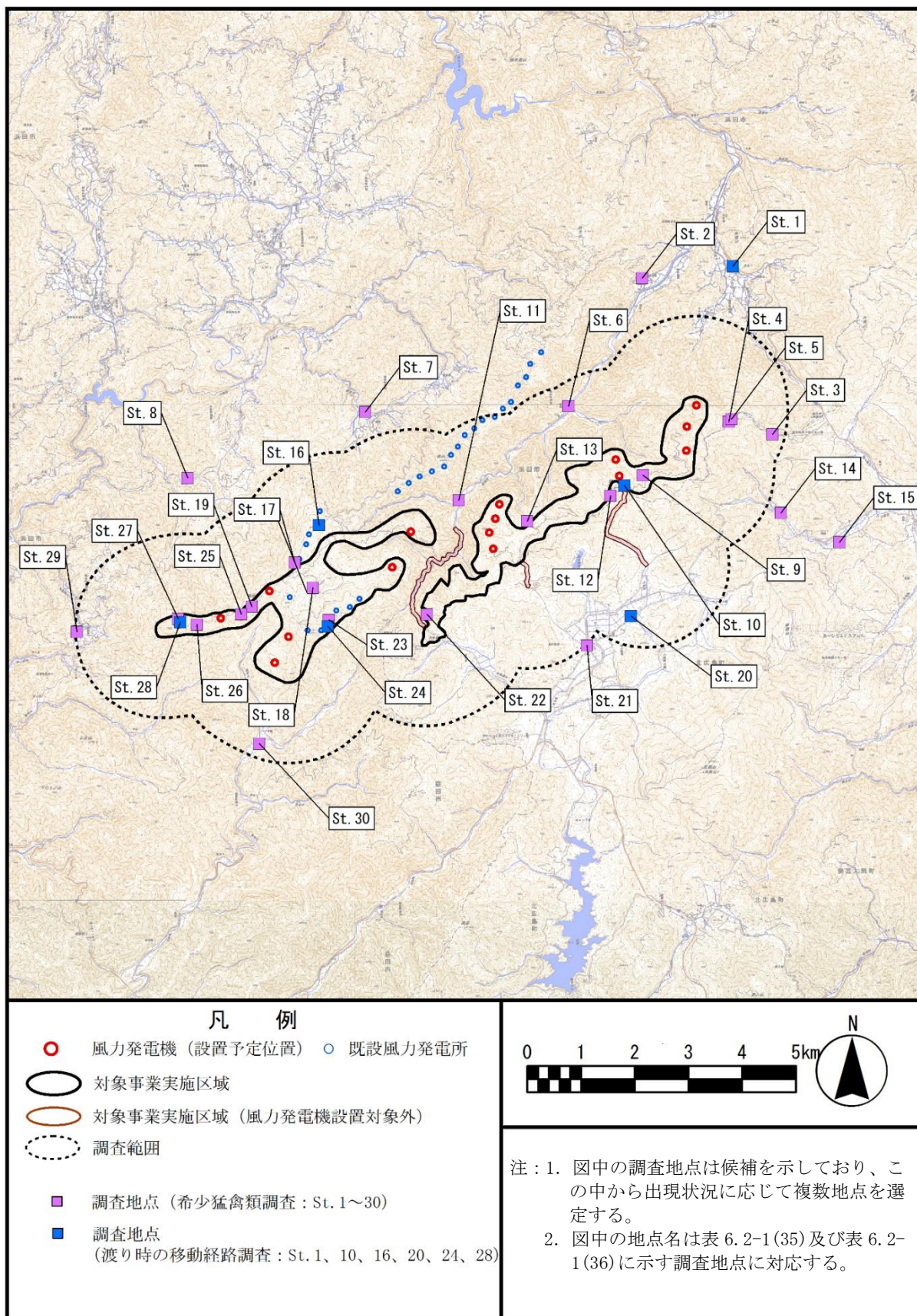
コウモリの捕獲調査に適した地点と音声モニタリングに適した地点では観点が異なる面があり、前者は森林性の飛翔高度が低いコウモリをメインターゲットにして考えておりますが、後者は高空を飛翔するコウモリ類をターゲットにしています。必ずしも近くに設置することができない場合もありますが、極力近い場所で行えるよう、現地状況を踏まえて地点を見直したいと考えております。

38. 猛禽類と渡り鳥の調査定点の表記方法について【川路顧問】

p. 368 猛禽類用の定点調査地点と渡り鳥用に兼用する地点は別に色分けした方がわかりやすいのではないのでしょうか。

（事業者の見解）

ご指摘のとおり、猛禽類用の定点調査地点と渡り鳥用に兼用する地点は別に色分けいたします。色分け後の図面を次に示します。



【説明済み資料】

39. 大気環境の調査位置について【チェックリスト（方法書）No. 23、32】 **【非公開】**

- ・大気質、騒音及び超低周波音、振動の調査地点について、住宅、道路、測定場所の関係が分かる大縮尺の図（500 分の 1～2500 分の 1 程度）は記載されているか。[非公開可]

【調査地点の妥当性を検討するため】 【方法書P6. 2-10(324)】

- ・騒音の調査地点の状況（写真等）が把握できるものとなっているか。[非公開可]

【騒音の調査地点の妥当性を検討するため】 【方法書P6. 2-22(336)】

（事業者の見解）

大気環境（大気質）の調査位置は、図 8 のとおりです。

大気環境（騒音及び低周波音、振動）の調査位置は、図 9 を想定しております。

※個人情報保護の観点から非公開とします。

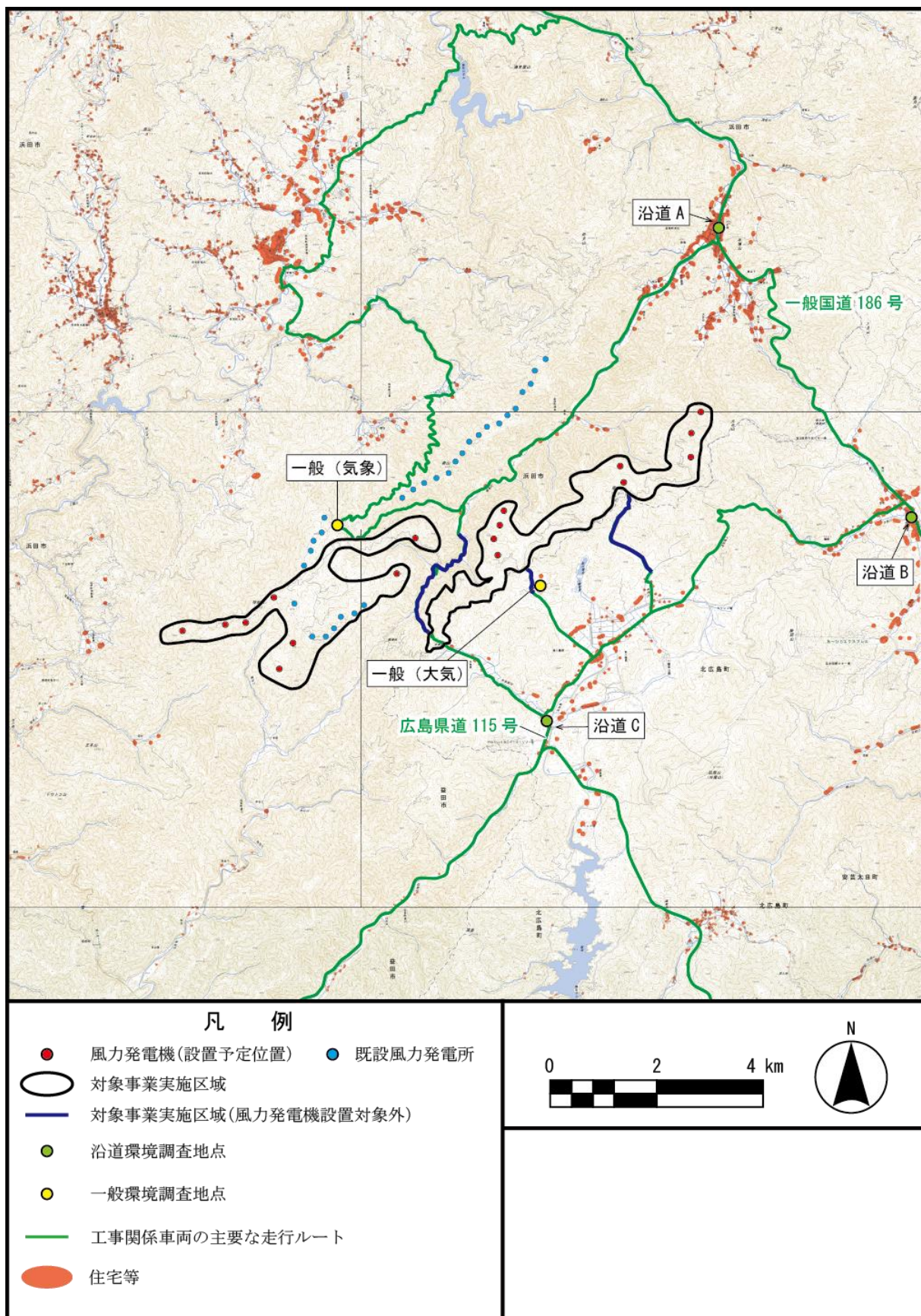


図 8(1) 大気環境（大気質）の調査位置（全体）

(図は非公開)

図 8 (2) 大気環境 (大気質) の調査位置 (沿道 A)

(図は非公開)

図 8 (3) 大気環境（大気質）の調査位置（沿道 B）

(図は非公開)

図 8(4) 大気環境（大気質）の調査位置（沿道 C）

(図は非公開)

図 8(5) 大気環境（大気質）の調査位置（一般（気象））

(図は非公開)

図 8 (6) 大気環境（大気質）の調査位置（一般（大気））

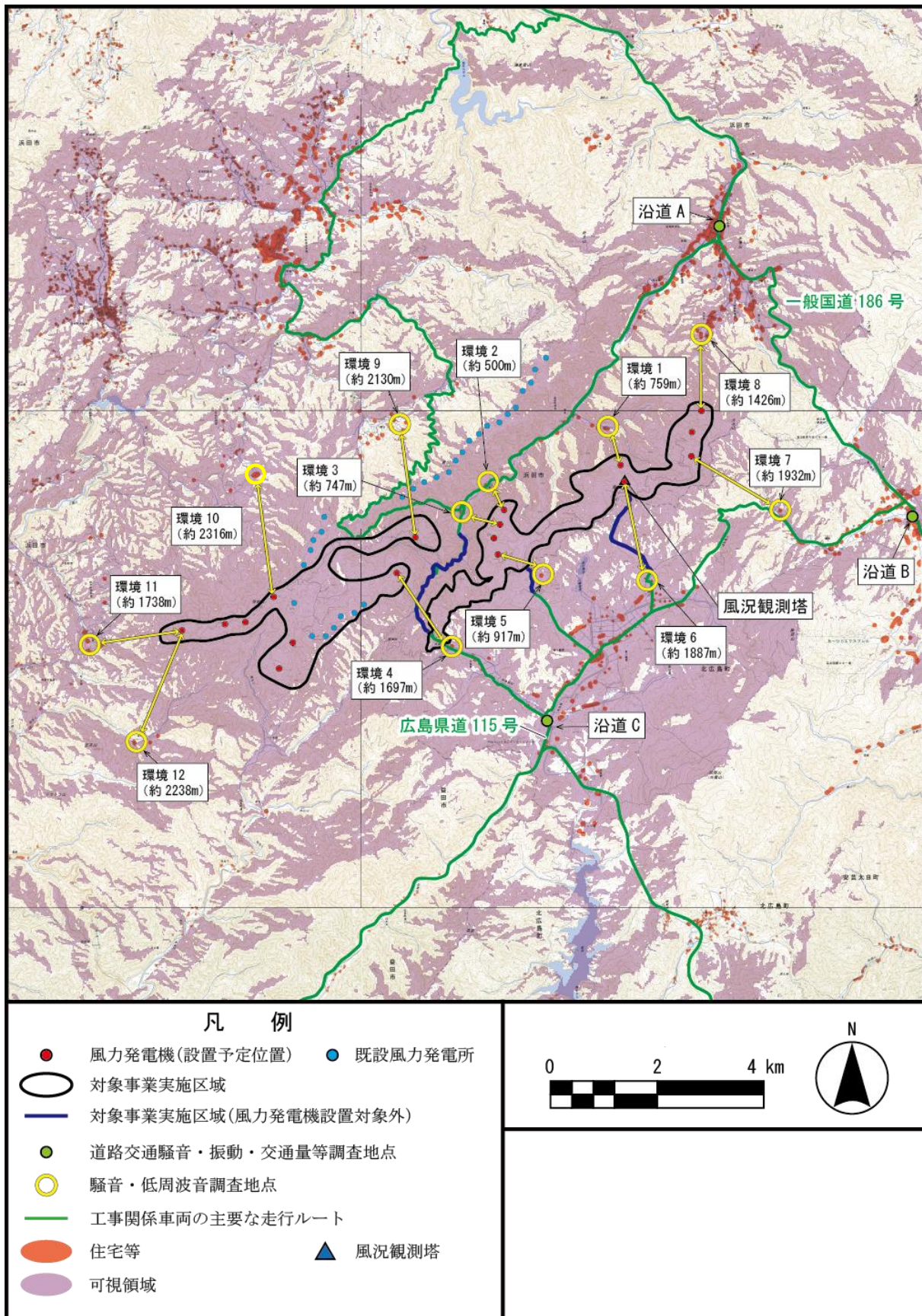


図 9(1) 大気環境(騒音等)の調査位置(全体)

(図は非公開)

図 9 (2) 大気環境（騒音等）の調査位置（沿道 A）

(図は非公開)

図 9 (3) 大気環境（騒音等）の調査位置（沿道 B）

(図は非公開)

図 9 (4) 大気環境（騒音等）の調査位置（沿道 C）

(図は非公開)

図 9 (5) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 1）

(図は非公開)

図 9 (6) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 2）

(図は非公開)

図 9 (7) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 3）

(図は非公開)

図 9 (8) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 4）

(図は非公開)

図 9 (9) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 5）

(図は非公開)

図 9(10) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 6）

(図は非公開)

図 9(11) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 7）

(図は非公開)

図 9(12) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 8）

(図は非公開)

図 9(13) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 9）

(図は非公開)

図 9(14) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 10）

(図は非公開)

図 9(15) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 1 1）

(図は非公開)

図 9(16) 大気環境（騒音等）の調査位置（環境 1 2）

40. 対象事業実施区域と最寄り住宅との関係【チェックリスト（方法書）No. 30】**【非公開】**

対象事業実施区域から最寄りの住宅までの状況（距離、地形等）が分かる地形図は記載されているか。

【調査地点の設定の妥当性を検討するため】 【方法書P6. 2-22 (336)】

（事業者の見解）

対象事業実施区域（風力発電機）から最寄りの住宅までの状況は図 10 のとおりであり、距離は約 500m です。

※個人情報保護の観点から非公開とします。

（図は非公開）

図 10 対象事業実施区域（風力発電機）から最寄りの住宅までの状況

4 1. 水質の調査地点の状況について【チェックリスト（方法書）No. 46】

調査対象となる河川、湖沼において取水及び利水が行われている場合は、その箇所と水質の調査地点との関係は示されているか。

【調査地点の設定の妥当性を検討するため】 【方法書P6. 2-26 (340)】

（事業者の見解）

水質の調査位置は、図 11 のとおりです。

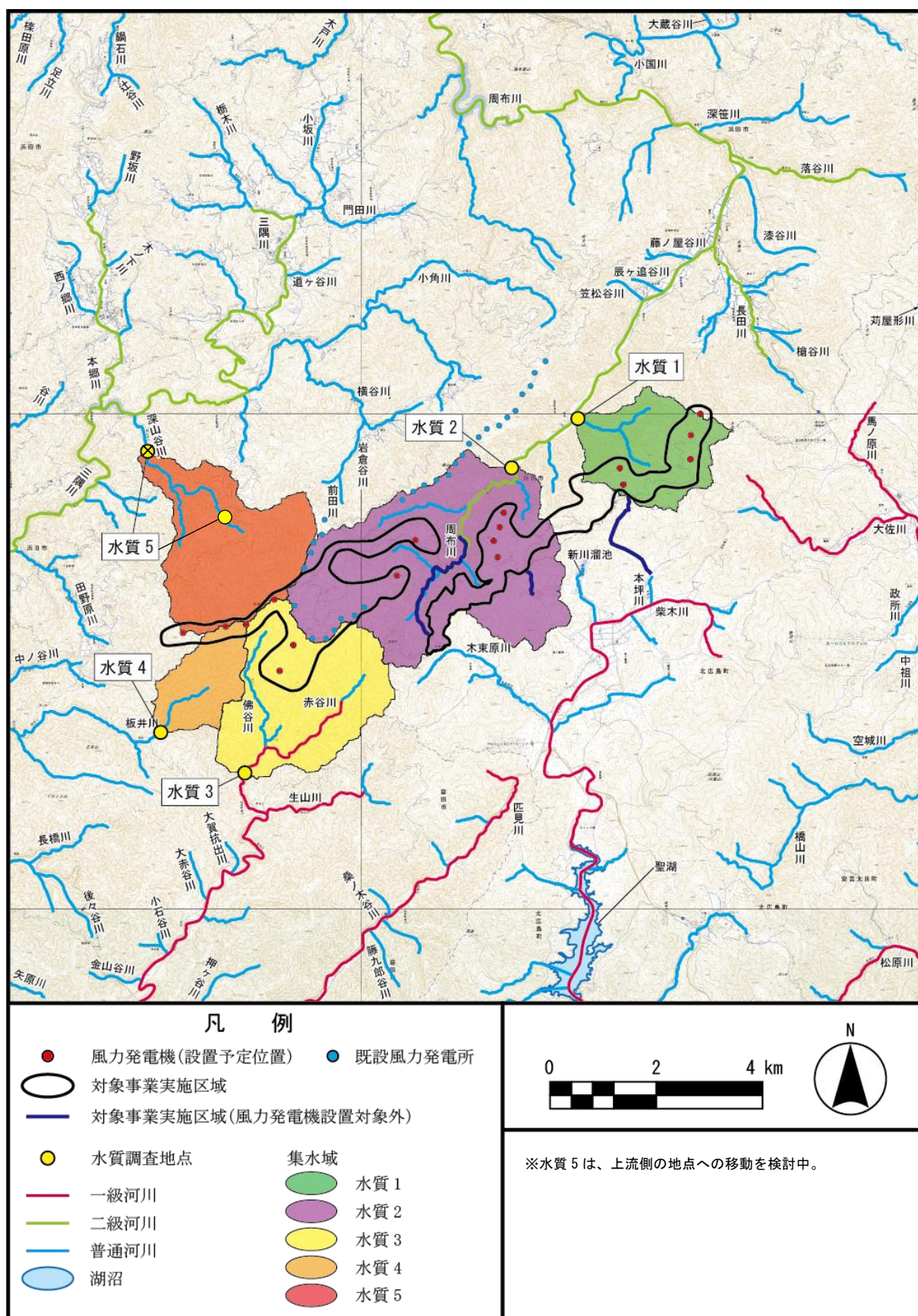


図 11(1) 水環境（浮遊物質質量及び流れの状況）の調査位置（全体）

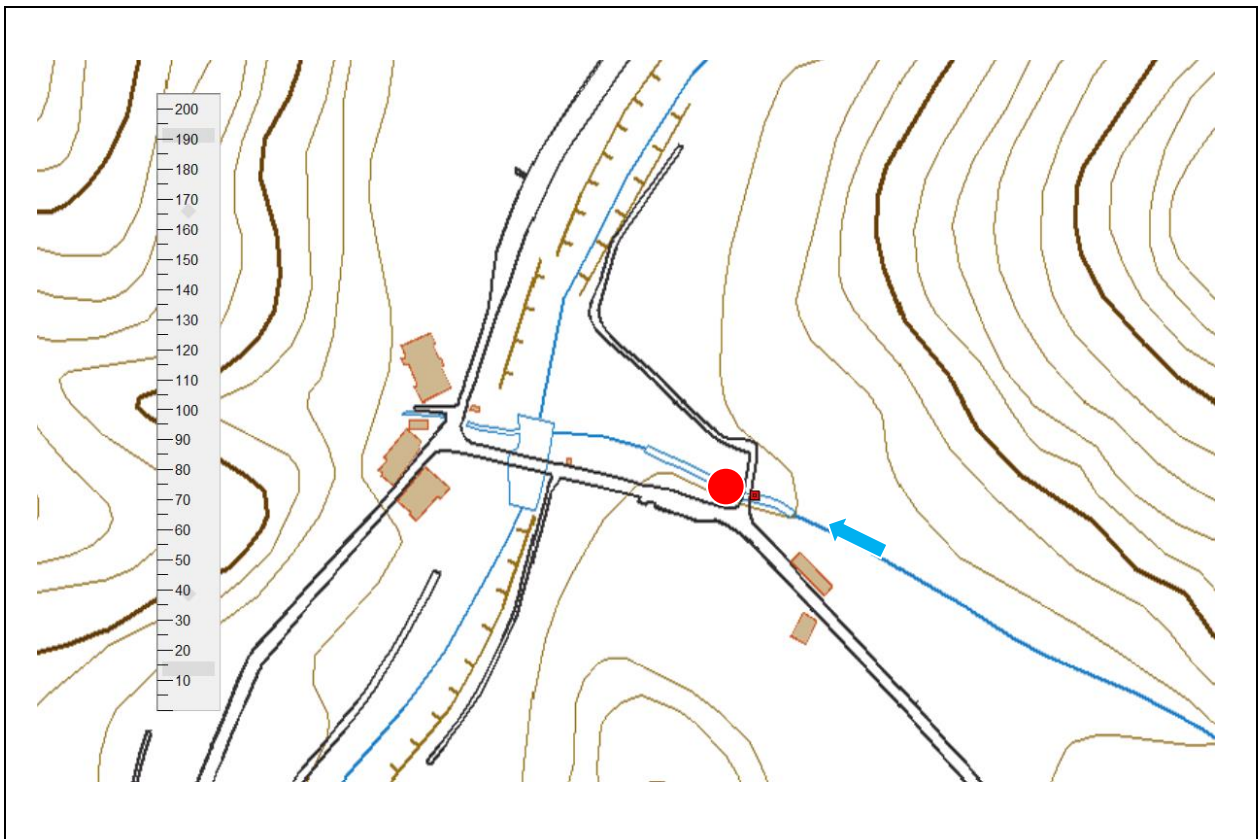


図 11 (2) 水環境（浮遊物質質量及び流れの状況）の調査位置（水質 1）

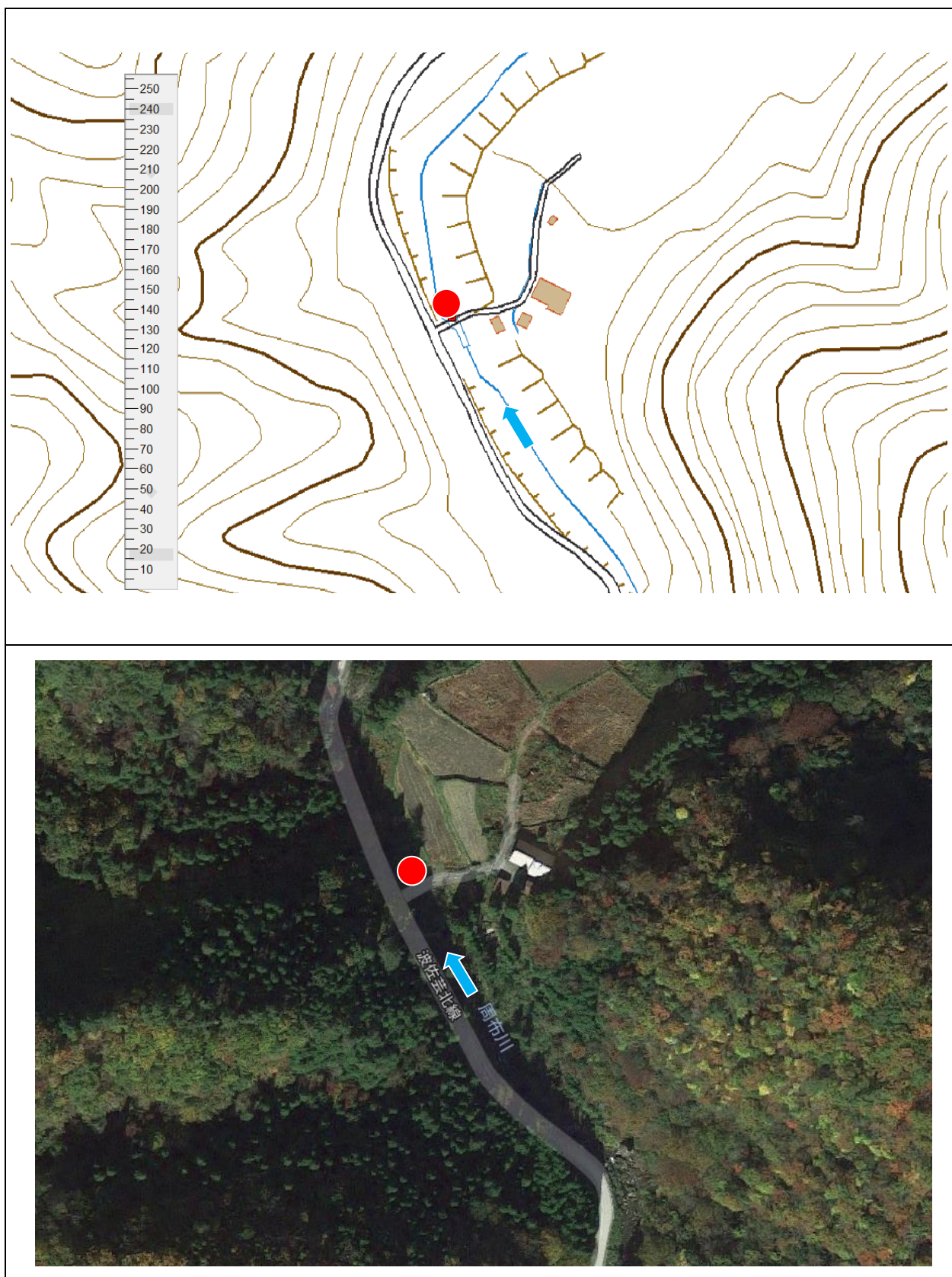


図 11 (3) 水環境（浮遊物質質量及び流れの状況）の調査位置（水質 2）

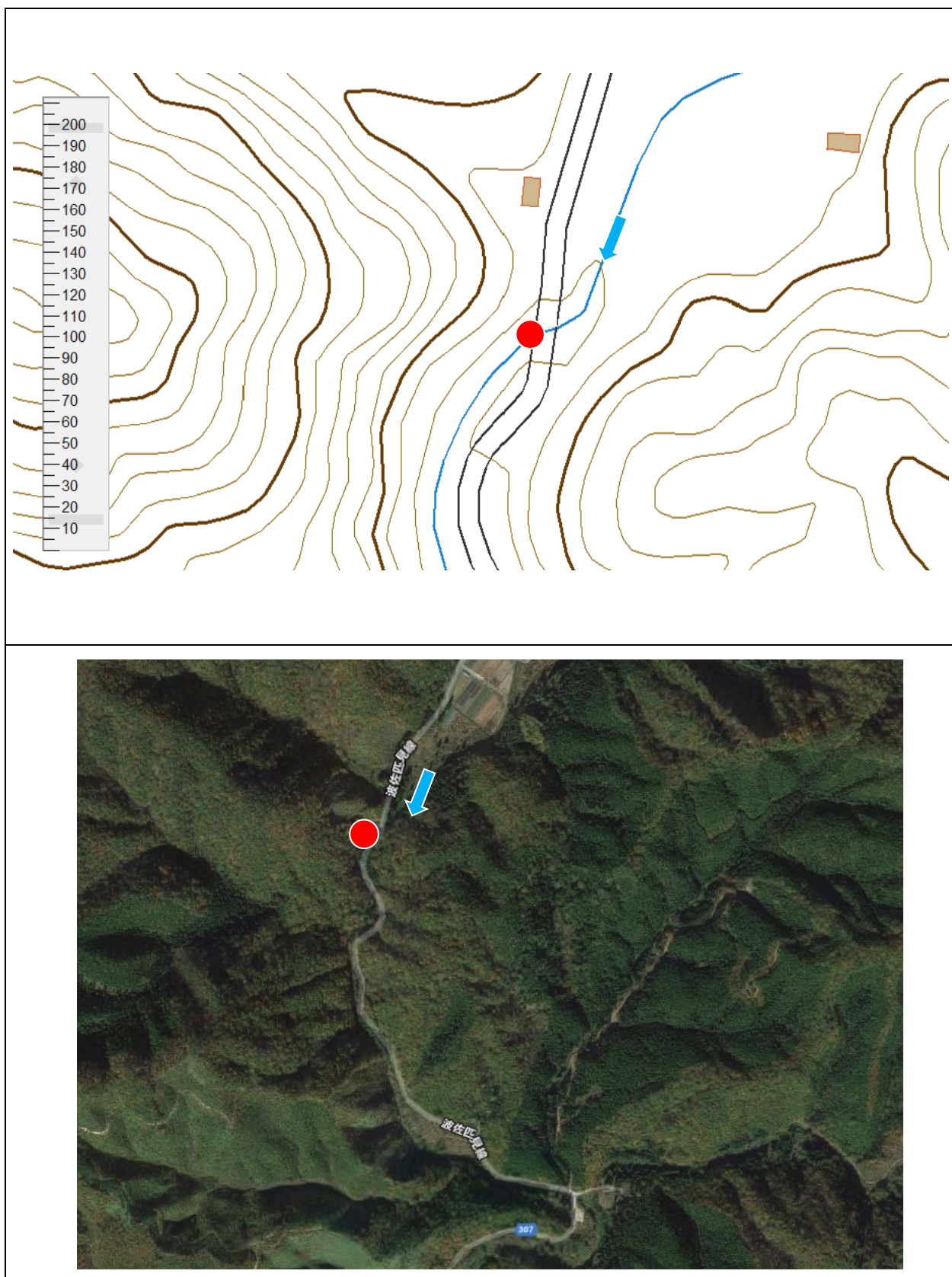


図 11 (4) 水環境（浮遊物質質量及び流れの状況）の調査位置（水質 3）

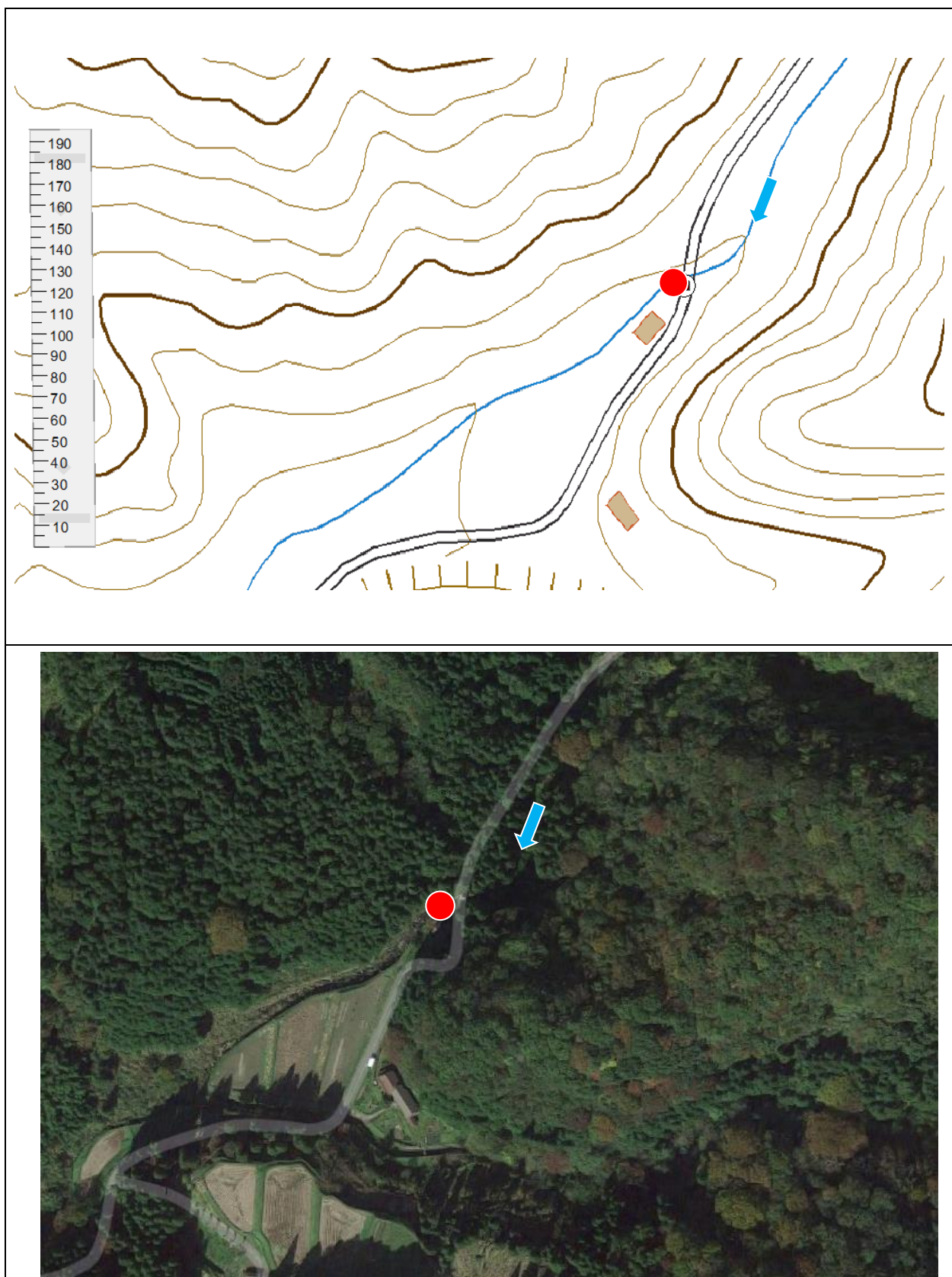


図 11 (5) 水環境（浮遊物質質量及び流れの状況）の調査位置（水質 4）

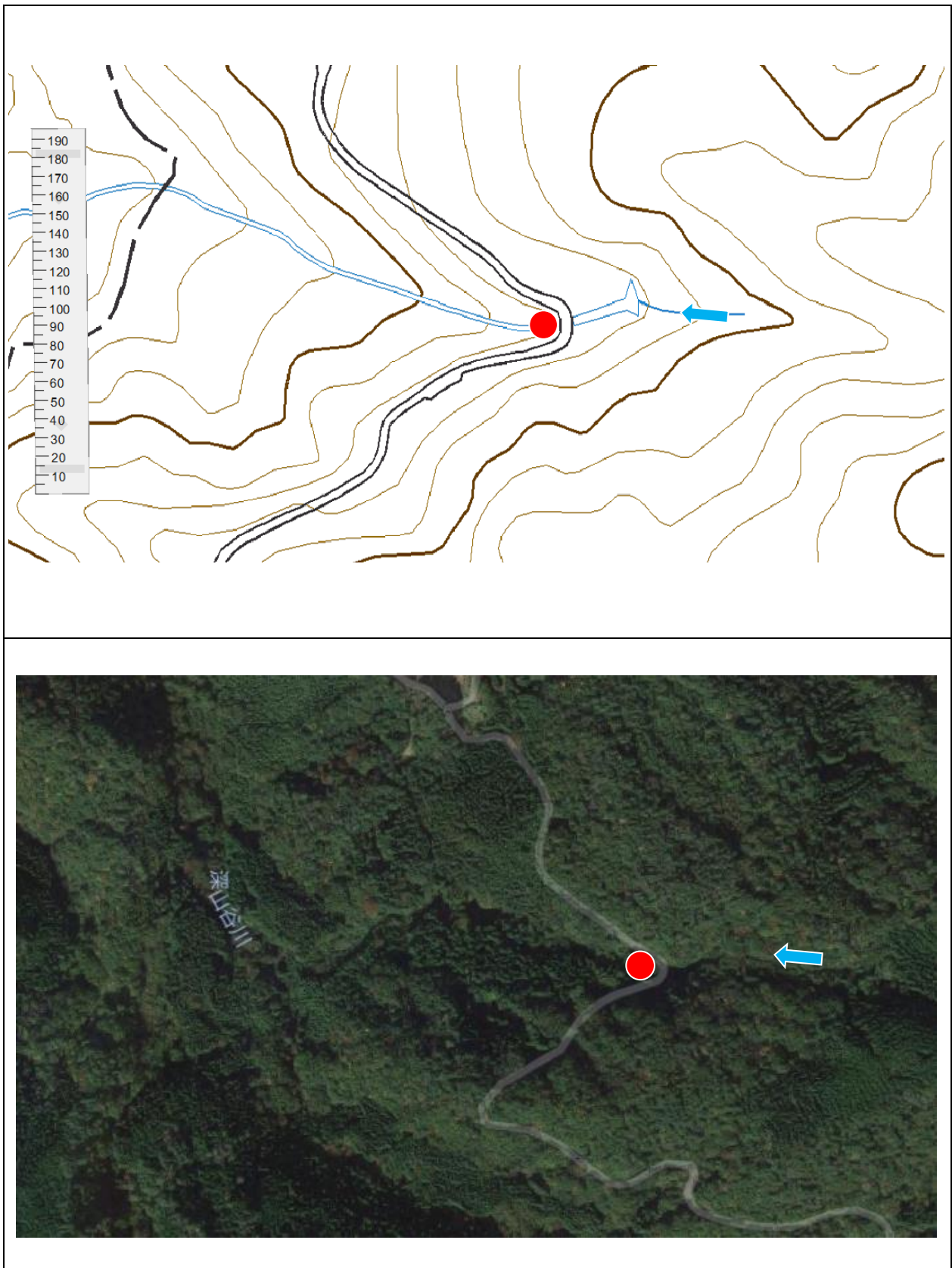


図 11(6) 水環境（浮遊物質質量及び流れの状況）の調査位置（水質 5）

4 2. 鳥類調査地点からの可視範囲【チェックリスト（方法書）No. 56】

鳥類調査（重要な種（猛禽類等）、渡り鳥）をポイントセンサス法で行う場合、調査地点からの可視範囲が示されているか。

【調査、予測及び評価の妥当性を検討するため】 【方法書P6. 2-54(368)】

（事業者の見解）

鳥類調査地点からの可視範囲は、図 12 のとおりです。

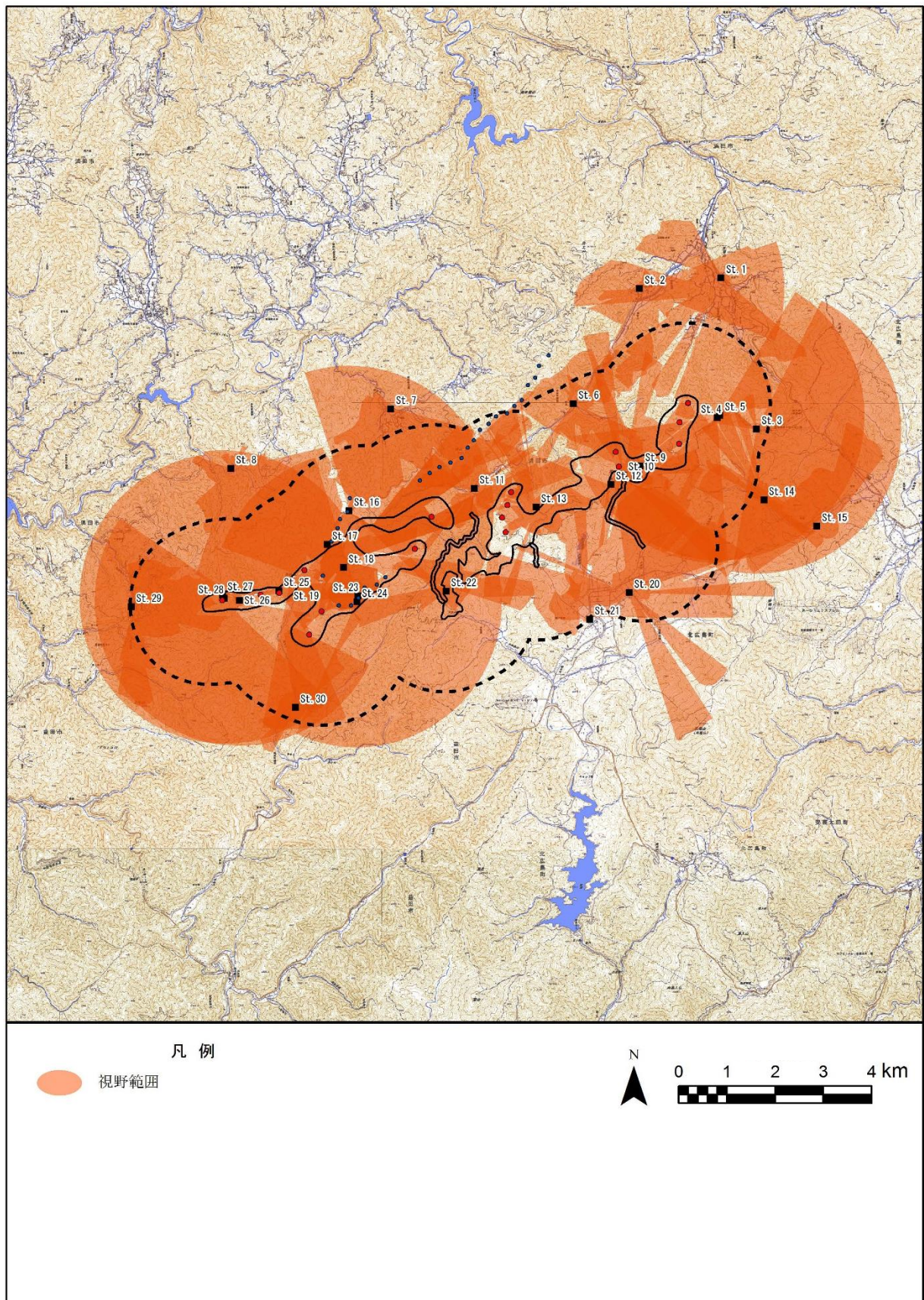


図 12(1) 視野範囲（全地点）

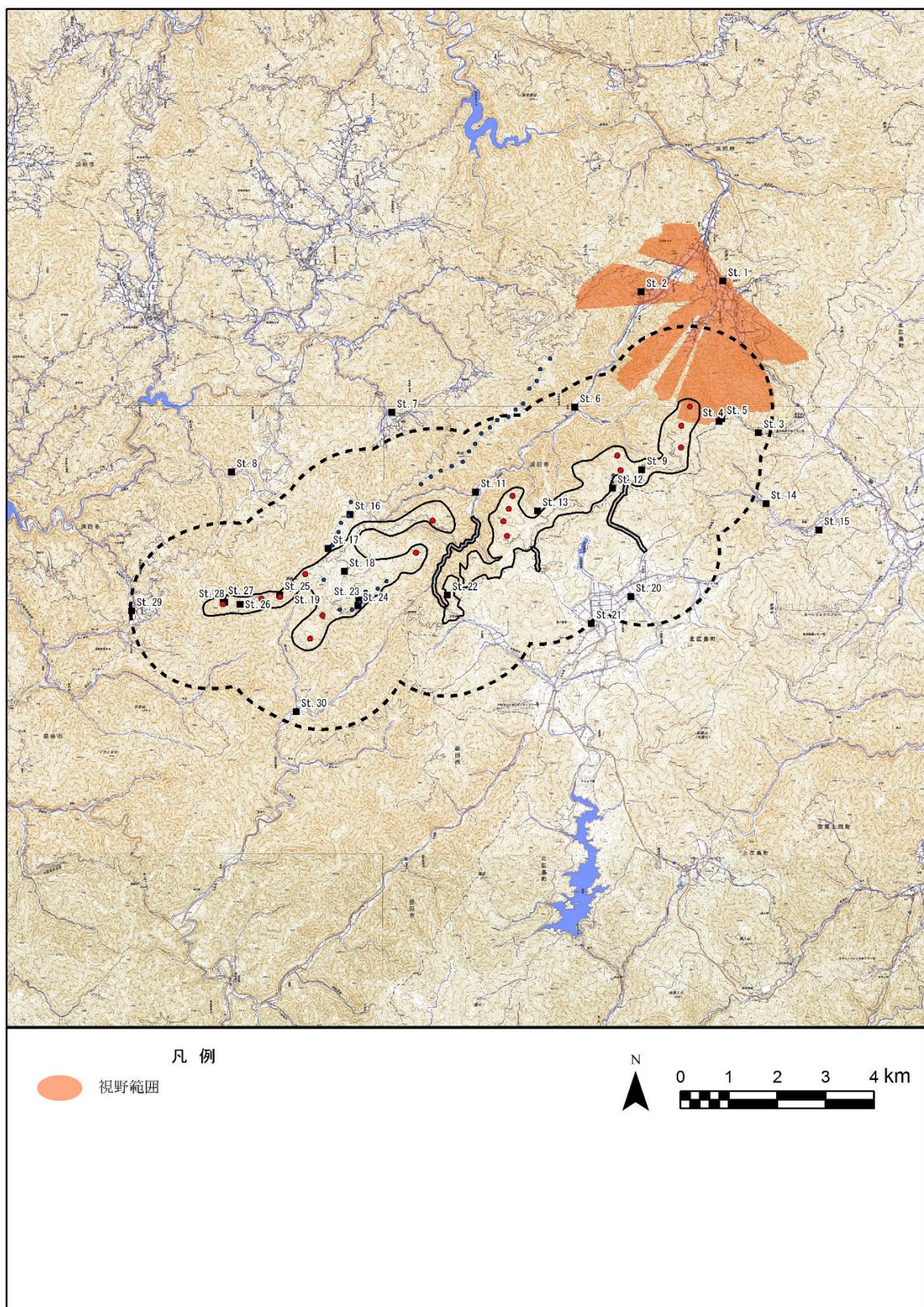


図 12(2) 視野範囲 (St. 1)

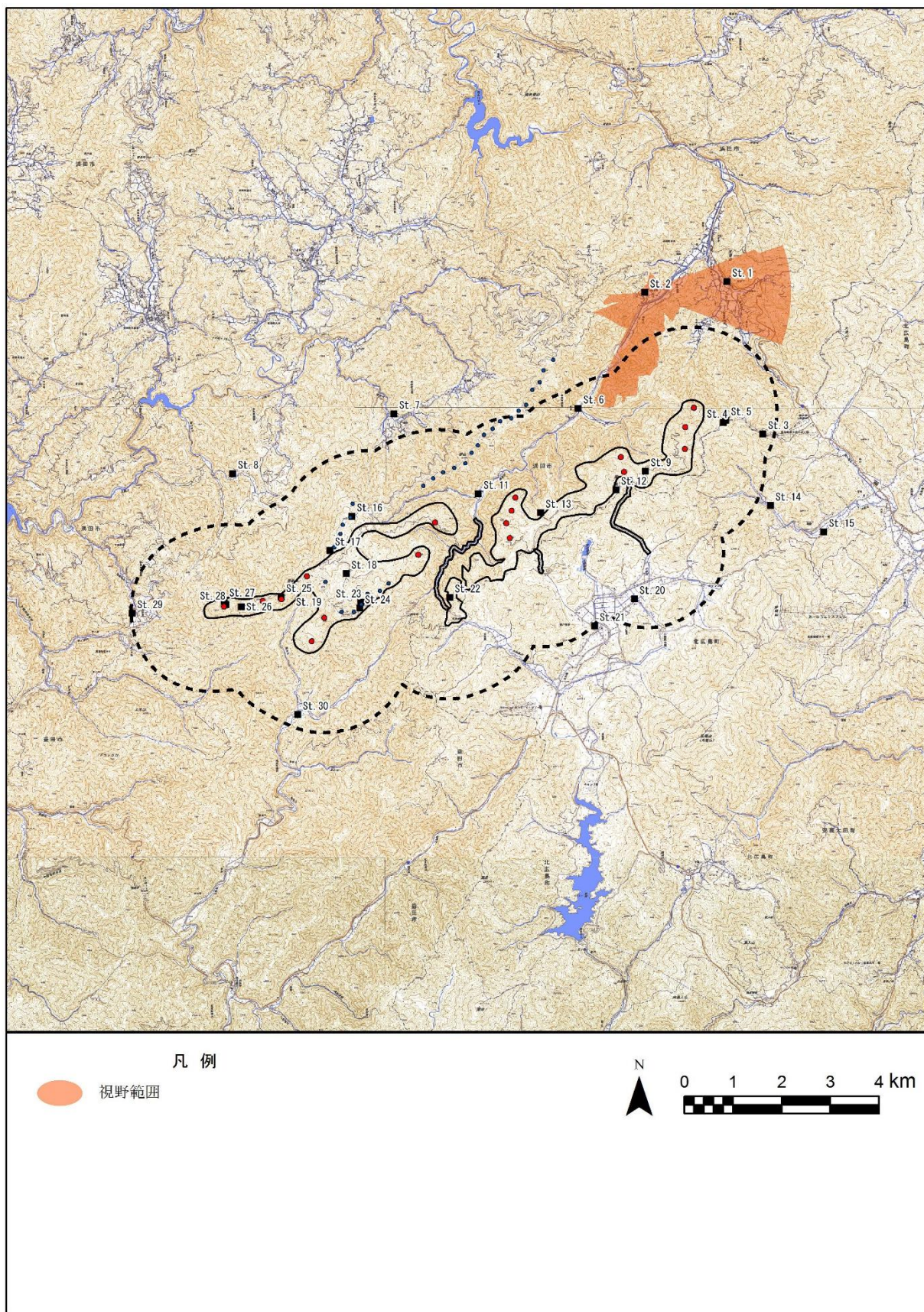


図 12(3) 視野範囲 (St. 2)

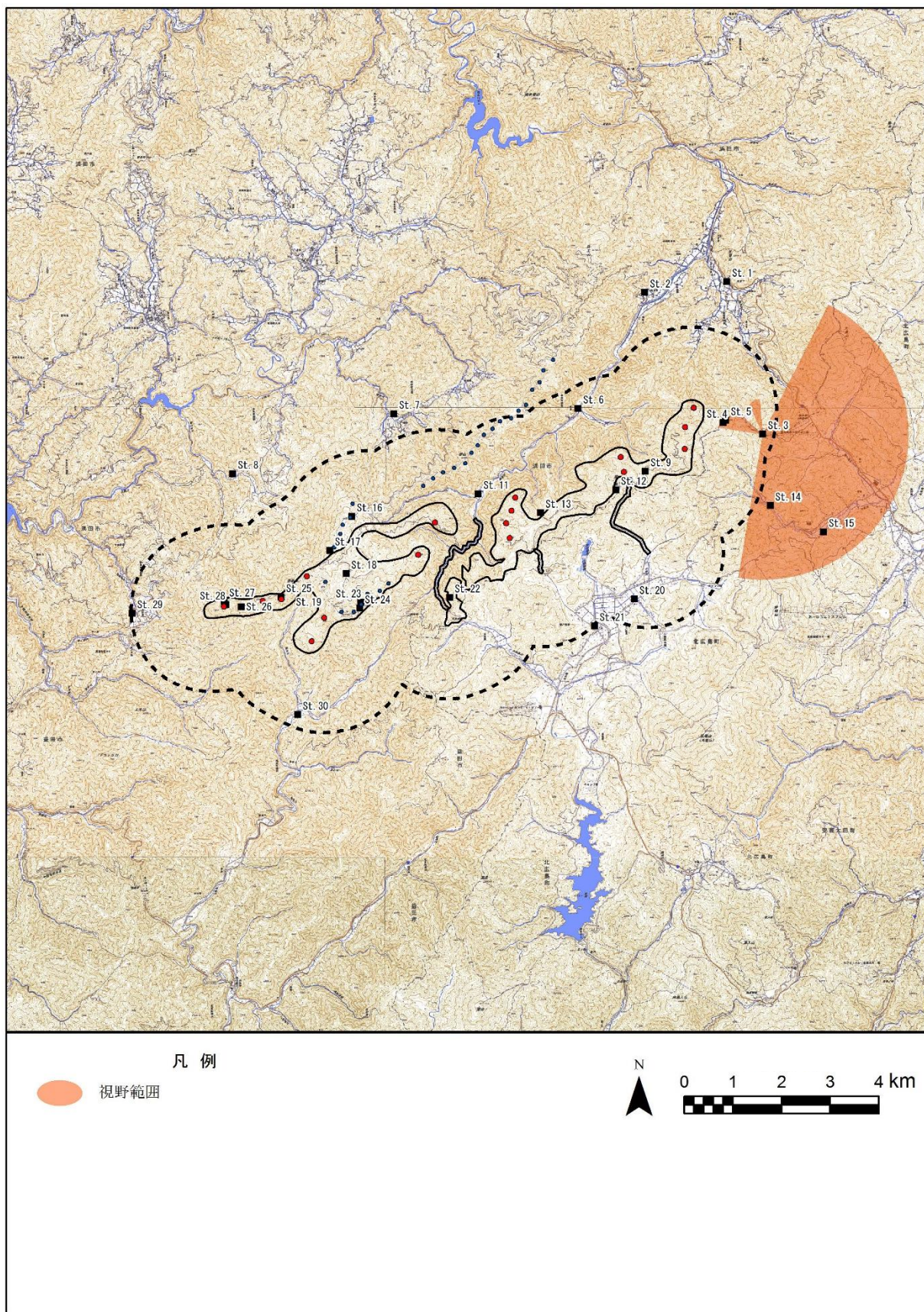


図 12(4) 視野範囲 (St. 3)

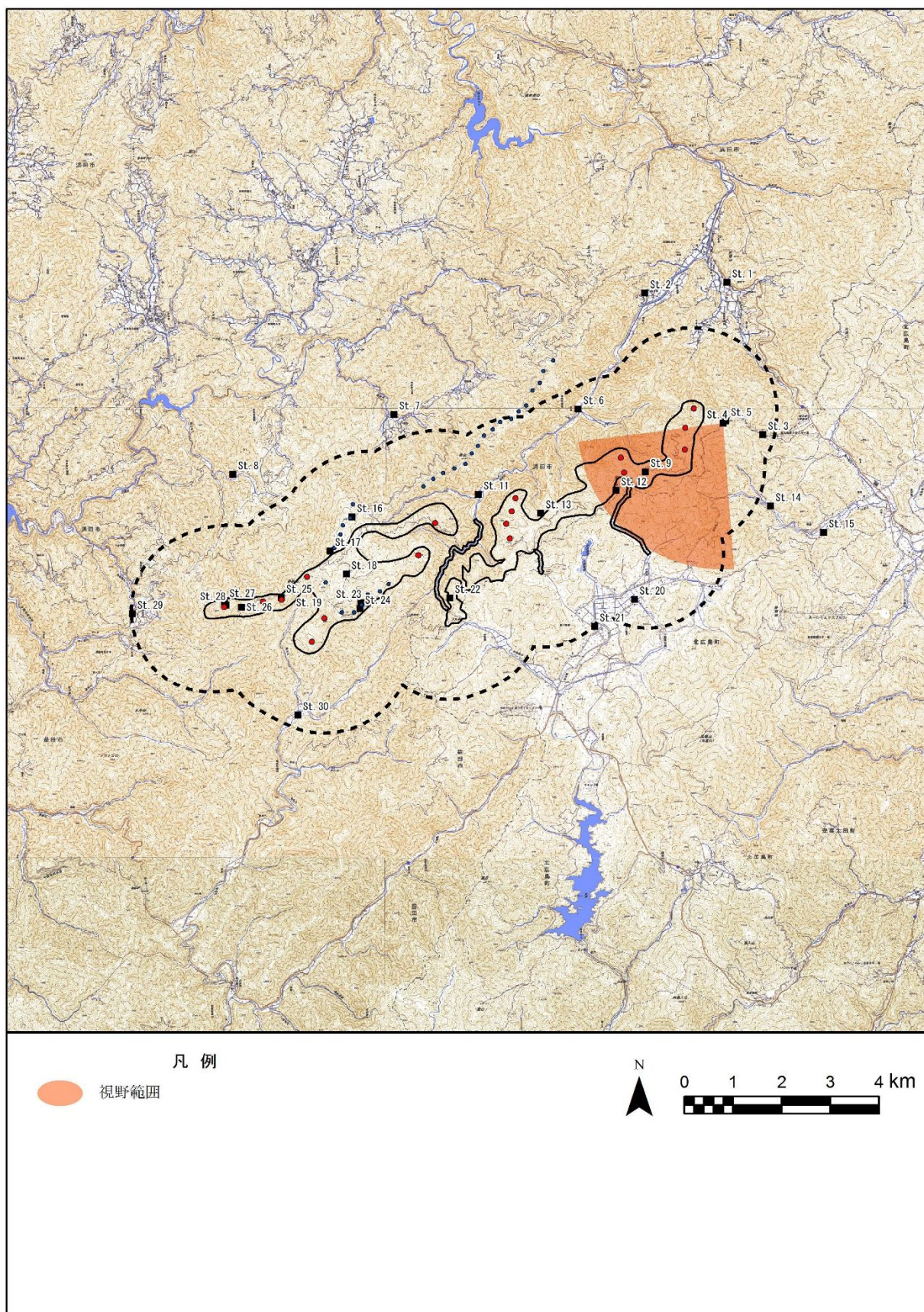


図 12(5) 視野範囲 (St. 4)

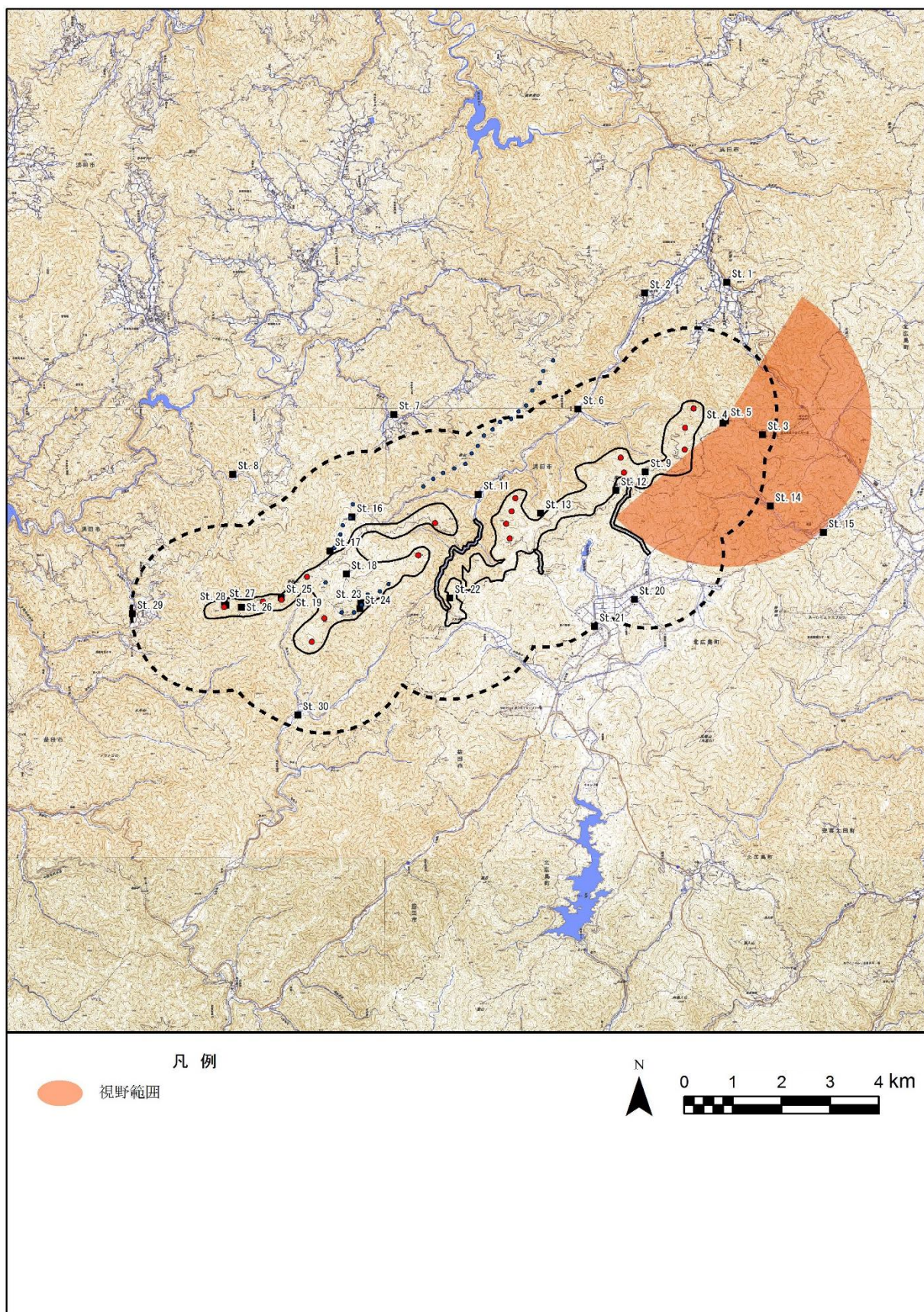


図 12(6) 視野範囲 (St. 5)

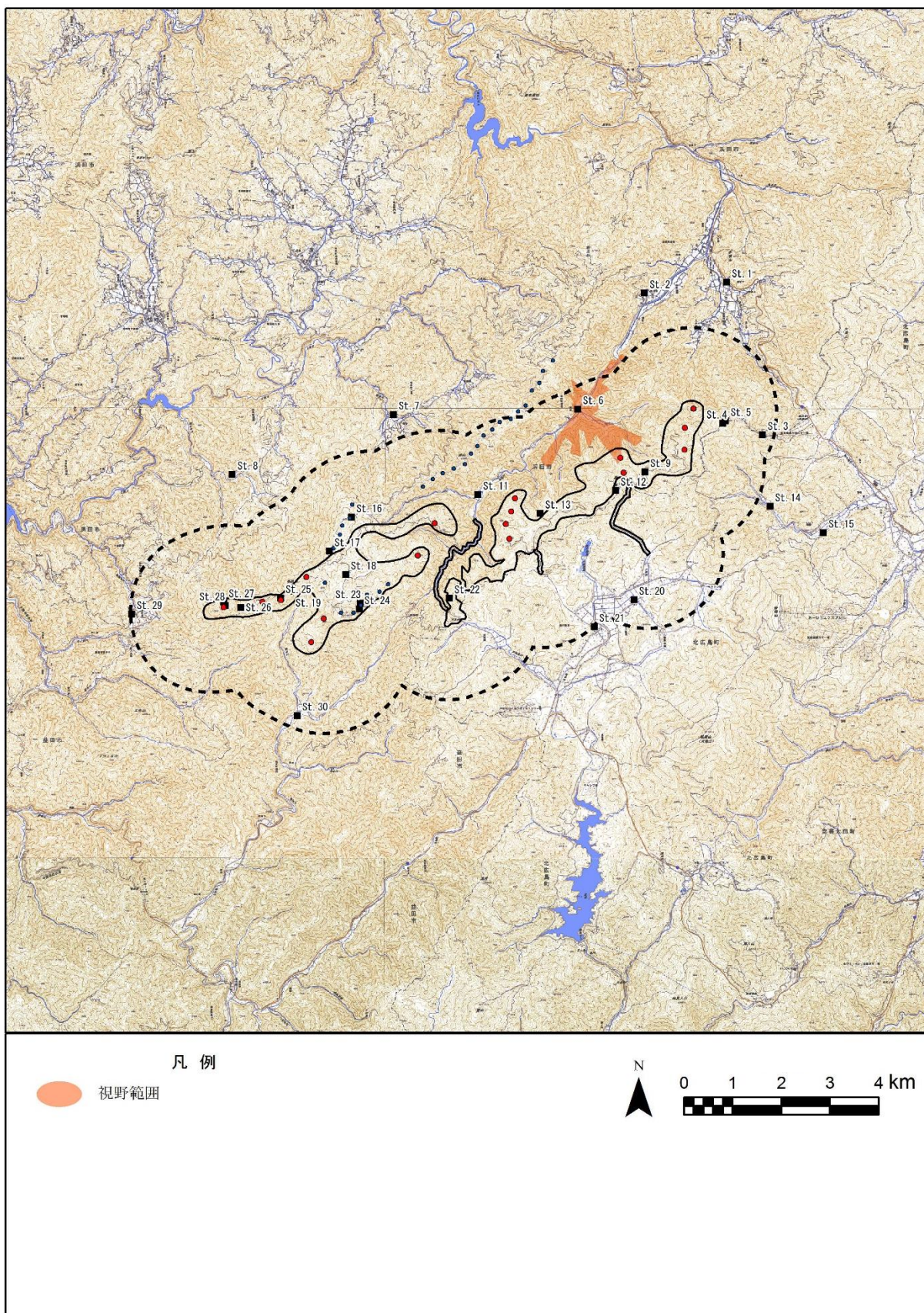


図 12(7) 視野範囲 (St. 6)

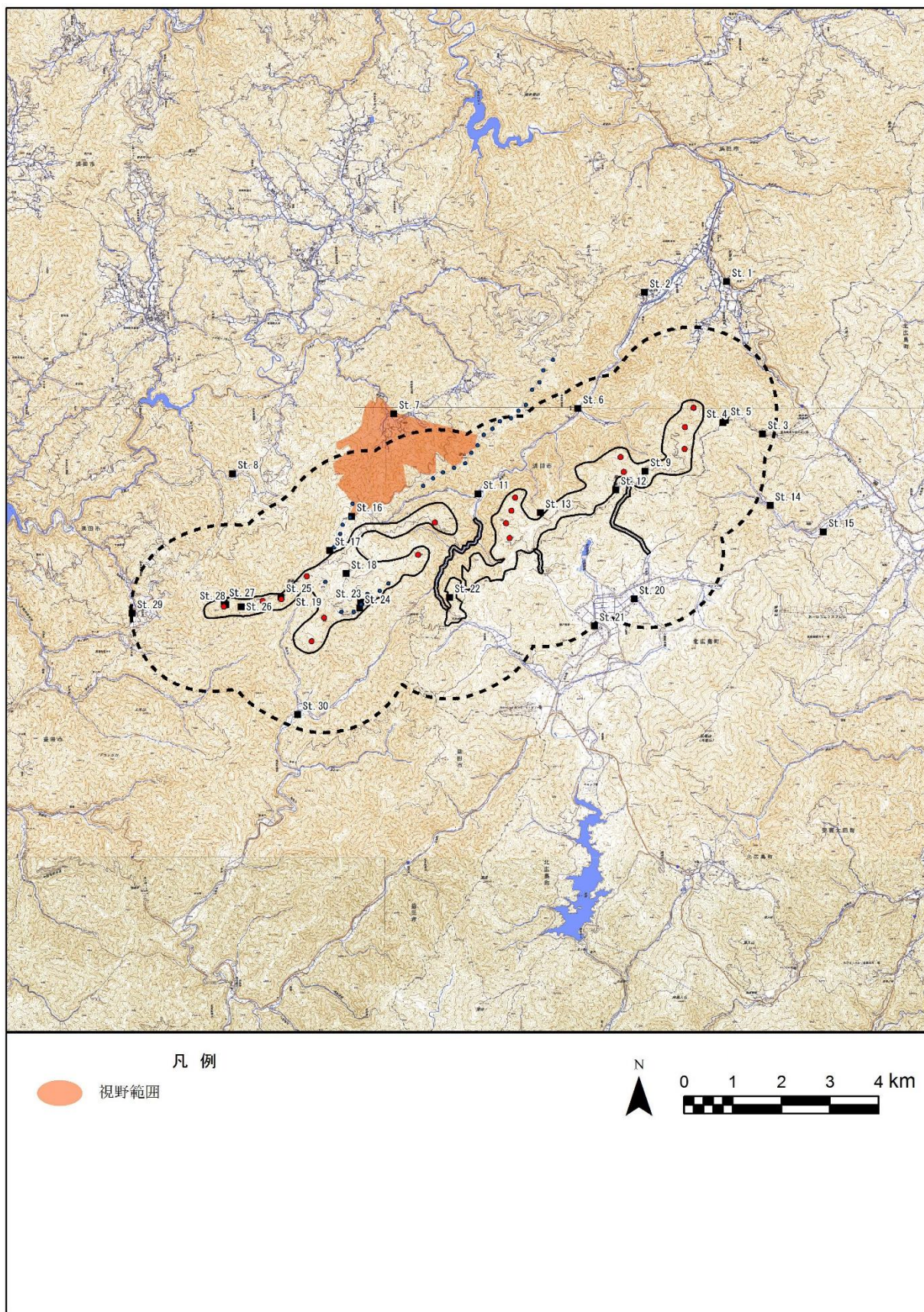


図 12(8) 視野範囲 (St. 7)

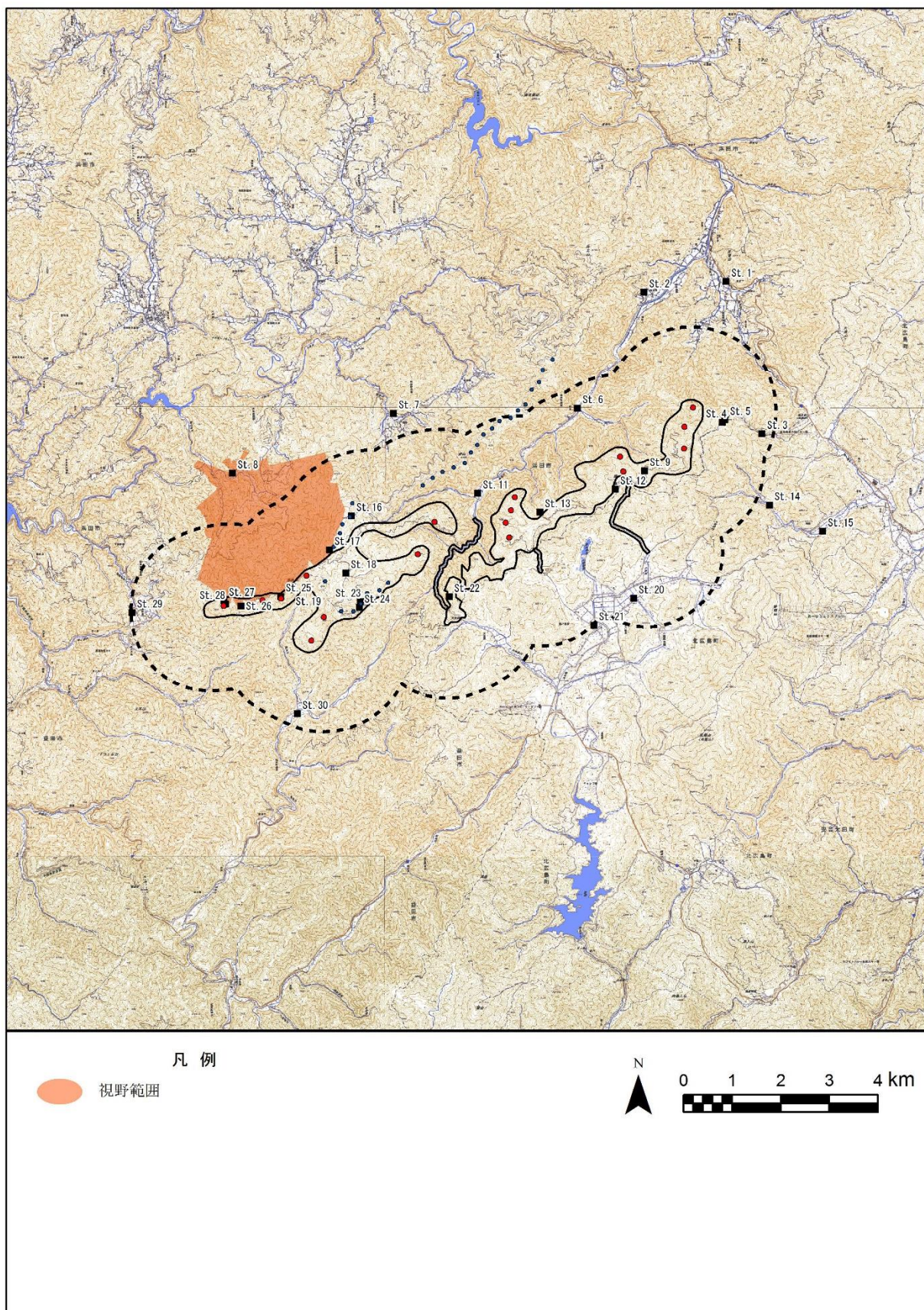


図 12(9) 視野範囲 (St. 8)

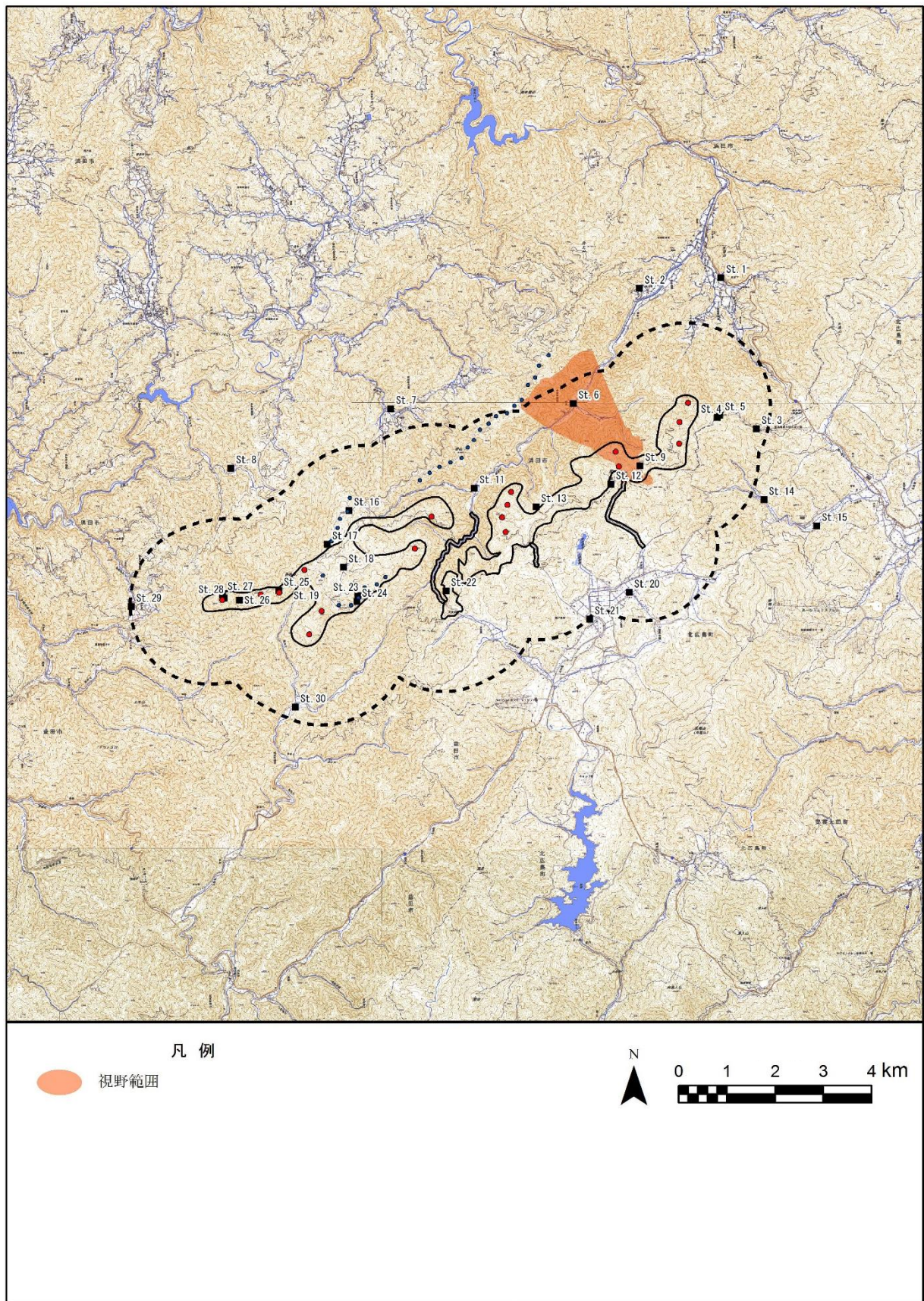


図 12(10) 視野範囲 (St. 9)

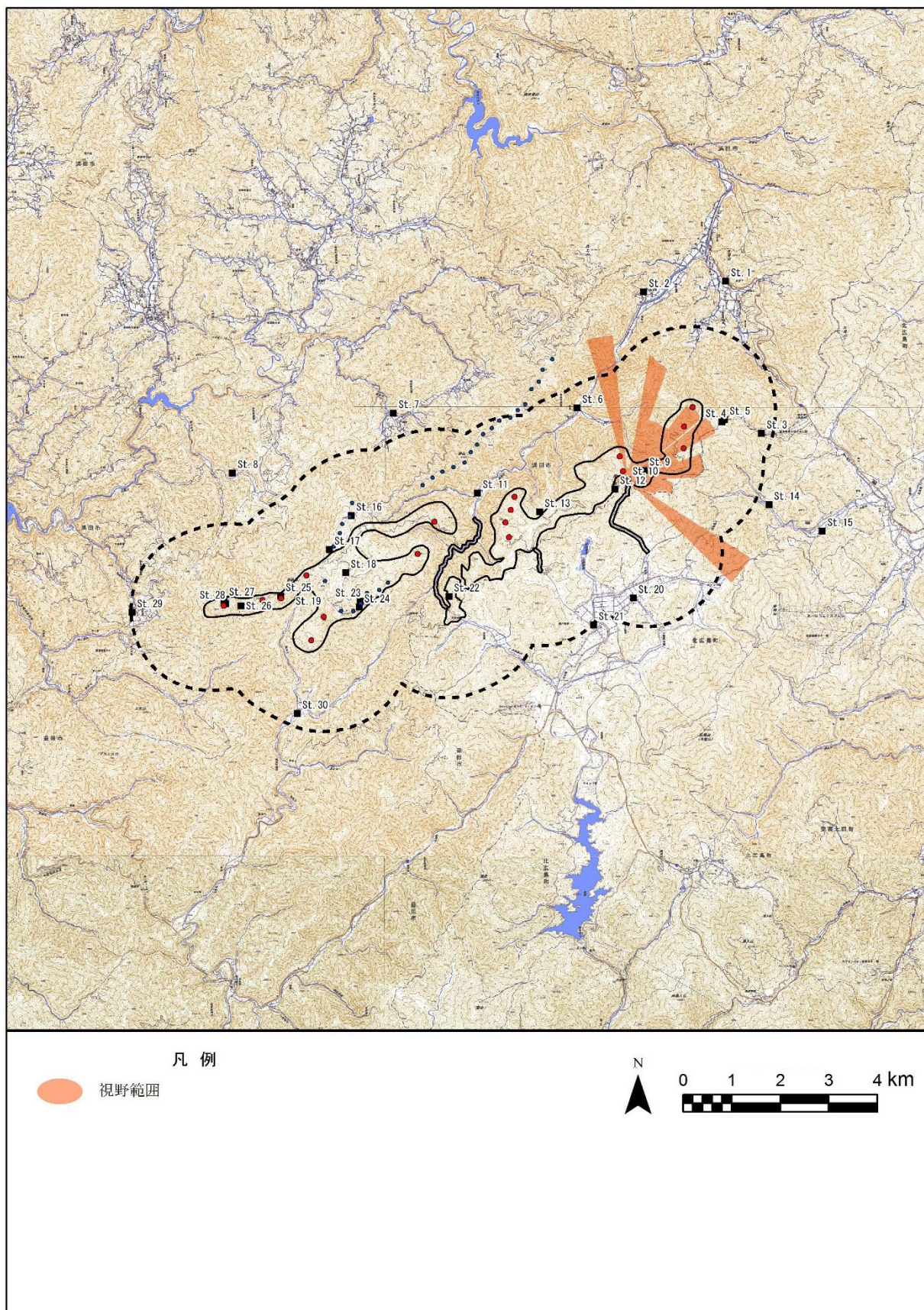


図 12(11) 視野範囲 (St. 10)

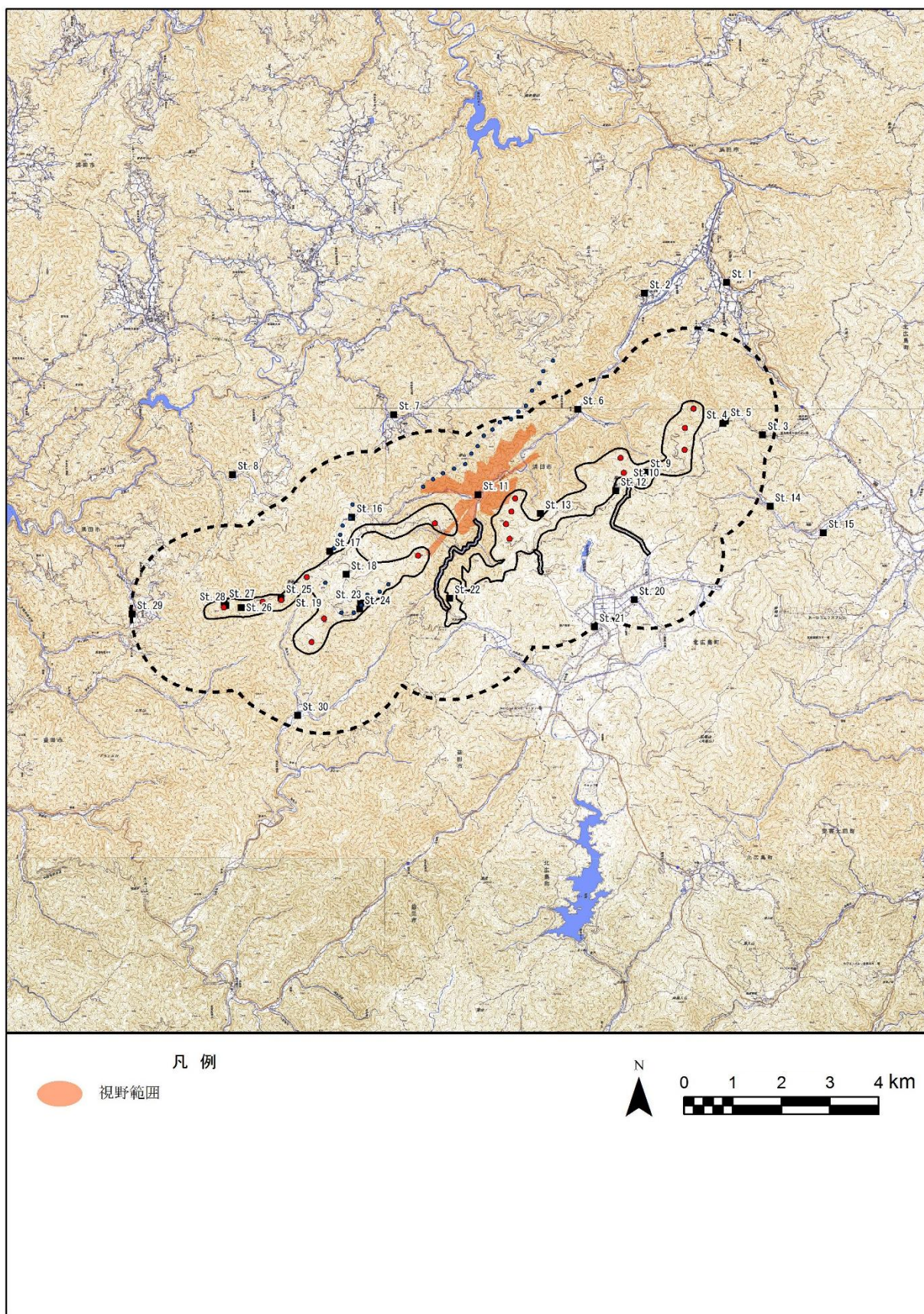


図 12(12) 視野範囲 (St. 11)

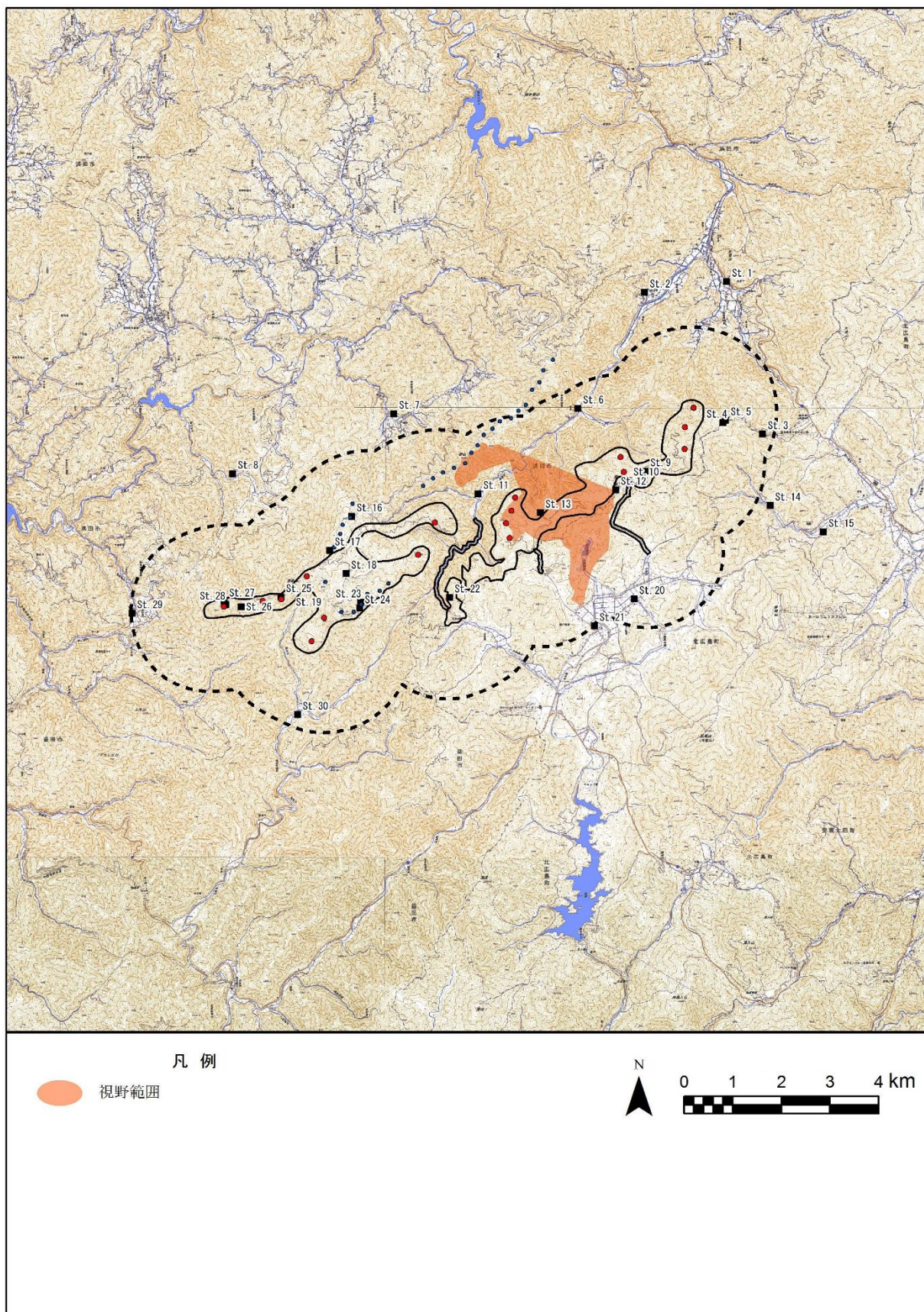


図 12(13) 視野範囲 (St. 12)

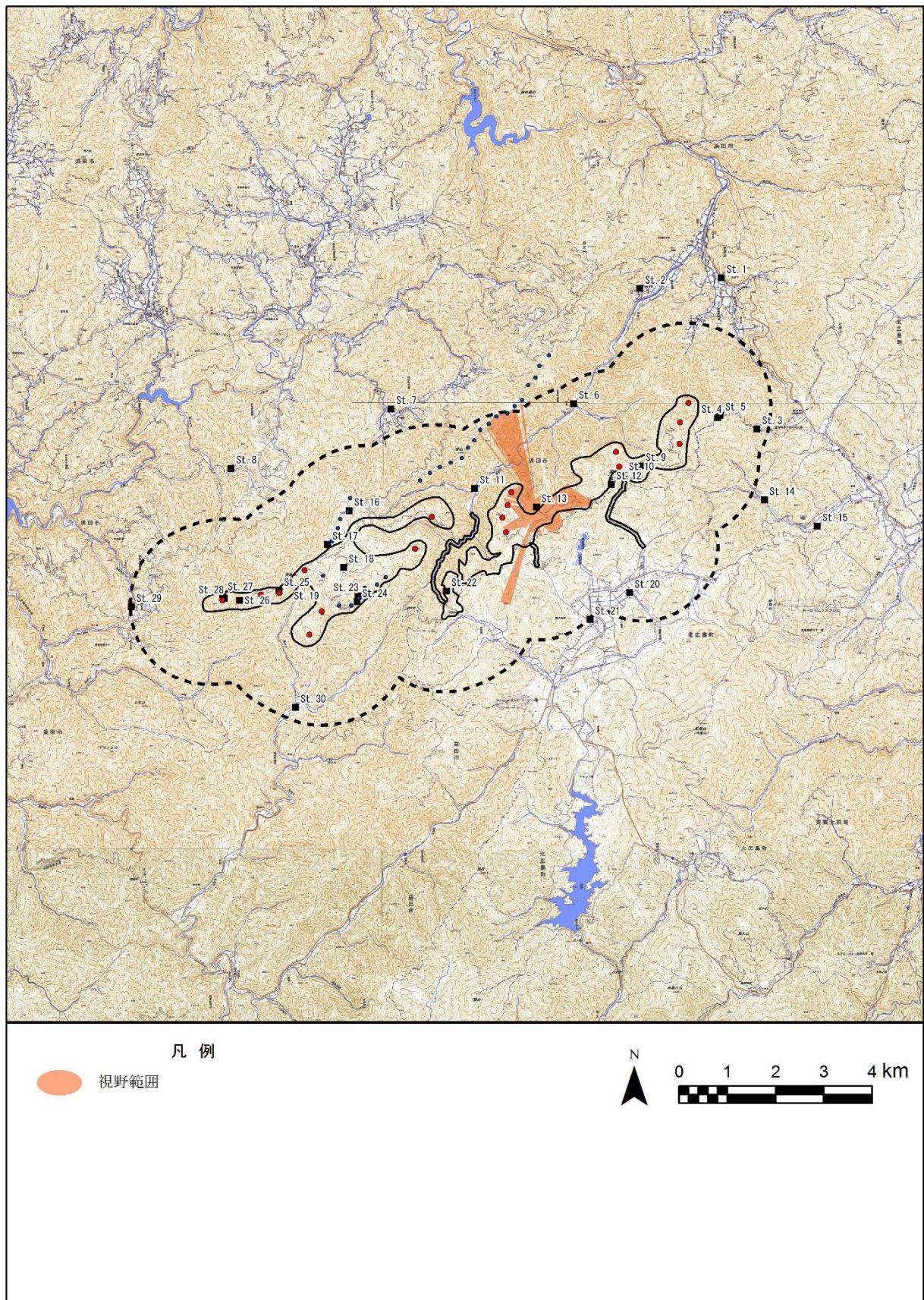


図 12(14) 視野範囲 (St. 13)

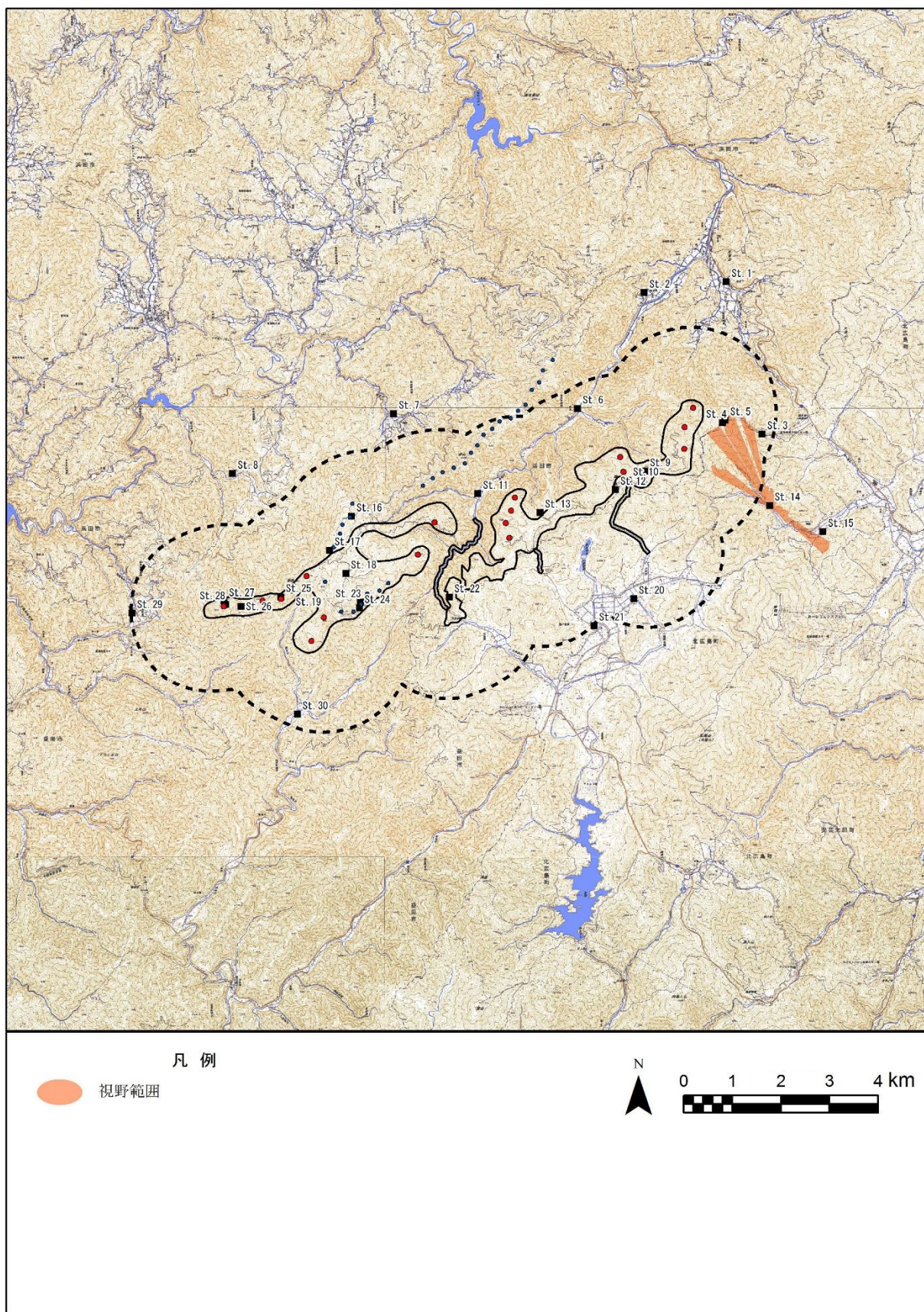


図 12(15) 視野範囲 (St. 14)

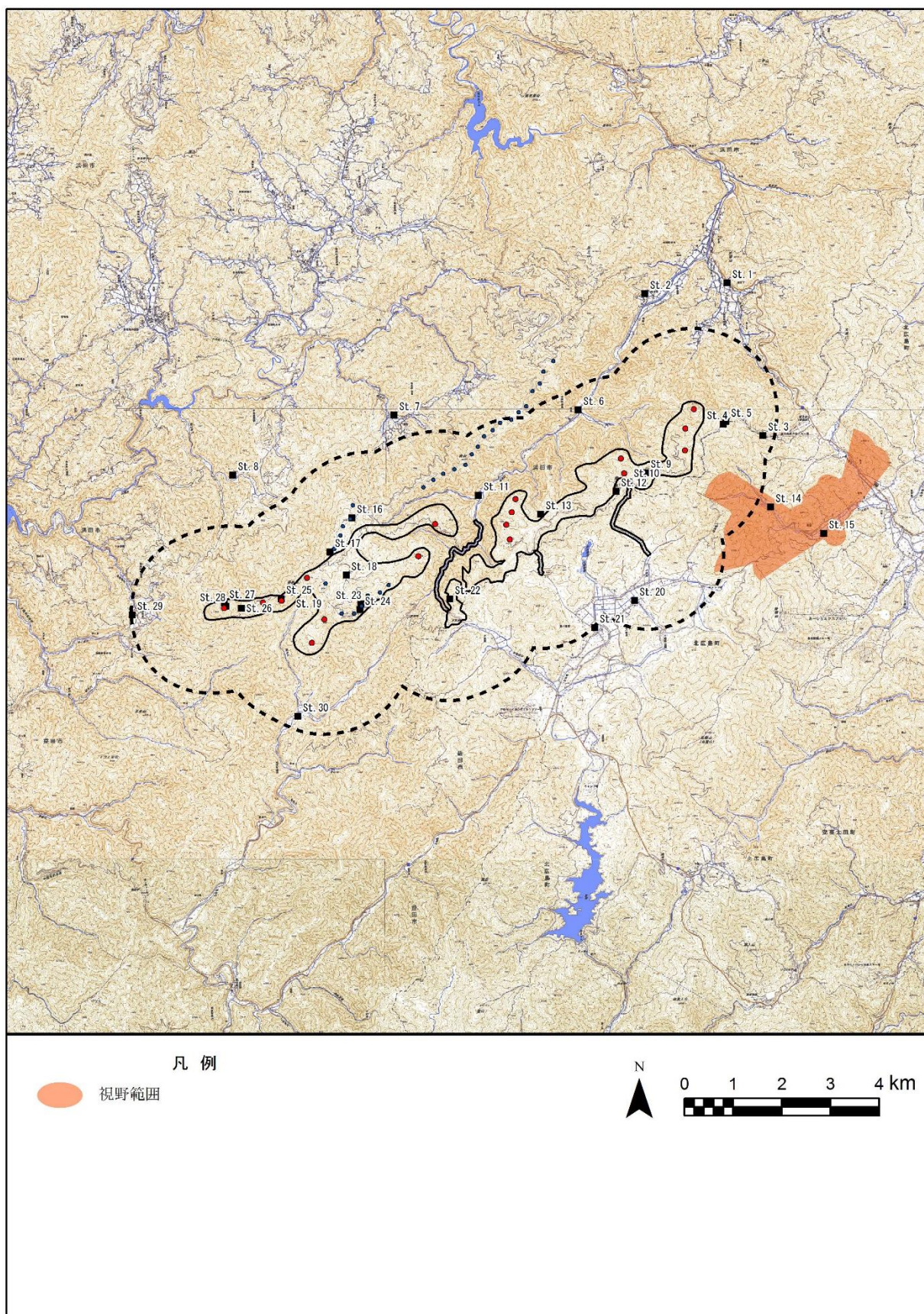


図 12(16) 視野範囲 (St. 15)

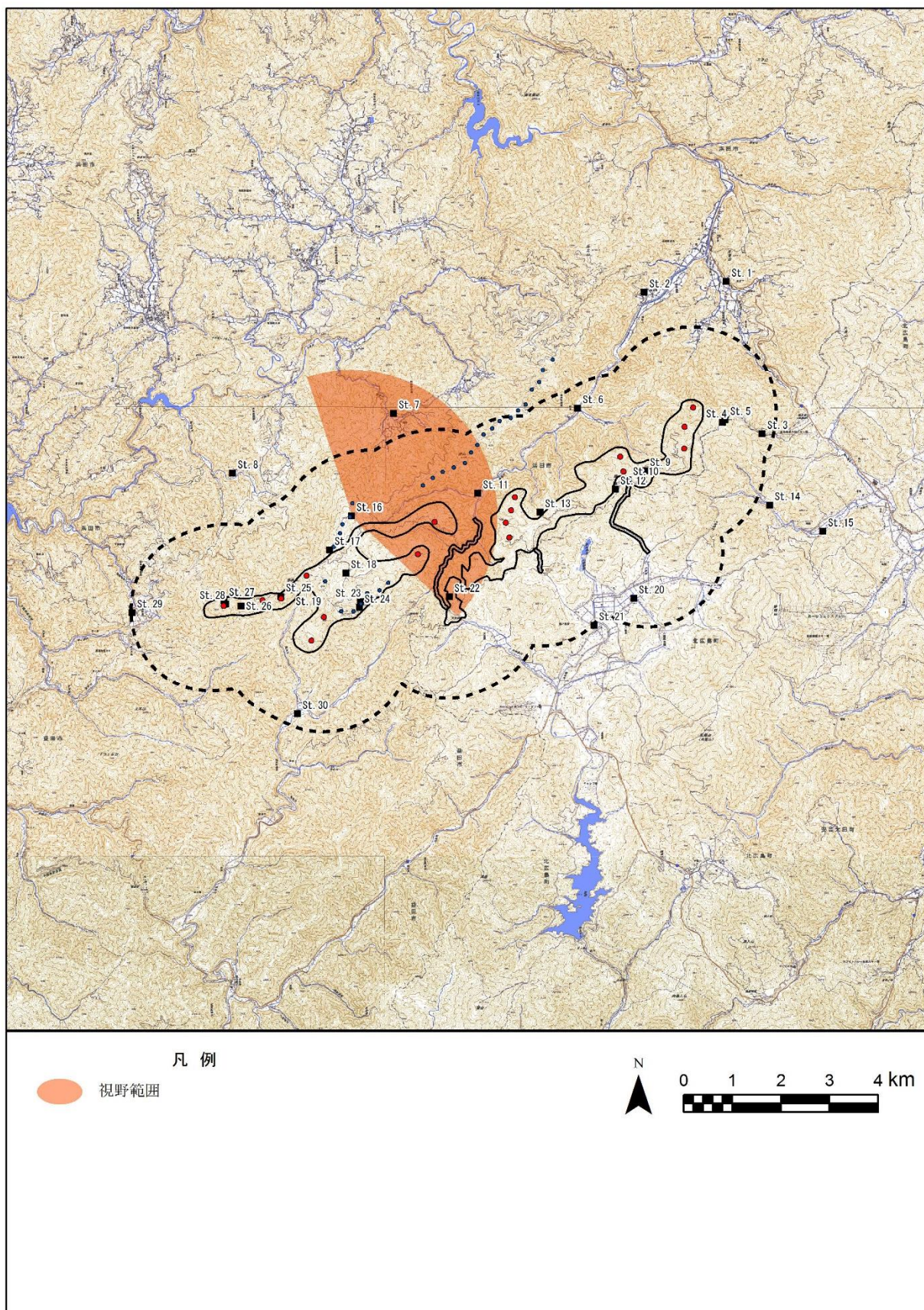


図 12(17) 視野範囲 (St. 16)

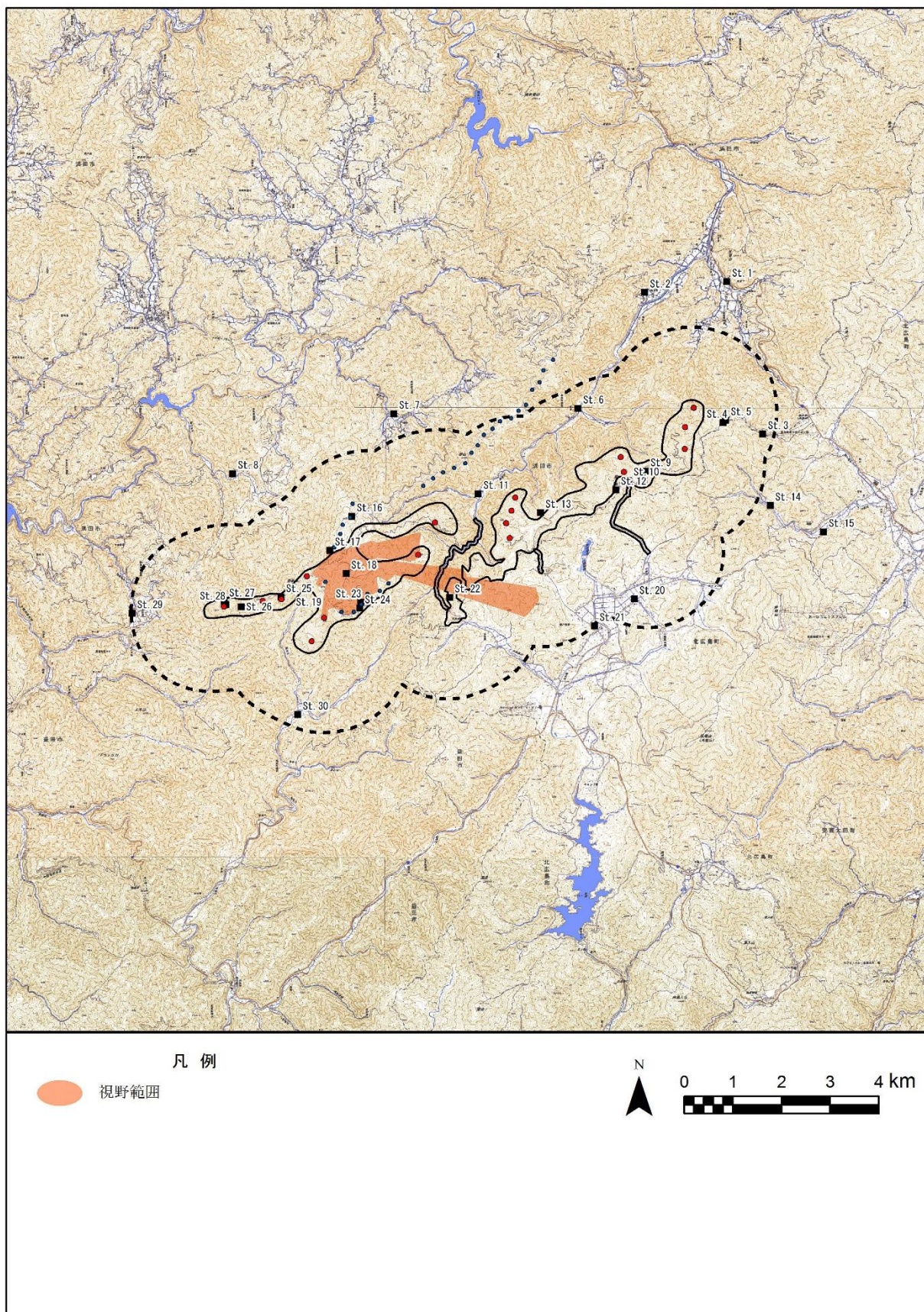


図 12(18) 視野範囲 (St. 17)

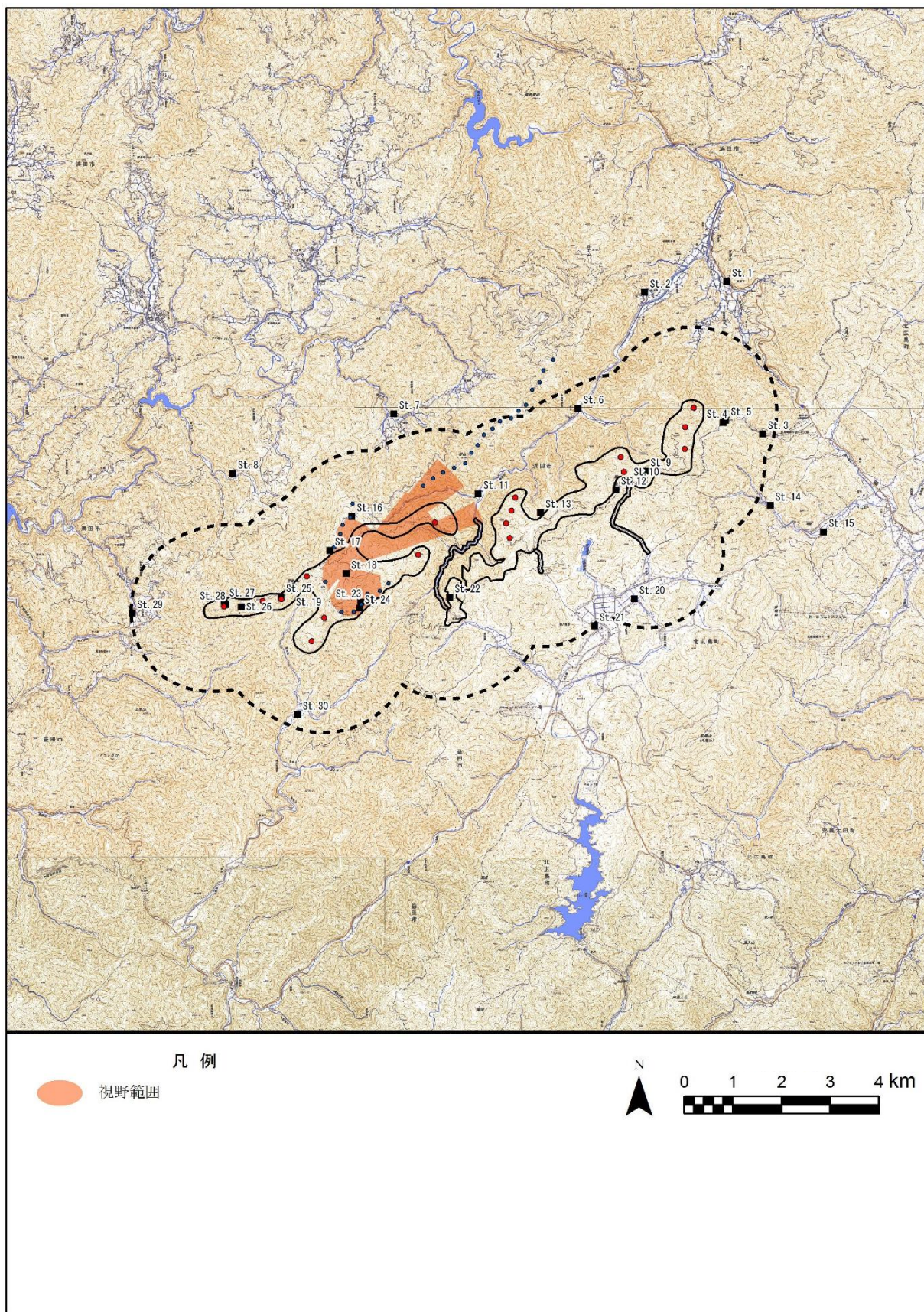


図 12(19) 視野範囲 (St. 18)

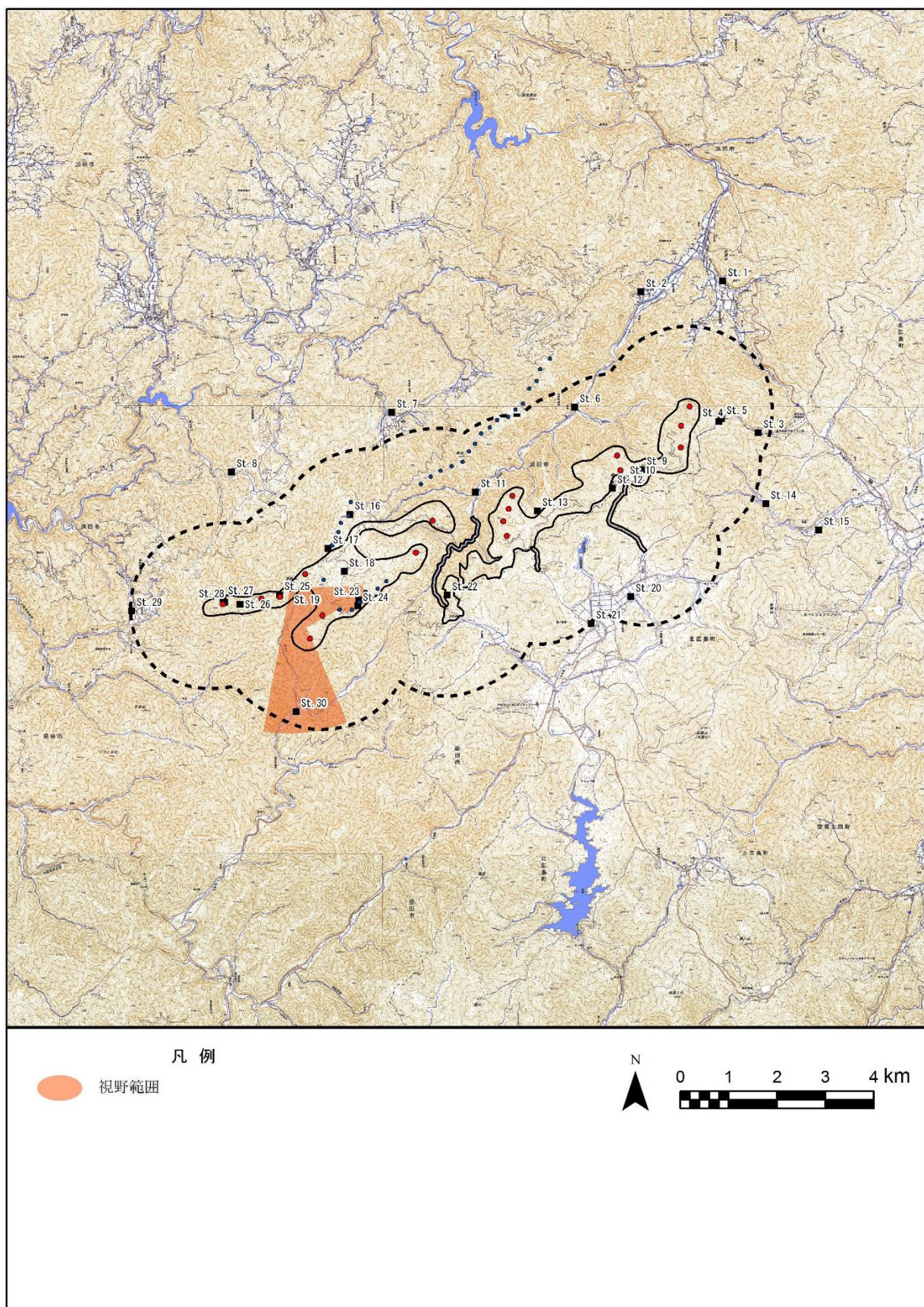


図 12(20) 視野範囲 (St. 19)

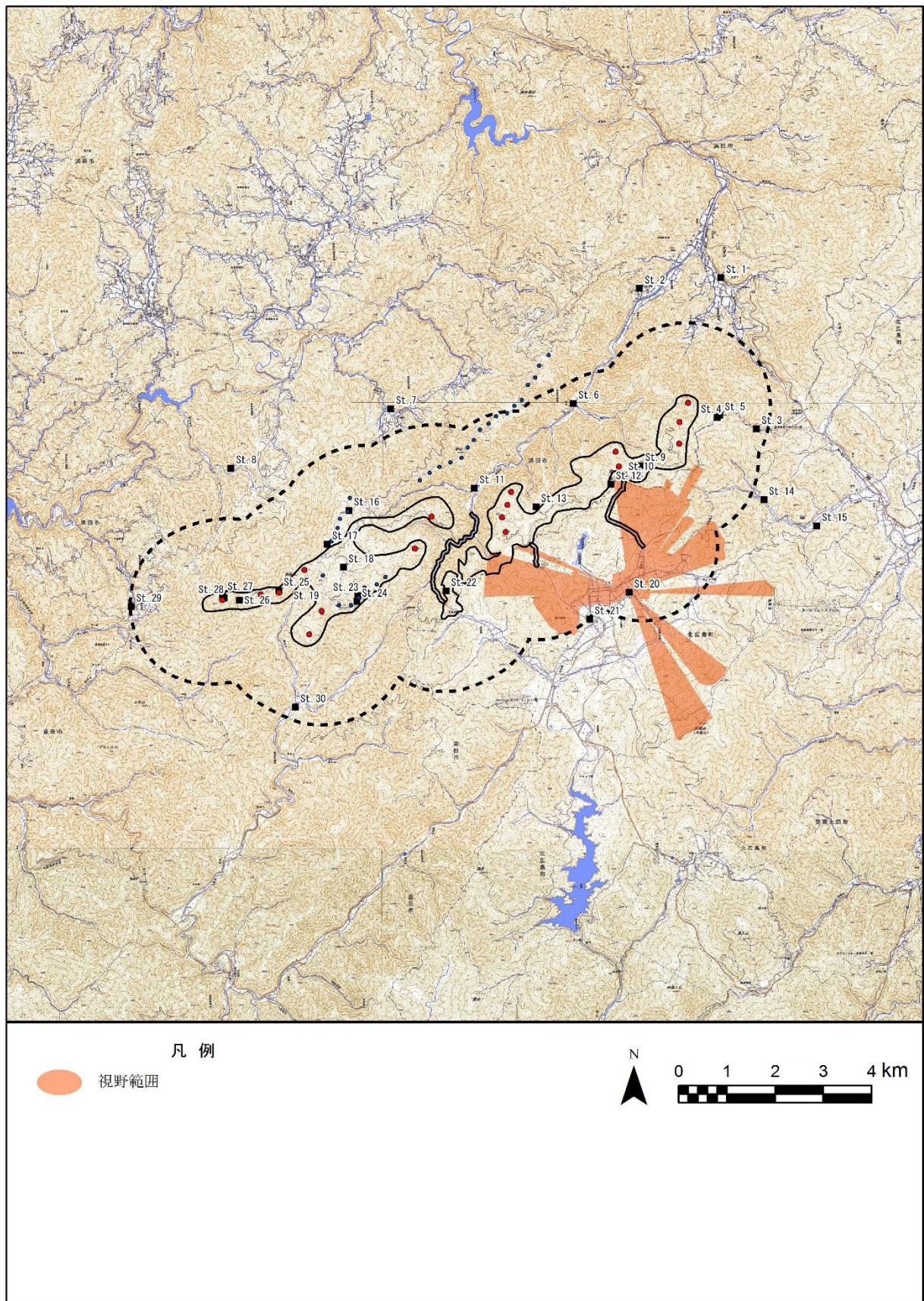


図 12(21) 視野範囲 (St. 20)

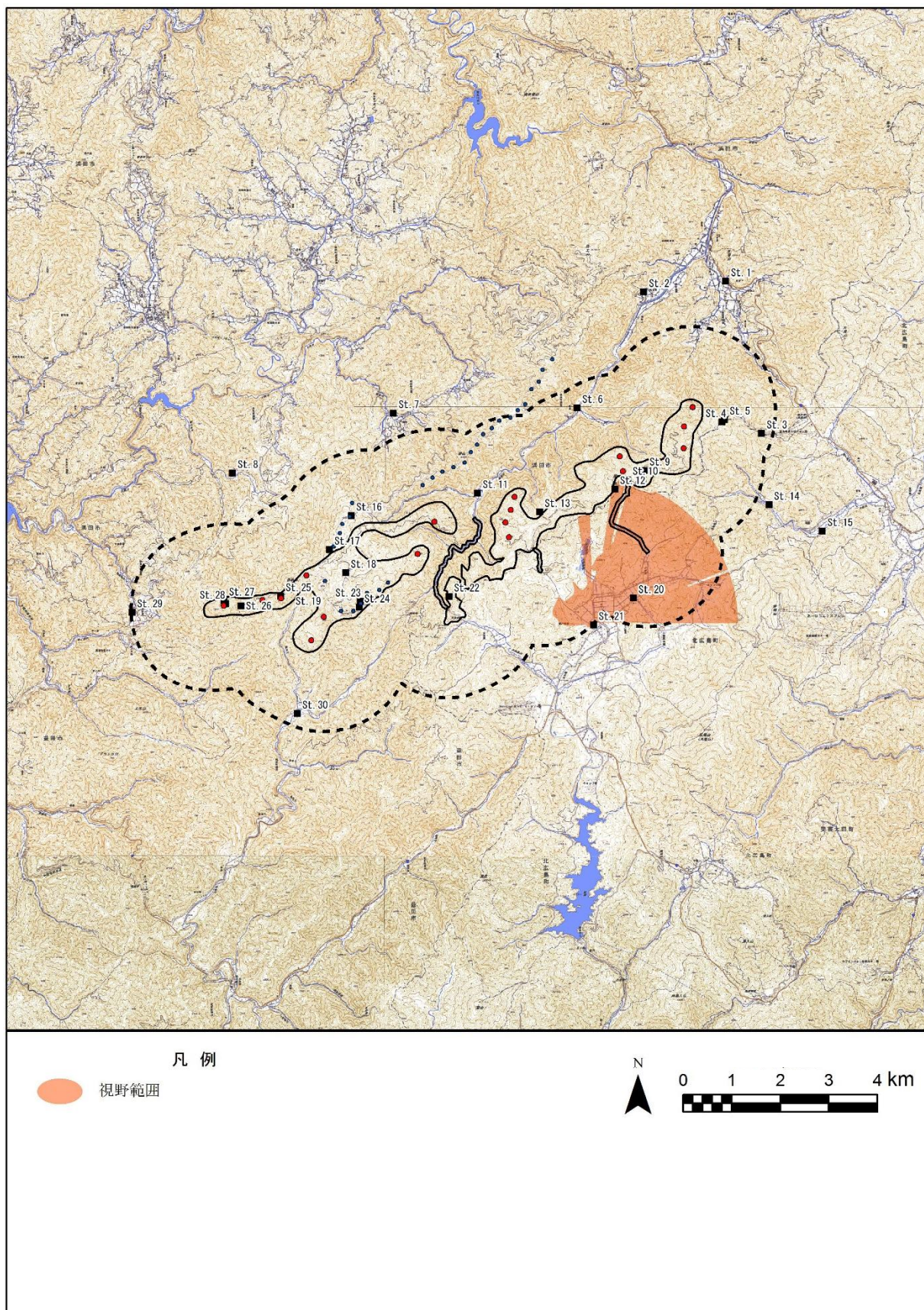


図 12(22) 視野範囲 (St. 21)

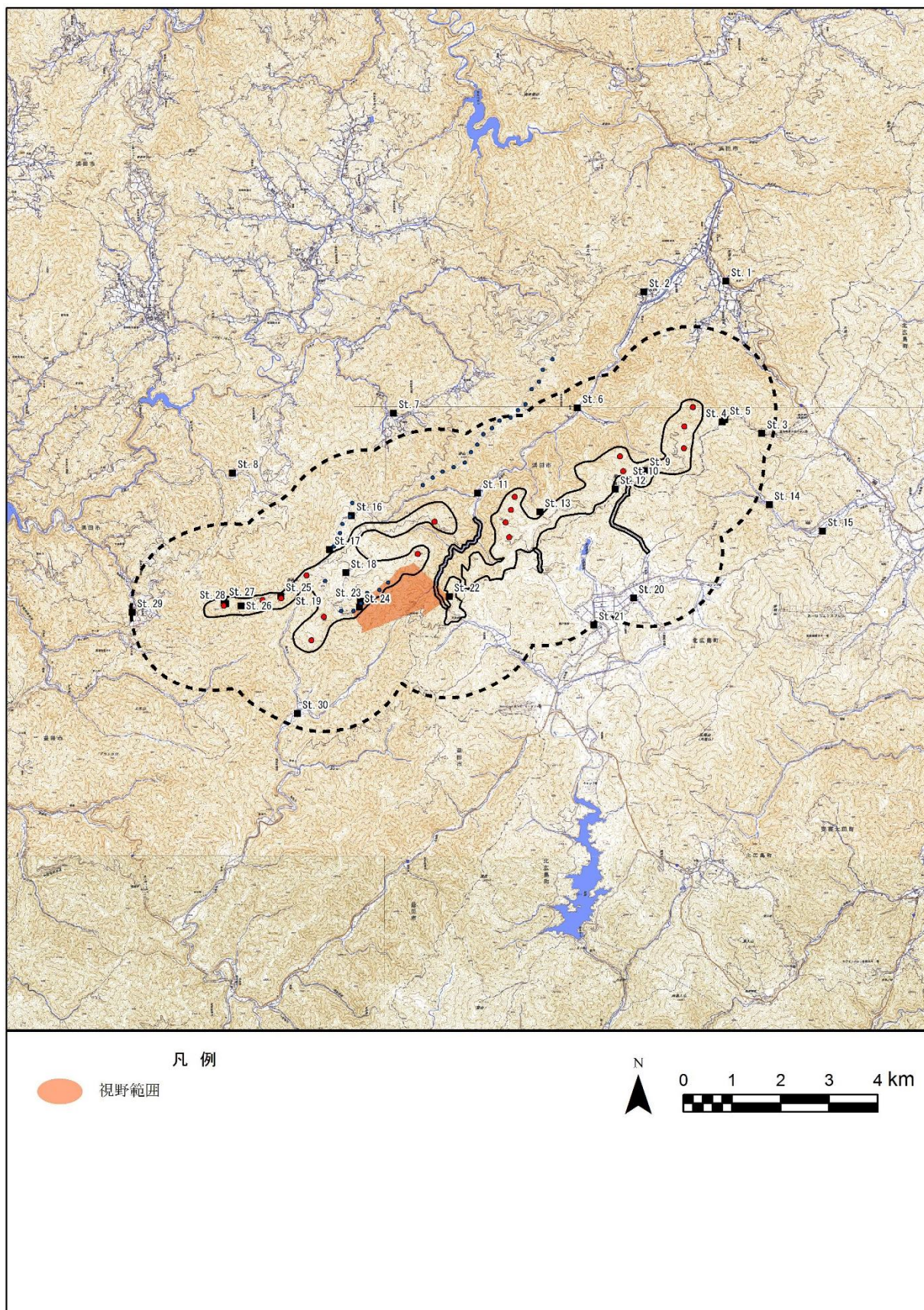


図 12(23) 視野範囲 (St. 22)

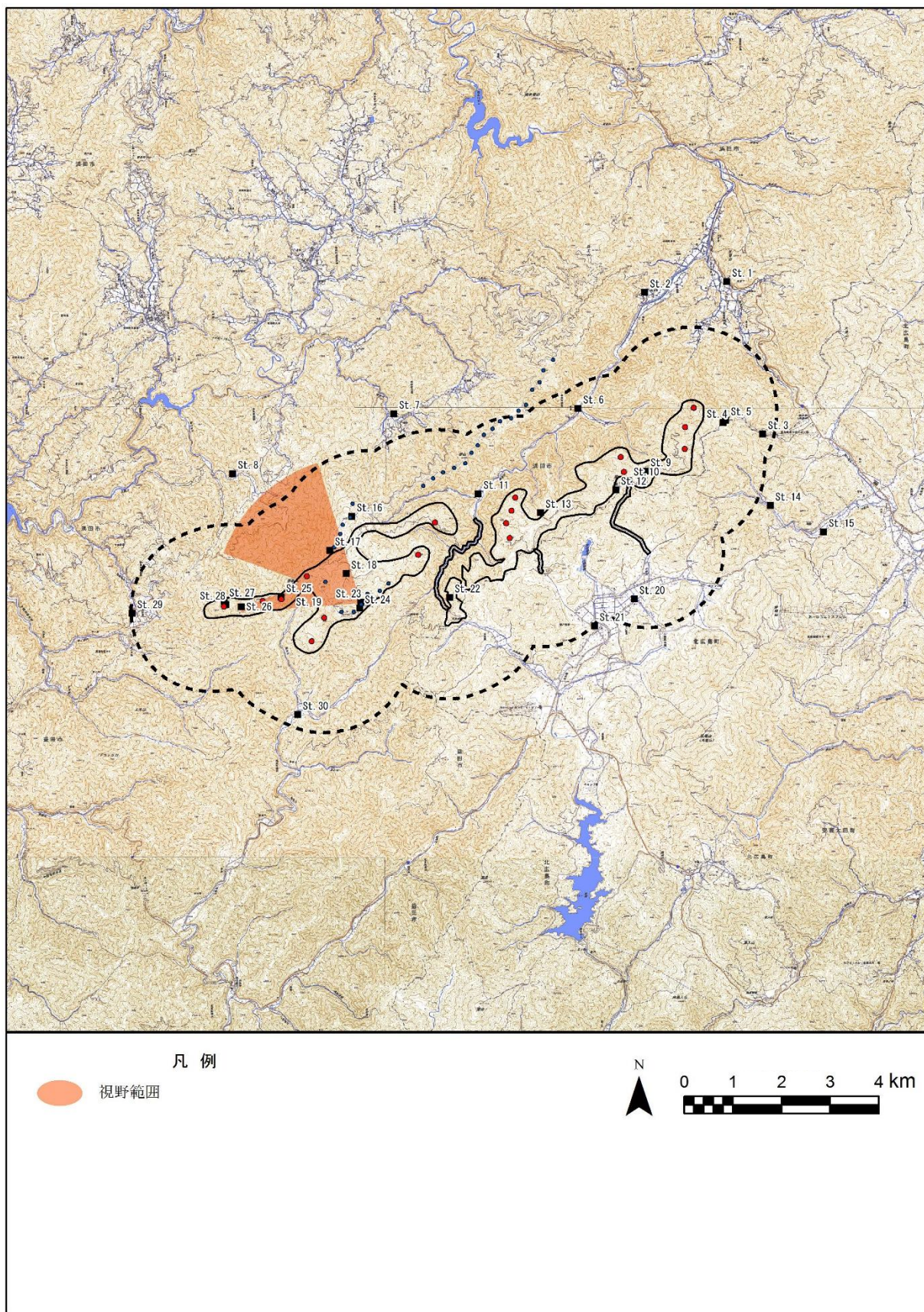


図 12(24) 視野範囲 (St. 23)

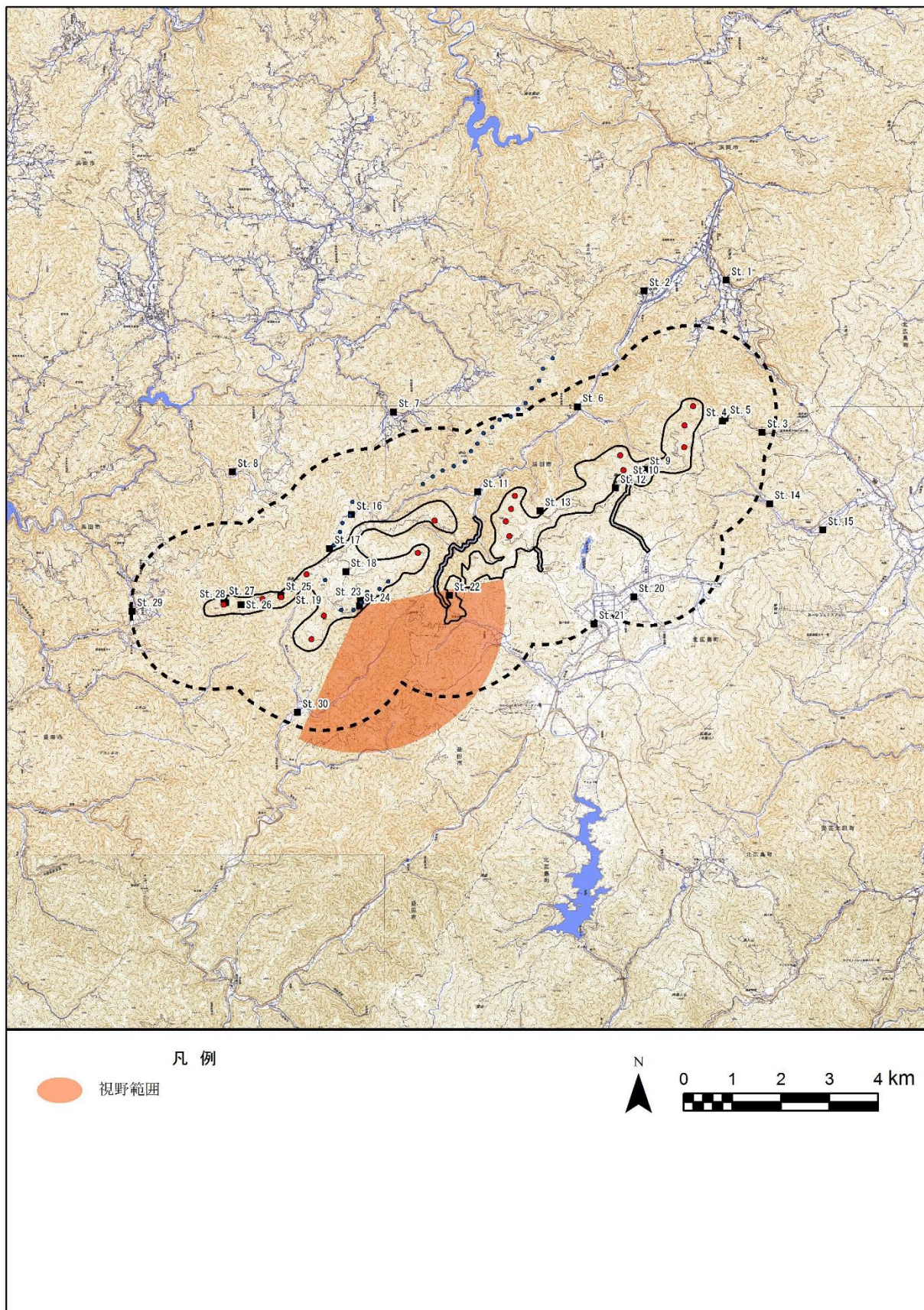


図 12(25) 視野範囲 (St. 24)

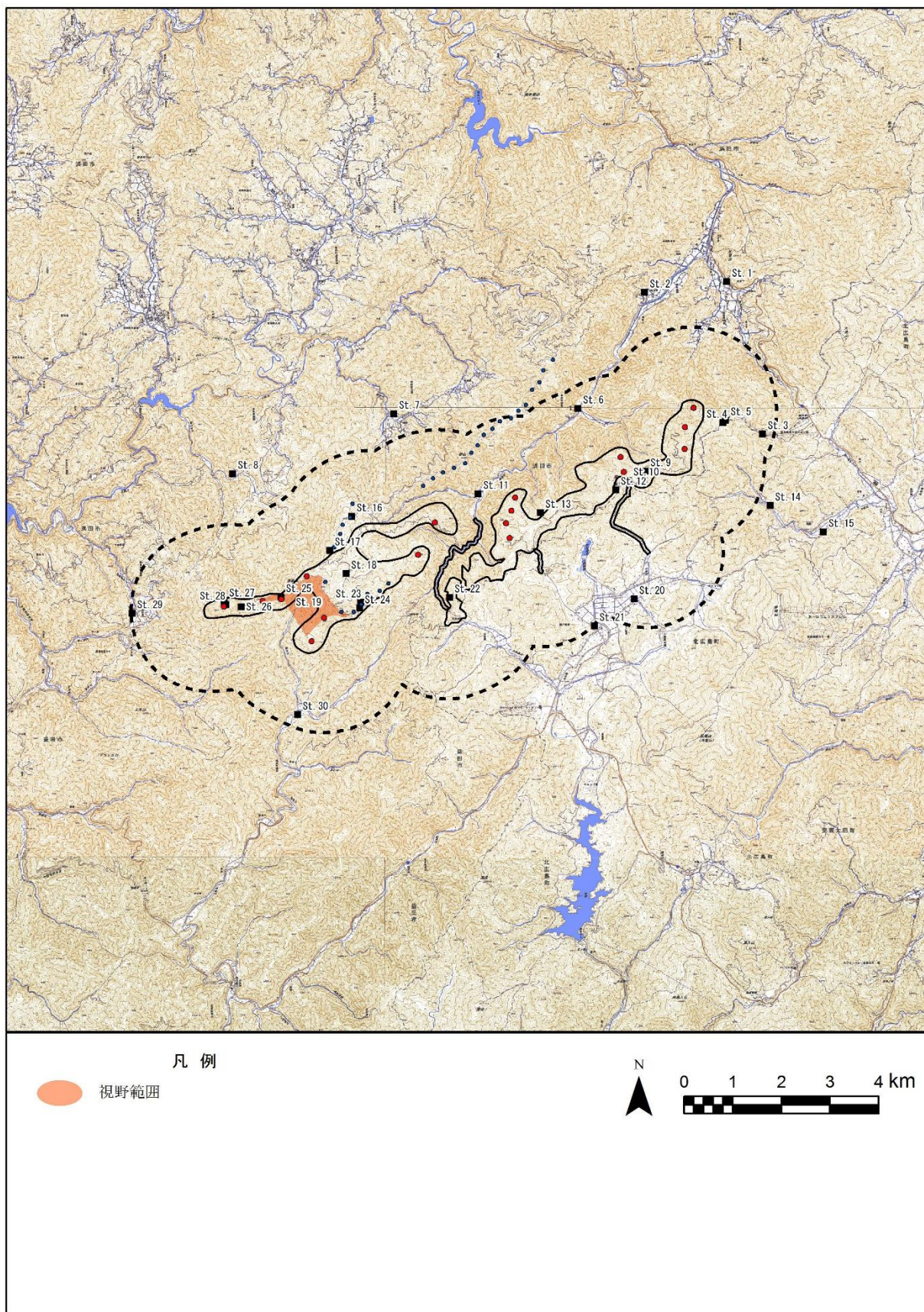


図 12(26) 視野範囲 (St. 25)

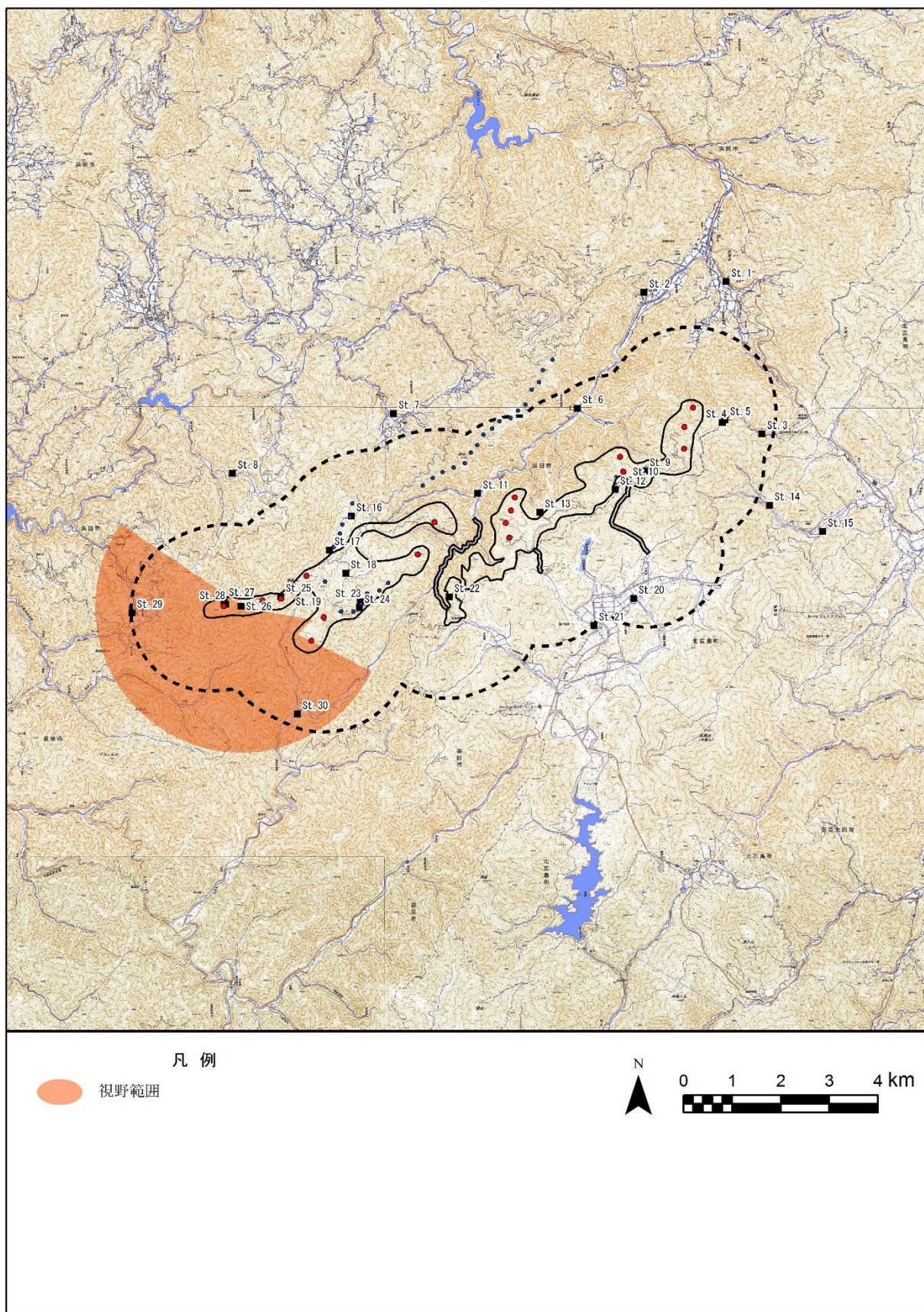


図 12(27) 視野範囲 (St. 26)

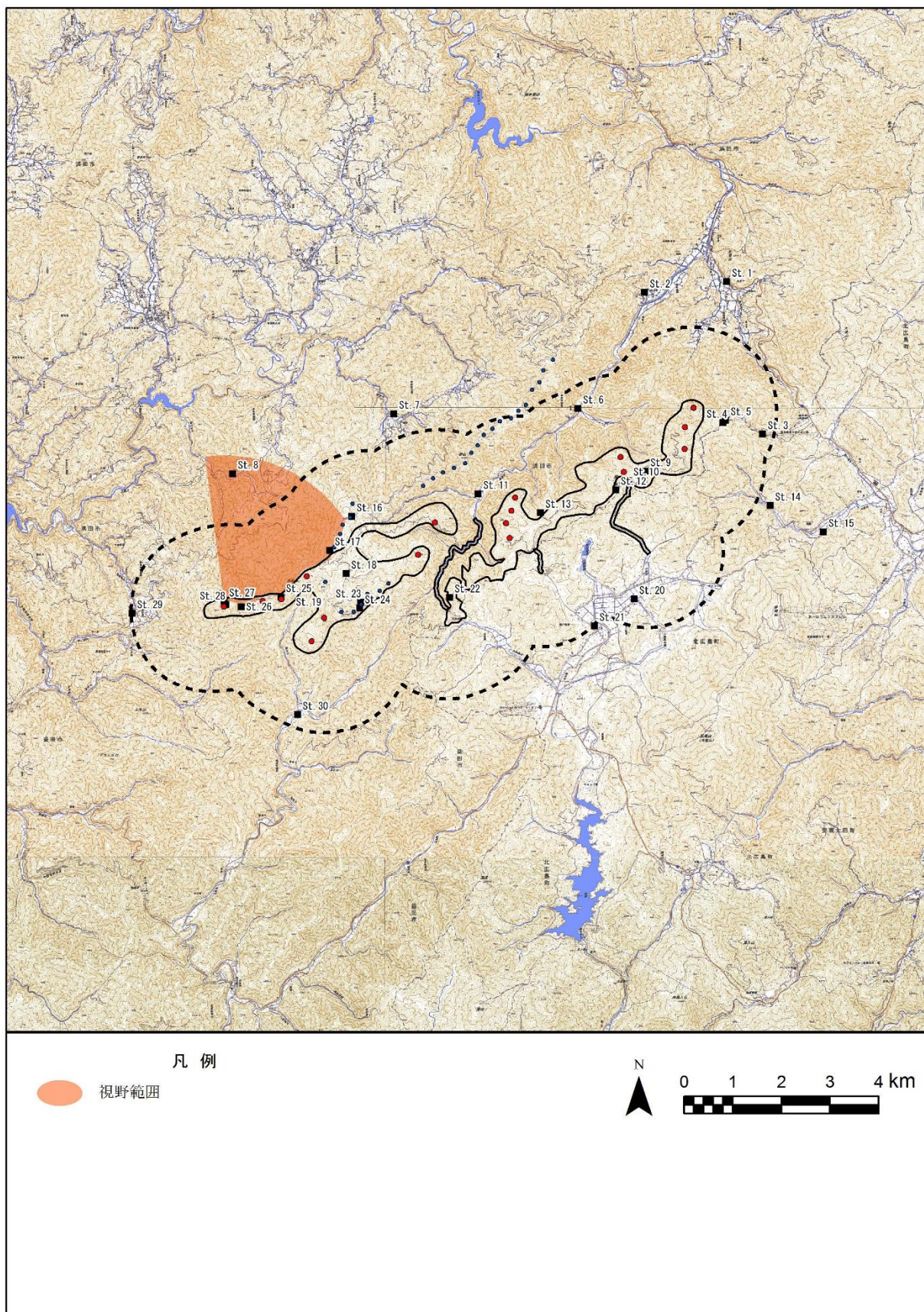


図 12(28) 視野範囲 (St. 27)

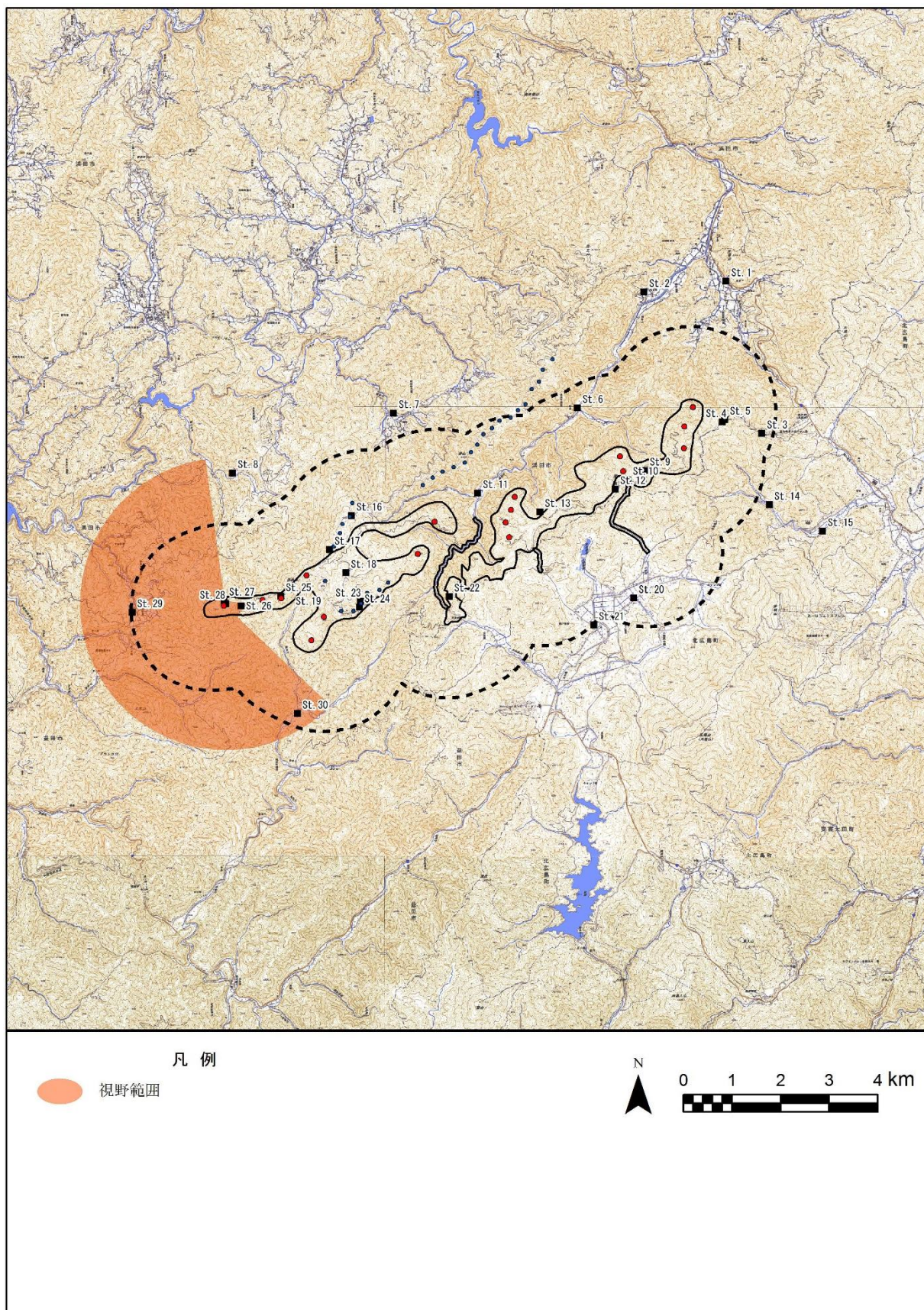


図 12(29) 視野範囲 (St. 28)

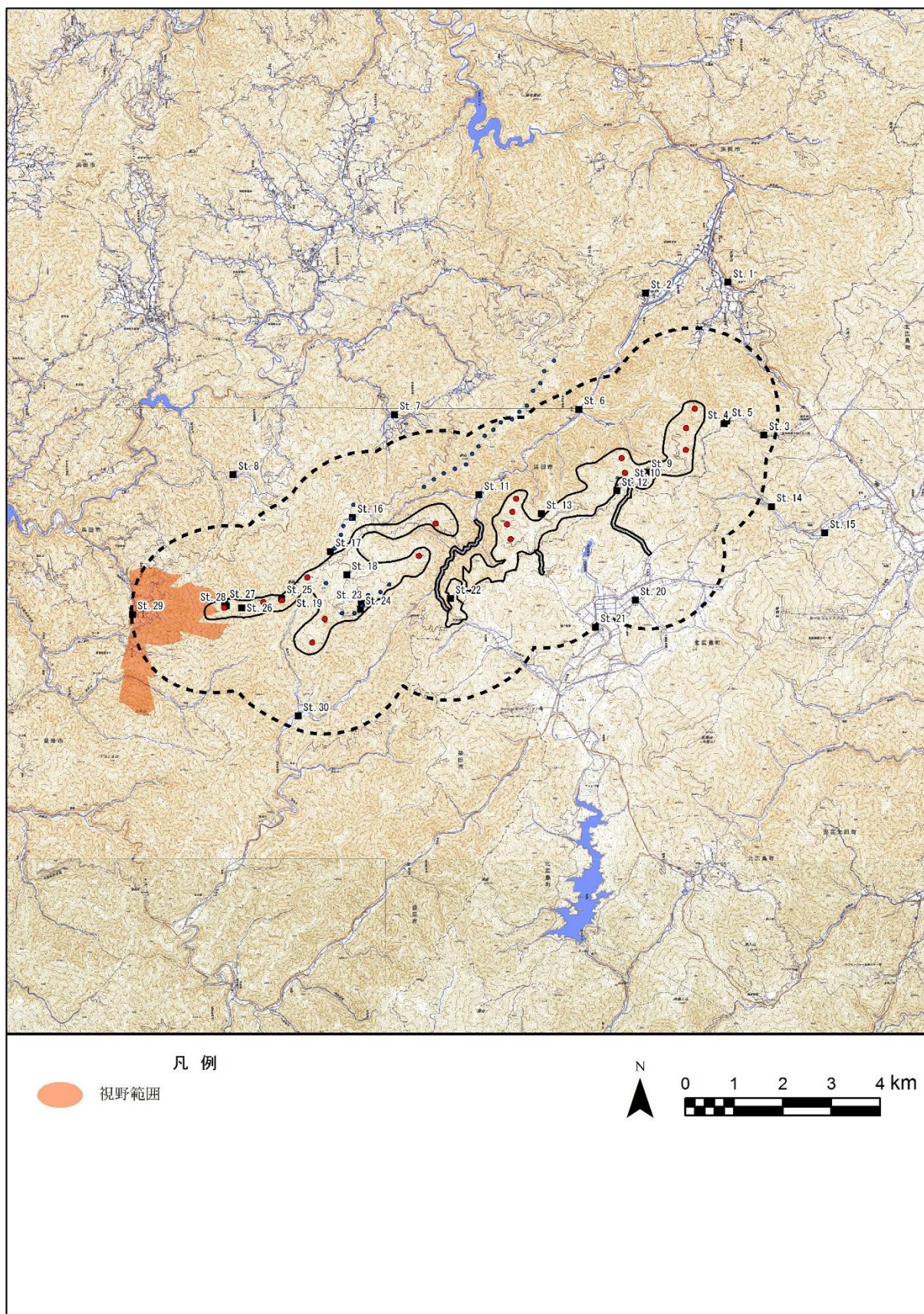


図 12(30) 視野範囲 (St. 29)

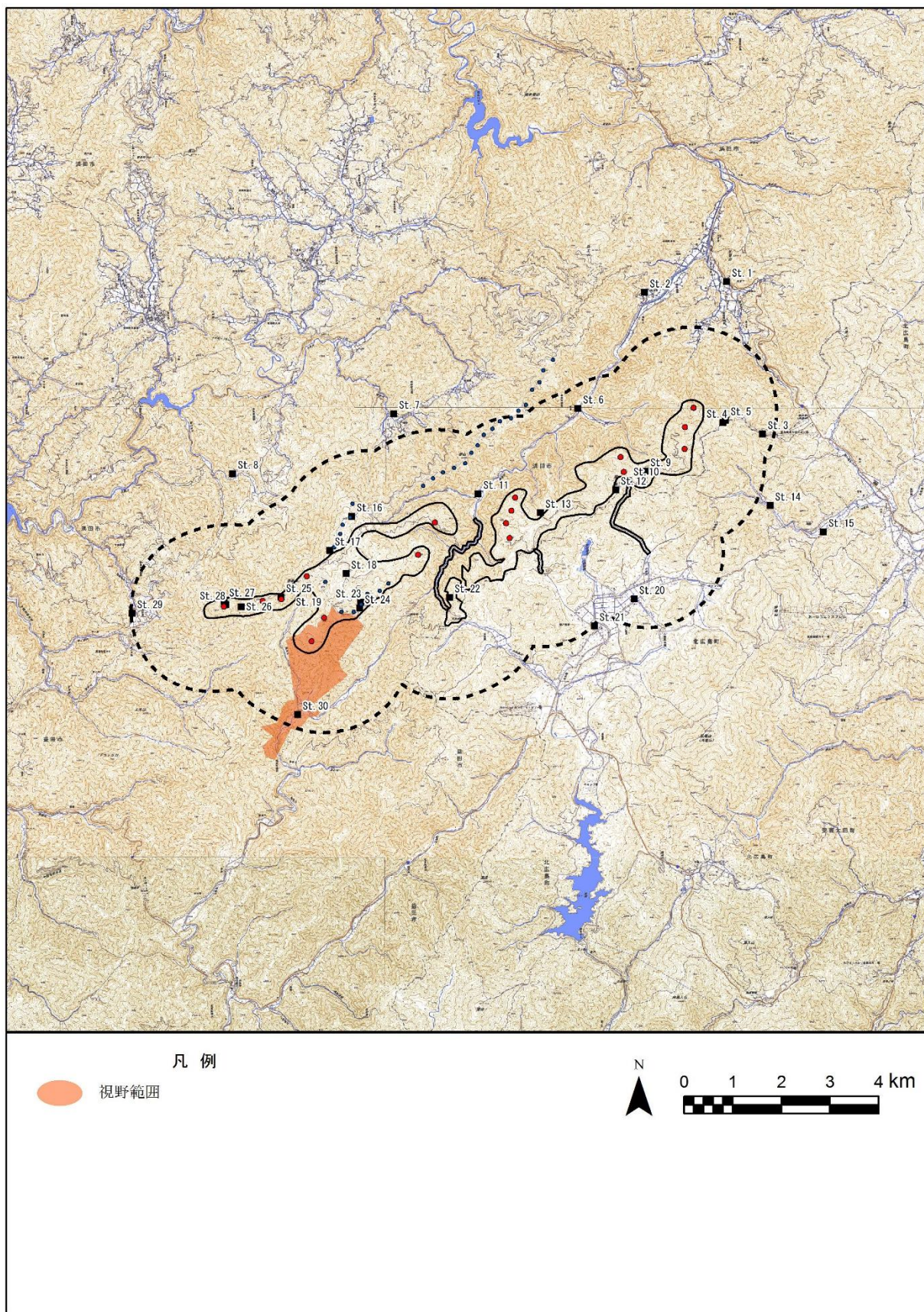


図 12(31) 視野範囲 (St. 30)

4 3. 専門家へのヒアリング状況【チェックリスト（方法書）No. 76】**【非公開】**

専門家へのヒアリングを実施した場合、ヒアリングを実施した年月、専門家の所属機関の属性、専門家の意見、事業者の対応が記載されているか。意見の根拠となる資料等がある場合は、その情報は記載されているか。[非公開可]

【専門家の意見、属性を確認するため】 【方法書P6. 2-92(406)～P6. 2-98(412)】

（事業者の見解）

専門家へのヒアリング状況は、表 5 のとおりです。

※個人情報保護の観点から非公開とします。

表 5 専門家へのヒアリング状況

（表は非公開）